労働条件等実態調査報告書

(平成30年7月31日現在)

福島市商工観光部

はじめに

平素より、本市労働行政の推進に特段なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の景気は、公共投資や住宅投資は減少傾向でありますが、個人消費は緩やかに持ち直しております。雇用情勢につきましては、有効求人倍率は高水準で推移しておりますが、建設や介護分野を中心に人材不足が続いておりますことから、ミスマッチの改善が求められております。

また、人口減少・少子高齢化に伴い労働力人口が減少傾向にある現在、行政機関や 事業所等が連携して、勤労者一人一人が、多様な働き方を選択・実現できる社会づ くりが求められています。

このような状況のもと、労働条件等実態調査を通して企業の実態や労働環境を把握し、諸課題に対応するための基礎資料として本報告書を作成いたしました。

なお、本書につきましては、各事業所の皆様におきましても、より一層の労働福祉 の向上と勤労者の生活安定のためにご活用いただければ幸いに存じます。

結びに、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらず、調査にご協力をいただきました事業所の皆様に、心から感謝申しあげますとともに、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年3月

福島市長木幡浩

目 次

	調	査の説明	1
	調	査の概要	2
	調	査計における過去3年比較表	4
調査	結	果	
I	事	業所の状況	
	1	事業所構成	5
	2	労働者構成	6
	3	常用労働者の職種構成	8
	4	労働者の年齢構成	8
	5	派遣労働者の受け入れ状況	9
	6	業務請負会社の利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	7	常用労働者における障がい者・外国人雇用状況	11
	8	パートタイマーの状況	12
	9	労働組合組織状況	14

Π	労働	動時間	
	1	所定労働時間	15
	2	所定外労働時間	16
Ш	休日	段制度	
_	1	年次有給休暇 ····································	18
	2	その他の休暇制度の導入状況	20
	3	その他の休暇制度の有給の割合	22
	J		~~

IV	休	業制度等	
	1	育児休業制度	24
	2	育児短時間勤務制度等	28
	3	子の看護休暇制度	31
	4	介護休暇制度	33
V	定年	丰制	
	1	定年制	36
VI	退	能金制度	
	1	常用労働者の退職金制度	39
	2	非正規職員の退職金制度	42
VII	賃	金制度	
	1	7月分賃金	43
	2	賞与の支払い	46
VIII	男	女共同参画	
	1	女性の昇進・参画	47
	2	育児等による退職者の再雇用制度	52
	3	職場環境	53
IX	ıŗ(D健康(メンタルヘルス)対策	
	1	取組状況と休業・退職の状況	55
	2	実施している対策	56
	3	取組んでいない理由	57
別沒	乔 資都	料 平成 30 年度 福島市労働条件等実態調査票	58

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を 20 人以上雇用している事業所を対象として 調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

- ①農林水産業
- ②鉱 業
- ③卸・小売業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

平成30年7月31日

4. 調査実施時期

平成30年10月1日 から 平成30年12月26日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は商業労政課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

7. 集計の方法

- ①集計は外部委託により行った。
- ②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。 よって、合計及び総計で合わない場合がある。
- ③平均値などの整数表記についても、表示桁数以下を四捨五入して表記しているため、合計及び総計で合 わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査票配布事業所 964事業所

有効回答数5 2 4 事業所(内、常用労働者 20 人以上: 3 1 9 事業所)有効回答率5 4. 4%(内、常用労働者 20 人以上: 3 3. 1%)

調査の概要

I. 事業所の状況

回答のあった常用労働者 20 人以上の 319 事業所について、労働者規模別にみると最も多いのが 20~49 人の 60. 2%であり、産業別では製造業の 21. 9%が最も多く、次いで、卸・小売業とサービス業の 15. 0%であった。

なお、労働者の男性と女性の割合は、55.6%と44.4%となっている。

Ⅱ. 労働時間

所定労働時間については、全ての労働者規模で1日あたりの法定労働時間である8時間を超えているところはなかった。

なお、1日の労働時間の平均は7時間45分で、最も長いのが医療関係の7時間52分、最も短いのが金融・ 保険の7時間17分で、35分の格差がみられた。

また、年間総労働日数については、全体平均が249.7日であった。労働者規模別で最も多いのが20~49人の251.7日、最も少ないのが50~99人の245.8日で、その差は5.9日であり、産業別では最も多いのが建設業の260.3日、最も少ないのが電気・ガスの221.2日で、その差は39.1日となっている。

Ⅲ. 休暇制度

年次有給休暇取得の全体平均は、付与日数 16.9 日に対して取得日数は 7.2 日で、取得率は 42.6%となっている。これを産業別にみると、付与日数の最も多いのは教育関係で 19.3 日、取得日数は金融・保険の 10.9 日、取得率は金融・保険の 58.6%が最も多くなっている。

計画的付与制度のある事業所の割合は35.9%である。なお、労働者規模別で最も高い割合は100人以上の41.3%、産業別では製造業の46.3%が最も高くなっている。

また、その他の休暇制度の導入状況は、リフレッシュ休暇の導入割合が18.2%、ボランティア休暇が8.2%、研修のための休暇が2.8%という状況にあり、さらに、その有給の割合については、それぞれリフレッシュ休暇が70.7%、ボランティア休暇が57.7%、研修のための休暇が55.6%となっている。

Ⅳ. 休業制度等

育児休業制度の規定を定めている事業所の割合は全体の98.7%であり、労働者規模別では50~99人と100人以上が高く、産業別では、卸・小売業、金融・保険、教育関係、電気・ガス、医療関係等の割合が100%となっている。なお、規定内容については、期間は「子が満1歳未満」の46.7%、賃金は「無給」の93.0%がそれぞれ最も多い。

また、次世代育成支援法にもとづき「行動計画」を届けている事業所の割合は32.6%となっている。 育児短時間勤務制度を定めている事業所は全体の87.8%である。その内容としては「短時間勤務」の86.8%、 育児の対象としては「3歳まで」の65.4%がそれぞれ最も多くなっている。

子の看護休暇制度を定めている事業所は全体の87.1%であり、100人以上の規模と金融・保険、教育関係、電気・ガスの規定割合が高くなっている。

また、介護休業制度を定めている事業所は全体の94.0%であり、この規定率は労働者規模100人以上の100%、産業別では金融・保険、教育関係、電気・ガスの100%が最も高く、次いで、製造業の95.7%となっている。

V. 定年制

定年制を実施している事業所は全体の98.1%であり、卸・小売業、金融・保険、教育関係、運輸・通信、 電気・ガス、医療関係等が高い割合になっている。

また、定年制の実施形態としては「一律定年制」が95.8%で最も多く、その定年年齢として最も多いのが「60歳」で74.0%である。

さらに、定年後の再雇用制度のある事業所は全体の89.7%であり、その形態としては「再雇用制度のみ」が78.3%、「勤務延長制度のみ」が7.3%、「両制度の併用」が14.3%となっている。

VI. 退職金制度

退職金制度のある事業所は全体の90.9%であり、その割合は労働者規模では100人以上が高く、産業別では運輸・通信とサービス業を除けば90%以上と高い割合にある。また、その形態としては「退職一時金制度のみ」が61.7%で最も多く、次いで、「退職一時金と退職年金制度の併用」の17.2%となっている。

退職金の支払い準備形態としては、「社内準備」が46.9%で最も多く、次いで、「中小企業退職金共済制度」の41.4%となっている。「中小企業退職金共済制度」は、労働者規模が小さいほど割合が高く、産業別では建設業が最も高い。また、「社内準備」の割合は、労働者規模が100人以上で高く、産業別では金融・保険で高い。

非正規職員の退職金制度のある事業所は全体の10.3%である。

Ⅲ. 賃金制度

平成30年7月分平均賃金は、男性33万2千円、女性が24万3千円であり、労働者規模でみると50~99人より20~49人の方がやや高めとなっているが、100人以上の合計賃金が最も高く、産業別では金融・保険で高くなっている。また、賞与の支払いがあった事業所の割合は全体の90.3%で、産業別では金融・保険と教育関係の割合が高くなっている。

支給月数は、男女とも100人以上規模及び建設業が最も多くなっている。

Ⅷ. 男女共同参画

昇給等の男女間格差としては、「男女とも変わらない」が47.3%で最も多く、「男性の方がはやく昇給等する」は8.2%となっている。なお、「男女とも変わらない」とする事業所割合が高いのが教育関係、医療関係で、「男性の方がはやく昇給等する」は卸・小売業などとなっている。

昇給等での男女間格差が生じる時期としては、「入社から11~15年まで」が19.2%となっており、これを 労働者規模でみると20~49人が最も高くなっている。

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が48.6%で最も多く、次いで、「特になし」の29.5%となっている。

区. 心の健康(メンタルヘルス)対策

メンタルヘルスに取り組んでいる事業所は226事業所と全体の70.8%となっており、労働者規模が大きいほど割合は高くなっている。産業別では金融・保険、教育関係、電気・ガスの割合が高くなっている。

メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は25.1%となっている。

メンタルヘルス対策の取り組みとして「相談窓口の設置」が56.2%というのに対し、対策に取り組んでいない事業所の理由として挙げられたのが、「専門スタッフがいない」の34.9%と最も高くなっている。

調査計における過去3年比較表

月 目		30年調査		前年比増減	29年調査		28年調	査
表 3 常用労働者の正規・非正規	非正規率	15. 2	%	1. 5 ポイント	13.7	%	14. 8	%
表 6 派遣労働者受入状況	受入率	25.7	%	0.9 ポイント		%	23.8	%
表 7 業務請負会社利用状況	利用率		%	1.3 ポイント		%	20. 2	%
表8障がい者雇用状況	受入率		%	2.1 ポイント		%	34. 4	%
表 8 外国人雇用状況	受入率		%	1. 1 ポイント		%	9. 6	%
表 9 パートタイマー利用状況	利用率		%	2. 7 ポイント		%	56. 0	%
				2. 7 ポイント △ 3. 2 ポイント				
表 9 正規職員と同じ仕事をするパート	存在率		%			%	46.7	%
表 9 パートの正規への転換制度	制定率		%	6.8 ポイント		%	53.3	%
表10 労働組合組織状況	組織率		%	△ 0.0 ポイント		%	26.8	%
表11 所定労働時間	1日	7時間45分		0分	7時間45分		7時間44	
表11 年間総労働日数	年間	249.7 ⋿		△ 1.3 日	251.0 日		248. 8	
表12 所定外労働時間	月間平均	10時間38 分	}	3 分	10時間35 分	1	11時間54	分
表13 年次有給休暇付与	日数		日	0.2 日		日	16.8	日
表13 年次有給休暇取得	取得率	42.6	%	0.7 ポイント	41.9	%	41. 1	%
表14 リフレッシュ休暇	規定率	18. 2	%	△ 2.8 ポイント	21.0	%	21.9	%
表15	有給率	70.7	%	2. 5 ポイント	68. 2	%	59. 1	%
表14 ボランティア休暇	規定率	8. 2	%	△ 0.1 ポイント	8.3	%	7. 6	%
表15	有給率		%			%	60. 9	%
表14 研修のための休暇	規定率		%	△ 1.0 ポイント		%	4. 3	%
表15	有給率		%	△ 11.1 ポイント		%	61.5	%
表16 育児休業制度	規定率		%	0.3 ポイント		%	97. 7	%
表18 (女性)取得者割合	取得率		%	△ 2.9 ポイント		%	89. 3	%
表18 (男性)取得者割合	取得率			0.7 ポイント			2. 9	
			%			%		%
	日数		日	8日	-		282	日
表18 (男性)取得日数	日数		日	7日		日	42	日
表16 次世代育成支援「行動計画」届出	届出率		%	△ 0.1 ポイント		%	34. 1	%
表20 育児短時間勤務制度等	規定率		%	△ 3.0 ポイント		%	88. 7	%
表23 子の看護休暇制度	規定率		%	1.8 ポイント		%	85.8	%
表25 介護休暇制度	規定率		%	2.3 ポイント	91.7	%	91. 7	%
表27 取得者のあった事業所割合	取得率	5.0	%	0. 2 ポイント	4.8	%	5. 1	%
表28 定年制	実施率	98.1	%	△ 0.3 ポイント		%	98. 3	%
表30 定年後の再雇用制度	実施率	89.7	%	△ 0.8 ポイント	90.5	%	91. 1	%
表31 退職金制度	実施率	90.9	%	△ 0.5 ポイント	91.4	%	90. 4	%
表34 非正規職員の退職金制度	実施率	10.3	%	2.4 ポイント	7.9	%	7. 6	%
表35 平均賃金 総 額	7月分	301.1 T	-円	7.5 千円	293.5 千	٦	291.1	千円
表35 所定内賃金	7月分	263.0 T		1.1 千円	261.9 千		260. 8	
表35 所定外賃金	7月分	38.0 T		6.4 千円	31.6 千		30. 4	
表36 賞与 回数	年間		。 回	△ 0.0 回		。 。	2. 2	
表36 月数	年間		- 月	Δ 0.0 ヶ月		·月	3. 1	ヶ月
表37 昇給等での男女間の格差の有無	男有利率		%	0.8 ポイント		%	7. 3	%
表39 管理職の割合(女性)	男女比		%	△ 0.5 ポイント		%	16.5	%
表41 教育研修実施状況(男性)	実施率		%	△ 5.6 ポイント		%	66. 0	%
表41 教育研修美施依然(男性)	美施卒 実施率		% %	5.6 ポイント		% %	34. 0	% %
表41 表42 育児等による退職者の再雇用制度				5. 0 ポイント 5. 0 ポイント				% %
	規定率		%			%	24. 5	
表43 セクシャル・ハラスメント相談窓口	設置率		%	5.2 ポイント		%	58. 9	% #
表43 相談件数	件		件	9件		牛	28	件
表44 メンタルヘルス対策	実施率		%	2.9 %		%	67	%
表44 1ヶ月以上の休業者数	人		人	75 人		人	109	人
表44 退職者数	人		人	15 人		人	48	人

[※]前年比増減では、小数点以下を四捨五入表示しているため、増減差に表示誤差が現れる場合があります。

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが 20~49 人の 60.2% 産業別で最も多いのが製造業で 21.9%

回答のあった事業所 319 社を労働者規模別でみると、20~49 人規模が 60.2%で最も多く、以下、50~99 人規模が 19.4%、100 人以上が 20.4%となっている。

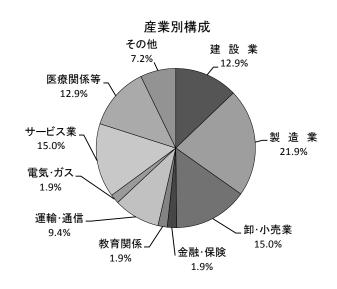
また、産業別でみると、製造業が21.9%と最も多く、以下、卸・小売業とサービス業の15.0%、次いで、建設業と医療関係等の12.9%が続き、最も少ないのは金融・保険と教育関係と電気・ガスで1.9%である。

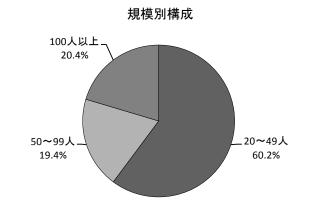
※産業別の考察においては、特段のことわりがない限り「その他」の産業区分は考察の対象として抽出しません。

表	1	事業	Ě所構成	上	段:事業所数	大、下段:%
区		分	事業所数	20~49人	50~99人	100人以上
=⊞	*	= ⊥	319	192	62	65
調	査	計	100.0	60. 2	19. 4	20. 4
建	設	業	41	32	7	2
廷	戓	未	12. 9	78. 0	17. 1	4. 9
製	<u>`</u> #	業	70	35	12	23
表	製 造 業		21.9	50. 0	17. 1	32. 9
午П.	小是	⊨ ₩	48	34	8	6
阳1.	כיני	己未	15. 0	70. 8	16. 7	12. 5
4 章	融·伊	고 『소	6	3	1	2
<u> 고</u> (11.17	不呼	1. 9	50. 0	17	33. 3
松	育関	1/2	6	2	3	1
狄	日氏	加木	1. 9	33. 3	50. 0	17
油田	俞·证	s /=	30	18	6	6
建業	削 * 处	世旧	9. 4	60. 0	20. 0	20. 0
雷车	気・力	ゴフ	6	3	1	2
电》	χ(·)	1	1. 9	50. 0	16. 7	33. 3
++_	_ ゛	ス業	48	36	8	4
9-		^未	15. 0	75. 0	16. 7	8. 3
医使	五日日人	系等	41	15	12	14
运炼	门天门	水寸	12. 9	36. 6	29. 3	34. 1
2	- のf	Ш	23	14	4	5
7	רט:	E.	7. 2	60. 9	17. 4	21.7
20.4	三量田 2	查計	315	190	72	53
294	一词可了	且前	100.0	60. 3	22. 9	16.8
28年	28年調査計		302	169	72	61
204	一可可丁	田山	100.0	56. 0	23. 8	20. 2



[※]これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。





2. 労働者構成

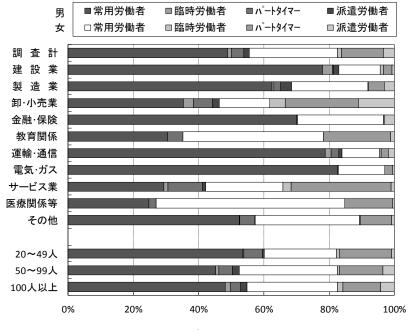
1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ 55.6% と 44.4% 雇用形態は「常用労働者」の割合が 75.8%、「パートタイマー」が 16.6%

労働者の男女比率は、全体でそれぞれ男性 55.6%と女性 44.4%となっている。労働者規模別でみると、 20~49 人の男性の比率が高くなっている。産業別にみると、男性の比率が高いのが運輸・通信、建設業、 電気・ガスで、女性の比率が高いのが医療関係等、教育関係である。雇用形態別の労働者数は、「常用労働 者」が最も多く、以下、「パートタイマー」、「派遣労働者」、「臨時労働者」の順となっている。また、男女 比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が圧倒的に 高くなっている。非正規労働者(臨時労働者+パートタイマー+派遣労働者)全体が労働者総数に占める割 合は24.2%となっている。

			はつてい	-								
表2 労働	動	者の雇用形	<u>/態と男女</u> 総 数	比率	常用党	4.EL.=X	E f n ± 224	压土	パートタ	/ -	派遣労	下段:%
区 分	. -	合計	総数 男性	女性	男性	女性	臨時労 男性	<u>倒有</u> 女性			男性	
	4	37, 675	<u>男性</u> 20, 942	16, 733	<u>男性</u> 18, 415	10, 159	<u> </u>	<u>女性</u> 488	男性 1,441	<u>女性</u> 4,808	<u> </u>	<u>女性</u> 1,278
調査	+	100.0	55. 6	44. 4	64. 4	35.6	48. 0	52.0	23. 1	76.9	33. 2	66.8
	+	1, 882	1, 562	320	1, 468	237	58	19	4	50	32	14
建設業	業 -	100.0	83. 0	17. 0	86. 1	13. 9	75. 3	24.7	7.4	92.6	69.6	30. 4
	1	11, 578	7. 925	3, 653	7, 239	2. 707	65	25	236	566	385	355
製造業	業 -	100.0	68. 4	31.6	72. 8	27. 2	72. 2	27.8	29. 4	70.6	52. 0	48. 0
	-	6, 612	3. 065	3. 547	2, 336	1. 023	205	312	384	1, 485	140	727
卸·小売業	€ -	100.0	46. 4	53.6	69. 5	30.5	39. 7	60	20. 5	79.5	16.1	83. 9
	1	391	275	116	274	103	-	-	1	1	-	12
金融·保険	€	100.0	70. 3	29. 7	72. 7	27. 3	-	-	50. 0	50.0	-	100.0
***		529	186	343	161	228	-	-	25	109	-	6
教育関係	: [100.0	35. 2	64.8	41. 4	58.6	-	-	18. 7	81.3	-	100.0
マニュー マー		3, 161	2, 655	506	2, 491	360	58	16	75	71	31	59
運輸·通信	1	100.0	84. 0	16.0	87. 4	12.6	78. 4	21.6	51.4	48.6	34. 4	65.6
電気・ガス	,	500	414	86	413	71	-	-	1	12	-	3
电メバカク	`	100.0	82.8	17. 2	85. 3	14. 7	-	-	7. 7	92. 3	-	100.0
サービス賞	¥ .	4, 470	1, 886	2, 584	1, 310	1, 058	61	111	473	1, 372	42	43
y L // 9	*	100.0	42. 2	57.8	55. 3	44. 7	35. 5	64. 5	25. 6	74. 4	49. 4	50.6
医療関係等	É .	6, 370	1, 722	4, 648	1, 577	3, 677	_	-	143	930	2	41
区原因床。	7	100.0	27. 0	73. 0	30. 0	70.0	-	-	13. 3	86. 7	4. 7	95.3
その他	L	2, 182	1, 252	930	1, 146	695	3	5	99	212	4	18
C 07 12	4	100.0	57.4	42.6	62. 2	37.8	37. 5	62.5	31.8	68. 2	18. 2	81.8
20~49人	_	8, 101	4, 867	3, 234	4, 338	1, 803	27	60	457	1, 299	45	72
20 .074	4	100.0	60.1	39.9	70.6	29.4	31.0	69.0	26. 0	74.0	38. 5	61.5
50~99人		5, 747	3, 012	2, 735	2, 598	1, 732	60	31	238	770	116	202
	_	100.0	52.4	47.6	60.0	40.0	65. 9	34. 1	23.6	76.4	36. 5	63.5
100人以上	- -	23, 827	13, 063	10, 764	11, 479	6, 624	363	397	746	2, 739	475	1,004
	4	100.0	54.8	45. 2	63. 4	36.6	47. 8	52. 2	21.4	78.6	32. 1	67. 9
29年調査言	+ -	30, 378	17, 375	13,003	15, 583	9, 279	145	171	1, 130	2, 976	517	577
	4	100.0	57. 2	42.8	62. 7	37.3	45. 9	54. 1	27. 5	72.5	47. 3	52. 7
28年調査言	+ -	32, 034	18, 058	13, 976	15, 975	9, 268	163	214	1, 583	4, 071	337	423
	28年調宜計	100. 0	56.4	43.6	63. 3	36. 7	43. 2	56.8	28. 0	72. 0	44. 3	55. 7

産業別・雇用形態別・男女別



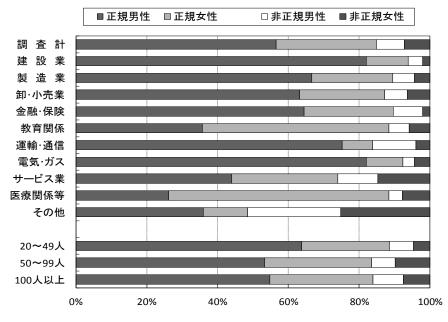
2) 常用雇用における正規及び非正規

正規と非正規の比率はそれぞれ、正規:84.8%、非正規:15.2% 産業別で最も非正規率が高いのは、サービス業で26.1%

常用雇用における正規または非正規の区分は、全体でそれぞれ正規 84.8%と非正規 15.2%となっている。男女別にみると正規男性が87.7%、正規女性が79.6%で男性の方が正規比率が高い。非正規については、産業別にみると非正規率が最も高いのがサービス業の26.1%であり、男性の比率が高いのが金融・保険、運輸・通信、建設業、女性の比率が高いのは医療関係である。労働者規模では、20~49人の非正規率が低くなっている。

表	3 常月	用労働者の	正規・非正	規比率				下段:%
区	分		常用労働者総	数	正規常用	月労働者	非正規常用	用労働者
≤	Л	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調	査 言	28, 574	18, 415	10, 159	16, 146	8, 087	2, 269	2, 072
可	且市	100.0	64. 4	35. 6	66.6	33. 4	52. 3	47. 7
建	設業	_⊭ 1, 705	1, 468	237	1, 399	202	69	35
廷	成 3	100.0	86. 1	13. 9	87. 4	12.6	66. 3	33. 7
製	造 第	<u>⊬</u> 9, 946	7, 239	2, 707	6, 623	2, 274	616	433
衣	但 7	100.0	72. 8	27. 2	74. 4	25. 6	58. 7	41.3
年 Π.	·小売業	3, 359	2, 336	1, 023	2, 122	806	214	217
굨	11.703	100.0	69. 5	30. 5	72. 5	27. 5	49. 7	50. 3
소:	融·保険	377	274	103	243	95	31	8
71/	知 小沙	100.0	72. 7	27. 3	71.9	28. 1	79. 5	20. 5
松	育関係	389	161	228	139	205	22	23
33	日因派	100. 0	41.4	58. 6	40. 4	59. 6	48. 9	51. 1
雷	輸·通信	2, 851	2, 491	360	2, 142	246	349	114
Æ	删過后	100.0	87. 4	12. 6	89. 7	10. 3	75. 4	24. 6
重:	気・ガス	484	413	71	397	50	16	21
Æ.	X(/)/\	100.0	85. 3	14. 7	88.8	11. 2	43. 2	56.8
++-	-ビス第	2, 368	1, 310	1, 058	1, 042	709	268	349
_	ヒハォ	100.0	55. 3	44. 7	59.5	40. 5	43. 4	56.6
医组	東関係 等	<u>5, 254</u>	1, 577	3, 677	1, 377	3, 268	200	409
227		100.0	30.0	70. 0	29.6	70. 4	32. 8	67. 2
	その他	1, 841	1, 146	695	662	232	484	463
		100. 0	62. 2	37. 8	74. 0	26. 0	51. 1	48. 9
20	~49人	6, 141	4, 338	1, 803	3, 918	1, 515	420	288
	70/	100.0	70. 6	29. 4	72. 1	27. 9	59. 3	40. 7
50	~99人	4, 330	2, 598	1, 732	2, 309	1, 307	289	425
	3370	100.0	60. 0	40. 0	63. 9	36. 1	40. 5	59. 5
100)人以上	18, 103	11, 479	6, 624	9, 919	5, 265	1, 560	1, 359
100	·//	100.0	63. 4	36. 6	65.3	34. 7	53. 4	46. 6
204	E調査計	24, 862	15, 583	9, 279	13, 951	7, 498	1, 632	1, 781
231	一则且可	100.0	62. 7	37. 3	65.0	35. 0	47. 8	52. 2
20.4	∓調査言	25, 188	15, 928	9, 260	14, 184	7, 275	1, 744	1, 985
201	一问且百	100.0	63. 2	36.8	66. 1	33. 9	46.8	53. 2

常用労働者の正規・非正規



3. 常用労働者の職種構成

最も多いのが「技能・労務」の31.0%、次いで「専門・技術」の28.6%

常用労働者の職種別構成は、最も多いのが「技能・労務」の 31.0%、以下、「専門・技術」の 28.6%、「事務」の 18.8%、「販売・サービス」の 17.1%の順となっている。

男女別にみてみると、「事務」と「専門・技術」で男女間の差が少なく、「技能・労務」では男性 76.7%、女性 23.3%で最も男女間の差が生じている。

表4 常用	労働者の職	養種別内訳											下段:%
区 分		総 数		事	務	販売・サ	ナービス	専門・	技術	技能・	· 労務	その	他
<u>Б</u>	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	29, 284	18, 577	10, 707	3, 024	2, 478	3, 089	1, 915	4, 680	3, 706	6, 969	2, 121	815	487
調査計	100.0	63.4	36.6	55.0	45. 0	61.7	38. 3	55. 8	44. 2	76. 7	23. 3	62. 6	37. 4
建設業	1, 708	1, 468	240	110	172	112	12	540	16	698	38	8	2
廷 改 未	100.0	85. 9	14. 1	39.0	61.0	90. 3	9. 7	97. 1	2. 9	94. 8	5. 2	80.0	20. 0
製 造 業	10, 091	7, 302	2, 789	1, 060	505	385	97	1, 881	452	3, 583	1, 537	393	198
表 追 未	100.0	72. 4	27. 6	67. 7	32. 3	79. 9	20. 1	80.6	19.4	70.0	30.0	66. 5	33. 5
卸·小売業	3, 658	2, 385	1, 273	346	439	1, 647	739	206	9	147	50	39	36
四 小元未	100.0	65. 2	34.8	44. 1	55. 9	69.0	31.0	95.8	4. 2	74. 6	25. 4	52. 0	48. 0
金融·保険	377	274	103	250	91	22	12	-	-	2	-	-	-
立限 休陕	100.0	72. 7	27. 3	73. 3	26. 7	64. 7	35. 3	-	-	100.0	-	-	-
教育関係	389	161	228	32	54	1	40	113	134	15	-	-	-
教育医院	100.0	41.4	58.6	37. 2	62.8	2. 4	97. 6	45. 7	54. 3	100.0	-	-	-
運輸·通信	2, 854	2, 495	359	285	170	270	52	152	24	1, 681	107	107	6
理輔・理信	100.0	87. 4	12.6	62. 6	37. 4	83. 9	16. 1	86. 4	13.6	94. 0	6. 0	94. 7	5
電気・ガス	484	413	71	118	65	25	3	268	3	2	-	-	-
电メールへ	100.0	85. 3	14.7	64. 5	35. 5	89. 3	10. 7	98. 9	1. 1	100.0	-	-	_
サービス業	2, 469	1, 318	1, 151	206	212	424	558	323	172	306	177	59	32
, L 八来	100.0	53. 4	46.6	49.3	50. 7	43. 2	56.8	65. 3	34. 7	63. 4	36.6	64. 8	35. 2
医療関係等	5, 324	1, 594	3, 730	256	402	153	353	1, 044	2, 849	74	55	67	71
区原因际专	100.0	29. 9	70. 1	38. 9	61.1	30. 2	69.8	26. 8	73. 2	57. 4	42. 6	48. 6	51.4
その他	1, 930	1, 167	763	361	368	50	49	153	47	461	157	142	142
(0)	100.0	60. 5	39.5	49.5	50. 5	50.5	49.5	76. 5	23. 5	74. 6	25. 4	50.0	50.0
20~49人	6, 357	4, 397	1, 960	477	674	1, 105	478	844	435	1, 706	287	265	86
201-437	100.0	69. 2	30.8	41.4	58. 6	69.8	30. 2	66.0	34. 0	85. 6	14. 4	75. 5	24. 5
50~99人	4, 578	2, 649	1, 929	403	398	504	492	662	630	1, 022	317	58	92
301-337	100.0	57. 9	42. 1	50.3	49. 7	50.6	49. 4	51. 2	48.8	76. 3	23. 7	38. 7	61.3
100人以上	18, 349	11, 531	6, 818	2, 144	1, 406	1, 480	945	3, 174	2, 641	4, 241	1, 517	492	309
100人以工	100.0	62.8	37. 2	60. 4	39.6	61.0	39.0	54.6	45. 4	73.7	26. 3	61.4	38.6
29年調査計	25, 690	15, 994	9, 696	2, 596	2, 170	2, 734	1, 585	3, 943	3, 405	5, 878	2, 130	843	406
23十四旦司	100.0	62. 3	37.7	54. 5	45. 5	63.3	36. 7	53. 7	46.3	73. 4	26. 6	67. 5	32. 5
28年調査計	25, 068	15, 786	9, 282	2, 641	2, 147	2, 427	1, 466	3, 576	2, 995	6, 112	2, 209	1, 030	465
20牛峒宜計	100.0	63.0	37.0	55. 2	44. 8	62. 3	37. 7	54. 4	45. 6	73. 5	26. 5	68. 9	31.1

※回答の中には、常用労働者以外の雇用形態を含む(事業所の回答記入優先)ため、表2と合計が一致しない場合があります。

4. 労働者の年齢構成

「40~49歳」の24.7%で最も多く、次いで「50~59歳」が22.3%、「30~39歳」が19.6%

労働者の年齢別構成は、「40~49歳」が24.7%で最も多く、以下、「50~59歳」が22.3%、「30~39歳」が19.6%、「15~29歳」が18.9%、そして「60歳以上」が14.5%となっている。

また、雇用形態別労働者数の年齢構成をみると、「常用労働者」は若い年代の方の割合が高く、「パートタイマー」は年齢の高い方の割合が高くなっている。

表5 労働	者の年齢別	構成									中具	殳:総数に対			
区分		総 数			常用労働者			臨時労働者		パ	ートタイマ-	_		派遣労働者	
	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
	35, 161	20, 055	15, 106	28, 116	18, 182	9, 934	1, 076	483	593	5, 366	1, 095	4, 271	603	295	308
調査計	100.0	100.0	100.0	80.0	90. 7	65.8	3. 1	2. 4	3. 9	15.3	5. 5	28. 3	1.7	1. 5	2. 0
	100.0	57.0	43.0	100.0	64. 7	35. 3	100.0	44. 9	55. 1	100.0	20. 4	79.6	100.0	48. 9	51.1
	6, 654	3, 877	2, 777	5, 733	3, 456	2, 277	376	205	171	468	183	285	77	33	44
15~29歳	18. 9	19.3	18. 4	86. 2	89. 1	82. 0	5. 7	5. 3	6. 2	7.0	4. 7	10.3	1. 2	0. 9	1.6
	100.0	58. 3	41.7	100.0	60.3	39. 7	100.0	54. 5	45. 5	100.0	39. 1	60.9	100.0	42. 9	57. 1
	6, 876	3, 999	2, 877	5, 899	3, 797	2, 102	77	19	58	733	109	624	167	74	93
30~39歳	19.6	19.9	19.0	85.8	94.9	73. 1	1.1	0.5	2. 0	10.7	2. 7	21.7	2.4	1. 9	3. 2
	100.0	58. 2	41.8	100.0	64.4	35. 6	100.0	24. 7	75. 3	100.0	14. 9	85. 1	100.0	44. 3	55. 7
	8, 686	4, 965	3, 721	7, 232	4, 718	2, 514	147	32	115	1, 117	112	1, 005	190	103	87
40~49歳	24. 7	24.8	24. 6	83.3	95.0	67. 6	1.7	0.6	3. 1	12. 9	2. 3	27. 0	2. 2	2. 1	2. 3
	100.0	57. 2	42. 8	100.0	65. 2	34. 8	100.0	21.8	78. 2	100.0	10.0	90.0	100.0	54. 2	45.8
	7, 846	4, 224	3, 622	6, 301	4, 009	2, 292	147	41	106	1, 285	111	1, 174	113	63	50
50~59歳	22. 3	21.1	24. 0	80.3	94. 9	63. 3	1.9	1.0	2. 9	16.4	2. 6	32. 4	1.4	1. 5	1.4
	100.0	53.8	46. 2	100. 0	63.6	36. 4	100.0	27. 9	72. 1	100.0	8. 6	91.4	100.0	55. 8	44. 2
	5, 099	2, 990	2, 109	2, 951	2, 202	749	329	186	143	1, 763	580	1, 183	56	22	34
60歳以上	14. 5	14.9	14. 0	57. 9	73. 6	35. 5	6.5	6. 2	6.8	34.6	19.4	56. 1	1.1	0. 7	1.6
	100.0	58.6	41.4	100.0	74. 6	25. 4	100.0	56. 5	43. 5	100.0	32. 9	67. 1	100.0	39. 3	60. 7
	29, 643	17, 019	12, 624	24, 415	15, 446	8, 969	509	213	296	4, 069	1, 120	2, 949	650	240	410
29年調査計	100.0	100.0	100.0	82.4	90.8	71.0	1.7	1.3	2. 3	13.7	6.6	23. 4	2. 2	1.4	3. 2
	100.0	57.4	42. 6	100.0	63.3	36. 7	100.0	41.8	58. 2	100.0	27. 5	72. 5	100.0	36. 9	63. 1
	30, 471	17, 367	13, 104	24, 722	15, 740	8, 982	421	186	235	4, 690	1, 258	3, 432	638	183	455
28年調査計	100.0	100.0	100.0	81.1	90.6	68. 5	1.4	1.1	1.8	15.4	7. 2	26. 2	2. 1	1. 1	3. 5
	100. 0	57. 0	43. 0	100. 0	63.7	36. 3	100.0	44. 2	55. 8	100.0	26. 8	73. 2	100.0	28. 7	71.3

5. 派遣労働者の受け入れ状況

「受け入れている」割合は全体の 25.7%

派遣労働者を受け入れている事業所の割合は25.7%となっている。また、その業務内容で最も比率が高 いのは、「事務」で34.5%、次いで、「技能・労務」の29.2%と「専門・技術」の18.6%である。

これを労働者規模にみると、規模が大きくなるほど「受け入れている」割合は高くなり、100人以上の事 業所における受け入れ割合は53.8%である。

また、産業別では、「受け入れている」割合が最も高いのは製造業で41.4%、次いで、金融・保険と教育 関係の33.3%である。

表6 派遣			その業務内	谷	業務は	 內容		下段:9
区 分	事業所 総 数	受け入れ 事業所数	事 務	販売・ サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答
調査計	319	82 25. 7	39 <i>34. 5</i>	10 8.8	21 18. 6	33 <i>29. 2</i>	10 <i>8. 8</i>	
	41	23. 7	2	0.0	70.0	23.2	<i>0. 0</i>	
建設業	71	17. 1	25. 0	_	37. <i>5</i>	25. 0	12. 5	
	70	29	11	2	8	23. 0	12.0	_
製 造 業	70	41.4	22. 9	4. 2	16. 7	47. 9	8.3	
	48	9	<u> </u>	4. 2	70.7	1	<i>0.0</i>	
卸·小売業	40	18.8	40. 0	40. 0	10.0	10.0	_	-
소해 /모양	6	2	2	_	_	_	_	_
金融·保険		33. 3	100. 0	_	-	-	-	_
数本明度	6	2	2	_	-	_	_	_
教育関係		33. 3	100. 0	_	-	-	-	-
宝松 落层	30	7	4	1	2	4	2	_
運輸·通信		23. 3	30. 8	7. 7	15. 4	30.8	15. 4	-
電气 ギュ	6	1	1	_	-	-	-	_
電気・ガス		16. 7	100. 0	-	-	-	-	-
サービス業	48	11	4	3	4	1	1	_
リーレへ来		22. 9	30. 8	<i>23. 1</i>	30. 8	7. 7	7. 7	-
医療関係等	41	11	7	_	3	-	2	_
区僚制除守		26.8	<i>58. 3</i>	ı	<i>25. 0</i>	-	16. 7	-
その他	23	3	2	-	_	2	-	_
ての他		13. 0	<i>50. 0</i>	ı	_	<i>50. 0</i>	_	-
20~49人	192	28	7	3	5	16	4	_
2010年9人		14.6	20. 0	8. 6	14. 3	45. 7	11. 4	_
50~99人	62	19	12	4	3	8	4	_
0039人		30.6	38. 7	12. 9	9. 7	25. 8	12. 9	
100人以上	65	35	20	3	15	15	5	_
100八次工		53.8	<i>34. 5</i>	<i>5. 2</i>	<i>25. 9</i>	<i>25. 9</i>	8. 6	
20年調杏計	315	78	37	9	14	26	15	6
29年調査計		24. 8	34. 6	8. 4	13. 1	24. 3	14. 0	5. 6
28年調査計	302	72	39	7	15	19	5	6
20十四月日		23.8	42.9	7. 7	16.5	20.9	5.5	6.6

派遣労働者の業務内容

7. 7

16. 5

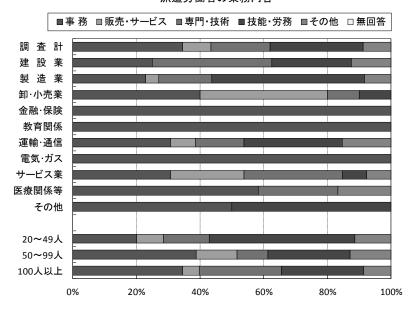
20. 9

5. 5

6. 6

42. 9

23. 8



6. 業務請負会社の利用状況

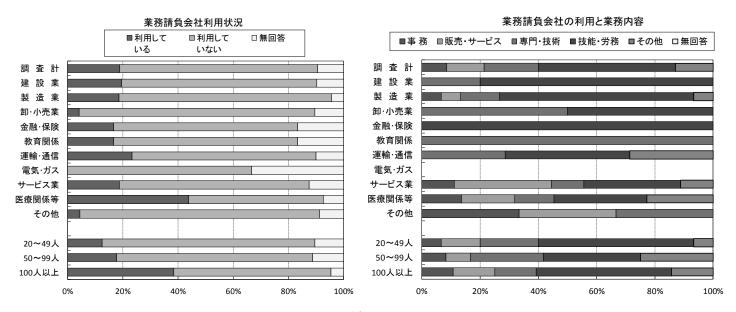
「利用している」割合は全体の 18.8%

業務請負会社を「利用している事業所」の割合は18.8%、「利用していない」が71.8%、「無回答」が9.4% となっている。また、その業務内容で最も比率が高いのは、「技能・労務」で47.1%、次いで、「専門・技術」の18.6%である。

これを労働者規模にみると、100人以上の事業所における「利用している」割合が最も高く38.5%である。

また、産業別では、「利用している」割合が最も高いのが医療関係等で43.9%、次いで、運輸・通信で23.3%、他の産業ではいずれも20%以下の利用率となっている。

表7 業務	学 X													
	事業所	業務請負			業務は	容			業務請負	業務請負				
区分	総数	会社利用 事業所数	事 務	販売・ サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答	会社利用 な し	会社利用 無回答				
調査計	319	60	6	9	13	33	9	_	229	30				
讷 且 引		18.8	8. 6	12. 9	18. 6	47. 1	12. 9	_	71.8	9.4				
建設業	41	8	_		2	8	_		29	4				
连 战 未		19. 5	-	_	20. 0	80. 0	_		70. 7	9.8				
製 造 業	70	13	1	11	2	10	1		54	3				
衣 追 木		18. 6	6. 7	6. 7	13. 3	66. 7	6. 7	_	77. 1	4. 3				
卸·小売業	48	2	-		1	1			41	5				
山石九木		4. 2	-	_	<i>50. 0</i>	<i>50. 0</i>	_	_	85. 4	10. 4				
金融·保険	6	1	-		_	1			4	1				
立		16. 7	-	_	_	100. 0	_	_	66. 7	16. 7				
教育関係	6	1	-	-	1	-	-	_	4	1				
水田风水		16. 7	-	_	100. 0	-	_	_	66. 7	16. 7				
運輸·通信	30	7	_		2	3	2		20	3				
生制 地口		23. 3	-	_	28. 6	42. 9	28. 6	_	66. 7	10.0				
電気・ガス	6	-	-	-	-	-	-	_	4	2				
电スパスス		_	-	_	ı	_	_	_	66. 7	33. 3				
サービス業	48	9	1	3	1	3	1	_	33	6				
, ,,		18. 8	11. 1	33. 3	11. 1	33. 3	11. 1	_	68.8	12. 5				
医療関係等	41	18	3	4	3	7	5		20	3				
		43. 9	<i>13. 6</i>	<i>18. 2</i>	13. 6	31. 8	22. 7	_	48. 8	7. 3				
その他	23	1	1	1	1	-	-	_	20	2				
C 07 12		4. 3	<i>33. 3</i>	<i>33. 3</i>	33. 3	_	_	_	87. 0	8. 7				
20~49人	192	24	2	4	6	16	2	_	148	20				
20 40)		12. 5	6. 7	<i>13. 3</i>	20. 0	<i>53. 3</i>	6. 7	_	77. 1	10. 4				
50~99人	62	11	1	1	3	4	3		44	7				
00 00)(17. 7	8. 3	8. 3	<i>25. 0</i>	33. 3	<i>25. 0</i>	_	71.0	11. 3				
100人以上	65	25	3	4	4	13	4	_	37	3				
.00702		38.5	<i>10. 7</i>	14. 3	14. 3	46. 4	<i>14. 3</i>	_	56.9	4. 6				
29年調査計	315	55	7	6	14	30	13	_	225	35				
こ~一四日日		17. 5	10.0	8. 6	20. 0	42. 9	18. 6	_	71.4	11.1				
28年調査計	302	61	13	4	18	29	12	-	214	27				
		20. 2	17. 1	<i>5. 3</i>	<i>23. 7</i>	<i>38. 2</i>	<i>15. 8</i>	-	70. 9	8. 9				



7. 常用労働者における障がい者・外国人雇用状況

障がい者を雇用している事業所の割合は36.7%、外国人を雇用している事業所の割合は11.3% 障がい者の雇用者総数は365人、外国人の雇用者総数は180人

障がい者を雇用している事業所の割合は 36.7%であり、外国人を雇用している事業所の割合は 11.3% となっている。また、障がい者の雇用者総数は 365 人で男性が 67.1%を占め、一方、外国人の雇用者総数は 180 人で男性が 55.6%を占めている。

産業別では、障がい者を雇用している事業所の割合が高いのは医療関係等の53.7%、外国人の場合は教育関係の50.0%である。また、雇用労働者数では障がい者の製造業が最も多い。

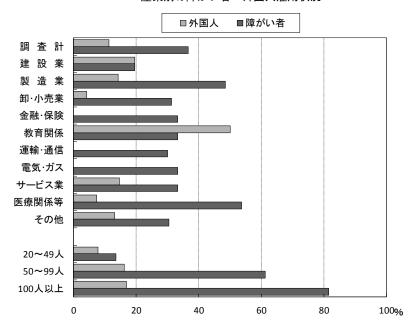
表8 障がい者・外国人雇用状況(雇用事業所数・常用労働者数)

下段:%

一次の 降か	10 10 7FE	当八准用1人	沈(准用手	木川双:「	5 用刀倒石	双)						1、4文 . 70
区分	事業所	雇用事	業所数		総 計			障がい者			外国人	
	総数	障がい者	外国人	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	319	117	36	545	345	200	365	245	120	180	100	80
动 且 司		36. 7	11. 3	100.0	63.3	36. 7	67. 0	67. 1	32. 9	33. 0	55.6	44. 4
建設業	41	8	8	26	22	4	10	9	1	16	13	3
连 改 未		19. 5	19. 5	100.0	84. 6	15. 4	<i>38. 5</i>	90.0	10.0	61. 5	81.3	18.8
製 造 業	70	34	10	288	174	114	166	109	57	122	65	57
衣 坦 木		48. 6	14. 3	100. 0	60. 4	39. 6	<i>57. 6</i>	65. 7	34. 3	42. 4	53. 3	46. 7
卸·小売業	48	15	2	67	45	22	63	41	22	4	4	_
四 77元末		31.3	4. 2	100.0	67. 2	32. 8	94. 0	65. 1	34. 9	6. 0	100.0	_
金融·保険	6	2	_	2	1	1	2	1	1	-	_	_
並附近一体院		33. 3	_	100. 0	50.0	50. 0	100. 0	50.0	50.0	_	-	_
教育関係	6	2	3	7	7	_	2	2		5	5	_
我自因派		33. 3	50.0	100.0	100.0		28. 6	100.0	_	71. 4	100.0	_
運輸·通信	30	9	_	19	15	4	19	15	4	-	-	_
生物 旭旧		30. 0	-	100.0	78. 9	21. 1	100. 0	78. 9	21. 1	-	-	-
電気・ガス	6	2	_	8	6	2	8	6	2	-	-	-
电スパパハ		33. 3	-	100.0	75. 0	25. 0	100. 0	75. 0	25. 0	-	-	_
サービス業	48	16	7	55	35	20	29	23	6	26	12	14
<i>,</i> , , , ,		33. 3	14. 6	100.0	63. 6	36. 4	<i>52. 7</i>	79. 3	20. 7	47. 3	46. 2	53.8
医療関係等	41	22	3	52	26	26	48	26	22	4	-	4
区派因派节		53. 7	7. 3	100.0	50.0	50.0	92. 3	54. 2	45. 8	7. 7	-	100.0
その他	23	7	3	21	14	7	18	13	5	3	1	2
(0)		30. 4	13. 0	100.0	66. 7	33. 3	<i>85. 7</i>	72. 2	27.8	14. 3	33. 3	66. 7
20~49人	192	26	15	75	53	22	36	29	7	39	24	15
20 1070		13. 5	7. 8	100.0	70. 7	29. 3	48. 0	80. 6	19. 4	<i>52. 0</i>	61.5	38. 5
50~99人	62	38	10	157	85	72	64	50	14	93	35	58
00 00)(61.3	16. 1	100.0	54. 1	45. 9	40. 8	78. 1	21. 9	<i>59. 2</i>	37. 6	62. 4
100人以上	65	53	11	313	207	106	265	166	99	48	41	7
1007(2)		81.5	16. 9	100.0	66. 1	33. 9	84. 7	62. 6	37. 4	15. 3	85. 4	14. 6
29年調査計	315	109	32	435	260	175	298	213	85	137	47	90
20一侧直印		34. 6	10. 2	100.0	59.8	40. 2	<i>68. 5</i>	71.5	28. 5	31. 5	34. 3	65. 7
28年調査計	302	104	29	394	224	170	309	197	112	85	27	58
20十메耳司		34. 4	9.6	100.0	56.9	43. 1	<i>78. 4</i>	63.8	36. 2	21. 6	31.8	68. 2

| 34.4 | 9.6 | 100.0 | 56.9 | 43.1 | 78.4 | 63.8 | 36.2 | ※1つの事業所で障がい者及び外国人を雇用している場合は、それぞれ事業所数にカウントしています。

産業別の障がい者・外国人雇用状況



8. パートタイマーの状況

パートタイマーを利用している事業所の割合は 61.1% 内、正規と同じ仕事をしているのが 45.1%、正規への転換制度があるのは 58.5%

パートタイマーを利用している事業所の割合は61.1%であり、その内、正規職員と同じ仕事をしている割合は45.1%となっている。また、正規への転換制度等があるのは58.5%となっている。

産業別では、パートタイマーを利用している事業所の割合が高いのは、教育関係で 100%、次いで、回 医療関係等の 90.2%、製造業の 70.0%である。また、労働者規模別にみると、規模が大きくなるほどパートタイマーの利用率が高まる傾向にある。

表9 パートタイマーの状況

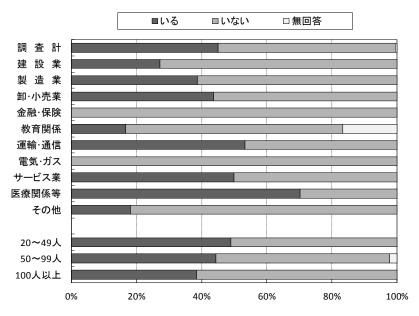
下段:%

_ 表 9	<u> </u>	トタイマ	一の状況							下段:%
区	分	事業所	パートタイ マー利用		と同じ仕事を ペートタイマー	-		正規への転	換制度等	
	/1	総数	事業所数	いる	いない	無回答	ある	ない	検討中	無回答
-m -k	=1	319	195	88	106	1	114	81	25	_
調査	計		61.1	45. 1	54. 4	0. 5	58. 5	41.5	30. 9	_
z . =	業	41	11	3	8	_	2	9	4	-
建設	未		26.8	27. 3	72. 7	-	18. 2	81.8	44. 4	_
製造	業	70	49	19	30	_	25	24	7	_
表 坦	未		70.0	38.8	61. 2	-	51.0	49.0	29. 2	-
卸·小引	⊢ ₩	48	32	14	18	_	22	10	4	_
町・小り	己未		66. 7	43.8	56. 3	_	68.8	31.3	40. 0	_
金融·伊	고 『소	6	1	_	1	_	1	-	_	_
亚州工厂	不呼		16. 7	_	100. 0	_	100.0	ı	_	_
教育関	1/2	6	6	1	4	1	4	2	1	_
叙目法	门术		100.0	16.7	66. 7	16. 7	66. 7	33. 3	<i>50. 0</i>	_
運輸·通	≲ / =	30	15	8	7	_	8	7	2	_
连期 证	世1百		50.0	53. 3	46. 7	_	53. 3	46. 7	28. 6	_
電気・カ	ボフ	6	3	_	3	-	_	3	_	_
电メいう	, ^		50.0	_	100. 0	_	_	100.0	_	_
サービ	7 坐	48	30	15	15	_	19	11	2	_
9-67	へ未		62. 5	50.0	50.0	_	63.3	36.7	<i>18. 2</i>	_
医療関係	玄笙	41	37	26	11	_	29	8	4	_
上 原因	不寸		90. 2	70. 3	29. 7	_	78. 4	21.6	<i>50. 0</i>	_
その1	uh	23	11	2	9	_	4	7	1	_
(0)	E.		47.8	18. 2	81.8	_	36. 4	63.6	14. 3	_
20~49	λ	192	98	48	50	_	57	41	14	
20 40	,,		51.0	49.0	51.0	_	58. 2	41.8	34. 1	_
50~99	ι	62	45	20	24	1	25	20	6	
30 - 30	,,		72. 6	44. 4	53. 3	2. 2	55. 6	44. 4	<i>30. 0</i>	_
100人以	:J F	65	52	20	32	_	32	20	5	_
100/12	^_		80.0	38. 5	61.5	_	61.5	38. 5	<i>25. 0</i>	_
29年調	杏計	315	184	89	92	3	95	88	27	1
20一門	ᄪᇚ		58. 4	48. 4	50. 0	1.6	51.6	47.8	<i>30. 7</i>	0. 5
28年調	杏計	302	169	79	88	2	90	77	30	2
とい一一のり」	ᄪᇚ		56.0	46. 7	52. 1		53. 3	45. 6	<i>39. 0</i>	1. 2

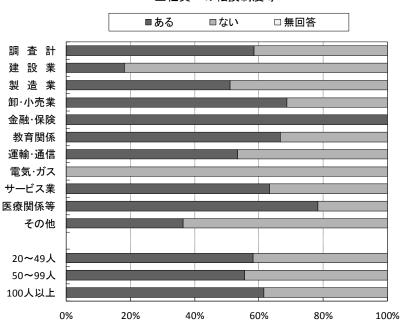
【正規職員への転換制度の主な代表例】

- ・本人の希望により検討(勤務年数が3年または5年以上と定めている場合や年齢制限がある。)
- ・勤務態度と能力により採用試験(職員登用試験等)を受けてもらう。
- ・ステップアップ制度等の採用
- ・長時間労働などの正規同様の勤務時間(勤務体制)が可能な場合。
- ・勤務評価制度により採点して、優秀な者を正規登用。
- ・資格取得や国家試験合格等により、正規への登用を検討。

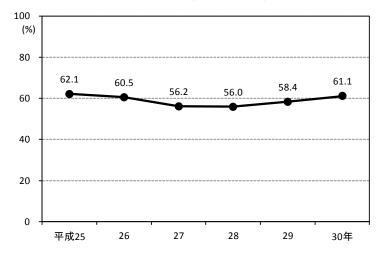
正社員と同じ仕事をしているパートタイマー



正社員への転換制度等



パートタイマー利用事業所割合の推移



- 13 -

9. 労働組合組織状況

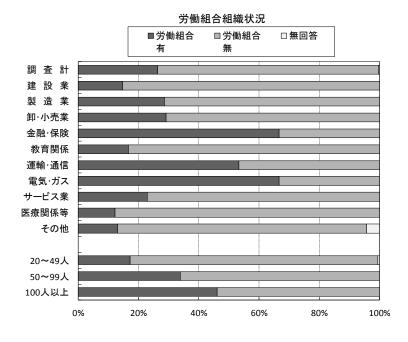
組合の「ある」割合が26.3%、「ない」割合は73.4%

労働組合の「ある」事業所の割合は26.3%、「ない」割合は73.4%、「無回答」割合は0.3%という結果になっている。

これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きくなるほど労働組合の「ある」割合が高くなり、100人以上の事業所における組合のある割合は46.2%である。

また、産業別では、組合の「ある」割合の高いのが金融・保険と電気・ガスの66.7%であり、反対に組合の「ない」割合が高いのは医療関係等の87.8%、建設業の85.4%、教育関係の83.3%となっている。

表10	古娄記 兴县40人 兴县40人											
区	分	事業所 総 数	労働組合 有	労働組合 無	無回答							
調査	計	319	84 26. 3	234 73. 4	1 0. 3							
建設	業	41	6	35	-							
E D	^		14. 6	85. 4	_							
製造	業	70	20	50	-							
4X Æ	*		28. 6	71.4	-							
卸·小壳	業	48	14	34	-							
μ ₁ , 1,)(- X		29. 2	70.8	_							
金融·保	全国	6	4	2	_							
- TE (1) A (2)	NIX.		66. 7	33. 3	_							
教育関	係	6	1	5	_							
저머지	I/K		16. 7	83. 3	_							
運輸·通	5./≘	30	16	14	-							
生 制 也	210		53. 3	46. 7	_							
電気・力	ĭΖ	6	4	2	-							
电风力	, ^		66. 7	33. 3	_							
サービス	2 丵	48	11	37	_							
9 67	ヾ゙゙゙゙゙		22. 9	77. 1	_							
医療関係	亥 笙	41	5	36	-							
区原因	不寸		12. 2	87.8	_							
その作	Н	23	3	19	1							
ての』	Ŀ		13.0	82. 6	4. 3							
20~49	1	192	33	158	1							
20.949	^		17. 2	82. 3	0. 5							
50~99	1	62	21	41	-							
50~99	^		33. 9	66. 1	-							
100人以	ı F	65	30	35	_							
100人以	΄ Τ		46. 2	53.8	_							
29年調3	±≢+	315	83	231	1							
ムシ十一両1	1		26. 3	73. 3	0.3							
28年調3	±≢+	302	81	220	1							
20十前1	1 □ □		26. 8	72. 8	0.3							



Ⅱ. 労働時間

1. 所定労働時間

1日の労働時間は1事業所平均7時間45分年間総労働日数は1事業所平均249.7日

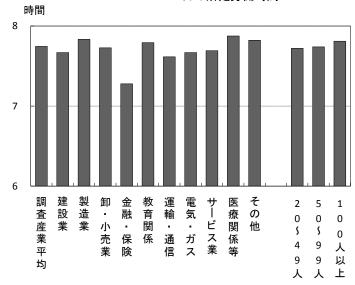
1日の所定労働時間は1事業所平均で「7時間45分」となっている。労働者規模による労働時間の差はあまりみられないが、産業別でみると、最も短いのは金融・保険の「7時間17分」、最も長いのは医療関係等の「7時間52分」で、両者の差は35分となっている。

年間総労働日数は、1 事業所平均で 249.7 日であり、これを労働者規模別でみると、最も少ない 50~99 人の 245.8 日と最も多い 20~49 人の 251.7 日との差は 5.9 日である。一方、産業別では、最も少ない電気・ガスの 221.2 日と最も多い建設業の 260.3 日の差は 39.1 日となっている。

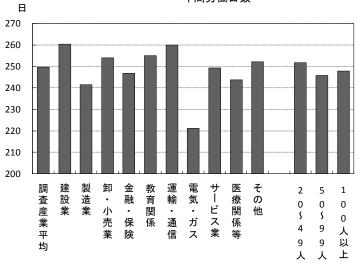
表11 所定労働時間

区分		1日の	労働時間	間	年間総労	働日数
調査計平均	7	時間	45	分	249.7	日
建設業	7	時間	40	分	260.3	日
製 造 業	7	時間	50	分	241.6	日
卸·小売業	7	時間	43	分	254. 0	日
金融·保険	7	時間	17	分	246.8	日
教育関係	7	時間	48	分	255.0	日
運輸·通信	7	時間	37	分	259.9	日
電気・ガス	7	時間	40	分	221. 2	日
サービス業	7	時間	41	分	249. 4	日
医療関係等	7	時間	52	分	243.8	日
その他	7	時間	49	分	252. 2	日
20~49人	7	時間	43	分	251.7	日
50~99人	7	時間	44	分	245.8	日
100人以上	7	時間	49	分	247.8	日
29年調査計	7	時間	45	分	251.0	日
28年調査計	7	時間	44	分	248.8	日

1日の所定労働時間



年間労働日数



2. 所定外労働時間

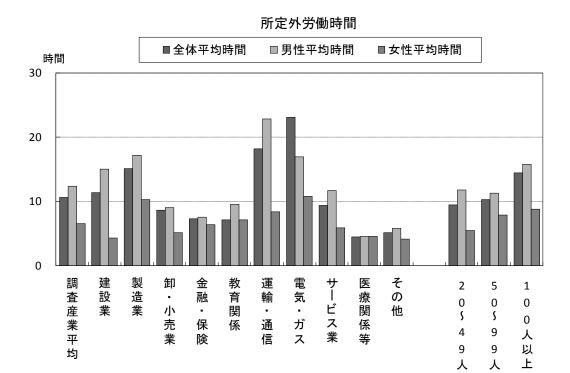
1事業所平均で10時間38分(月平均)

平成29年8月から平成30年7月までの月平均所定外労働時間は、1事業所平均で「10時間38分」であり、男性平均が「12時間24分」女性平均が「6時間34分」でこの男女差は「5時間50分」となっている。これを労働者規模別にみると、最も短いのが20~49人の「9時間26分」、最も長いのが100人以上の「14時間28分」で、両者の差は「5時間2分」である。また、産業別では、最も短いのが医療関係等の「4時間28分」、最も長いのは電気・ガスの「23時間4分」で、両者の差は「18時間36分」となっている。

表12 所定外労働時間(平成29年8月から平成30年7月まで期間における月平均時間)

区分		全体	平均			男性	平均			女性	平均	
調査計平均	10	時間	38	分	12	時間	24	分	6	時間	34	分
建設業	11	時間	22	分	15	時間	2	分	4	時間	18	分
製 造 業	15	時間	5	分	17	時間	12	分	10	時間	16	分
卸·小売業	8	時間	39	分	9	時間	5	分	5	時間	11	分
金融·保険	7	時間	18	分	7	時間	35	分	6	時間	25	分
教育関係	7	時間	8	分	9	時間	33	分	7	時間	9	分
運輸·通信	18	時間	11	分	22	時間	51	分	8	時間	22	分
電気・ガス	23	時間	4	分	16	時間	55	分	10	時間	48	分
サービス業	9	時間	23	分	11	時間	42	分	5	時間	56	分
医療関係等	4	時間	28	分	4	時間	34	分	4	時間	34	分
その他	5	時間	7	分	5	時間	47	分	4	時間	10	分
20~49人	9	時間	26	分	11	時間	47	分	5	時間	28	分
50~99人	10	時間	18	分	11	時間	16	分	7	時間	51	分
100人以上	14	時間	28	分	15	時間	46	分	8	時間	48	分
29年調査計	10	時間	35	分	11	時間	39	分	6	時間	32	分
28年調査計	10	時間	54	分	12	時間	7	分	6	時間	56	分

[※]全体平均のみの回答があるため、単純に男性と女性の合計平均でない場合があります。



皿. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	16.9日
取得日数	7.2日
取 得 率	42. 6%

年次有給休暇の付与日数の平均は16.9日であり、繰越日数は13.5日、取得日数は7.2日で、取得率は42.6%となっている。

これを労働者規模別にみると 100 人以上の取得日数 8.9 日で取得率 50.3%が最も高く、50~99 人の 6.7 日で 36.8%が最も低くなっている。また、産業別では、取得日数が最も多いのは金融・保険の 10.9 日で、最も少ないのは卸・小売業の 4.8 日であり、その差は取得日数で 6.1 日となっている。また、取得率が最も高いのは、金融・保険の 58.6%で、最も低いのは卸・小売業の 27.4%であり、その差は取得率で 31.2 ポイントとなっている。

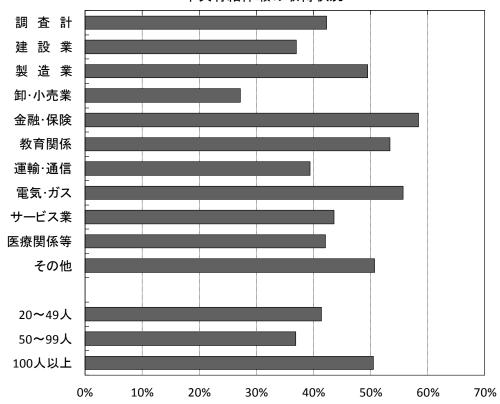
計画的付与制度については、「ある」とする事業所が 109 件で全体の 35.9%となっている。これを労働者規模別でみると、100 人以上では 41.3%、次いで、20~49 人の 35.2%となっている。一方、産業別では、「ある」とする割合の最も高いのは製造業の 46.3%となっている。

表13 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無

下段:%

11	10	+	<u>人 </u>	<u> 又 U ノ 4 X 1 寸 1 八</u>	<u>ル及いロロ</u>	回 ロンロン ナヤ	リタリカポ			114又 . 70
区		分	回答		取得	状 況		計	画的付与制.	度
		71	事業所数	付与日数:A		取得日数:B	取得率B/A	ある	ない	無回答
調	杳	計	304	16. 9	13. 5	7. 2		109	209	1
마미	且	пΙ					42.6%	35. 9	68.8	0.3
建	設	業	40	16. 2	13. 0	6. 0		14	27	-
廷	取	未					37.0%	35.0	67. 5	_
製	造	業	67	17. 5	13.6	8. 6		31	39	_
衣	坦	*					49.1%	46.3	58. 2	_
ÆΠ.	·小壳	業	44	17. 5	16. 7	4. 8		17	30	1
ILI	11.70	- X					27. 4%	38. 6	68. 2	2. 3
全	融·保	和乌	6	18. 6	16.7	10. 9		2	4	_
314 1	引入一人	NIX.					58.6%	33. 3	66. 7	_
紨	育関	伭	6	19. 3	12. 5	10. 3		1	5	_
**	日因	1715					53.4%	16. 7	83. 3	_
雷	輸·通	[]	26	16.8	13. 5	6. 6		9	21	_
Œ	+ 地	210					39.3%	34. 6	80.8	-
雷	気・力	ĭΖ	6	18. 8	16.8	10. 5		1	5	_
Æ.	×(/.						55.9%	16. 7	83. 3	-
++-	-ビス	2 業	47	16. 1	12.0	7. 0		14	34	-
		ヾ゙゙゙゙゙゙					43.5%	29.8	72. 3	_
医组	寮関係	玄竿	41	17. 3	12. 1	7. 3		10	31	_
125 77	V (2) Y	ハゴ					42. 2%	24. 4	75. 6	_
1 4	その作	Hı	21	15. 1	11.4	7. 7		10	13	_
	. 07 11	ظ					51.0%	47. 6	61. 9	_
20	~49	, L	182	16. 3	12. 9	6. 7		64	127	1
20	70						41.1%	35. 2	69.8	0. 5
50	~99	, L	59	18. 2	13. 7	6. 7		19	43	_
00	00						36.8%	32. 2	72. 9	_
100)人以	J F	63	17. 7	14.8	8. 9		26	39	_
100	1111	Ļ					50.3%	41.3	61. 9	_
29 <i>‡</i>	F調了	本計	286	16. 7	13. 0	7. 0		96	215	4
231	一口沙上	크미					41.9%	33. 6	75. 2	1.4
28≉	F調了	李 計	286	16.8	13. 1	6. 9		92	207	3
201	一口引上	크미					41.1%	32. 2	72. 4	1.0

年次有給休暇の取得状況



2. その他の休暇制度の導入状況

導入割合はリフレッシュ休暇 18.2%、ボランティア休暇 8.2%、研修のための休暇 2.8%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇を導入している事業所の割合は 18.2%であり、休暇の平均日数は 5.6 日となっている。これを労働者規模別でみると、100人以上の導入割合は他の規模より高く 35.4%であり、平均日数は 100人以上の規模において、5.8日となり最も多くなっている。また、産業別にみると、導入割合は金融・保険の 83.3%が高く、平均日数は電気・ガスの 8.3日が最も多くなっている。また、最も少ないのが運輸・通信の 3.6日で、その差は 4.7日となっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇を導入している事業所の割合は 8.2%であり、休暇の平均日数は 22.5 日となっている。これを労働者規模別でみると、100人以上の導入割合 18.5%と平均日数 42.5 日がともに最も多い。また、産業別でみると、導入割合は金融・保険の 50.0%、平均日数は製造業の 83.6 日がそれぞれ最も多くなっている。

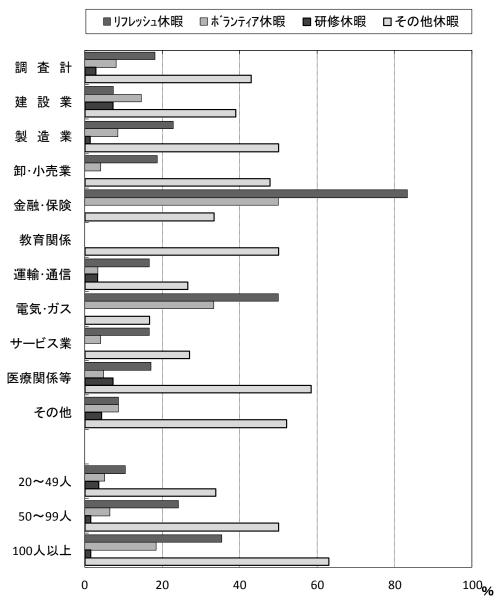
3) 研修のための休暇

研修のための休暇を導入している事業所の割合は2.8%であり、休暇の平均日数は5.3日となっている。 これを労働者規模別でみると、20~49人の導入割合3.6%が最も高く、平均日数は50人~99人と100人 以上の10.0日が多くなっている。一方、産業別でみると、導入割合は建設業と医療関係等の7.3%、平均 日数は医療関係等の7.3日がそれぞれ最も多くなっている。

表14 そ	の他の休暇	関制度の導	入状況	斜体文字	=集計事業原	听数:日数 回	答があった	事業所数	下段:%
	事業所	リフレッシュ	平均日数	ホ゛ ランティア	平均日数	研修	平均日数	その他	平均日数
区分	総数	休暇	集 計 事業所数	休暇	集 計 事業所数	休暇	集 計事業所数	休暇	集 計事業所数
調査計	319	58	5. 6	26	22. 5	9	5. 3	137	7. 4
		18. 2	<i>57</i>	8. 2	<i>24</i>	2. 8	6	42. 9	<i>126</i>
建設業	41	3	5. 0	6	5. 3	3	3. 0	16	4. 7
E IX 7		7. 3	3	14. 6	6	7. 3	1	39.0	14
製造業	70	16	6. 0	6	83. 6	1	_	35	5. 0
2 2 7		22. 9	16	8. 6	5	1.4	_	50.0	33
卸·小売業	48	9	7.4	2	1.0	_	_	23	3. 4
四		18.8	8	4. 2	1	_	_	47. 9	21
金融·保険	6	5	6. 0	3	11.0	_	-	2	5. 0
		83. 3	5	50.0	3	_	_	33. 3	1
教育関係	6	_			_			3	5. 0
지점이자		_	_	_		_	_	50.0	2
運輸·通信	30	5	3. 6	1	5. 0	1	4. 0	8	4. 6
生制 旭旧		16. 7	5	3. 3	1	3. 3	1	26. 7	7
電気・ガス	6	3	8. 3	2	12.0	_	_	11	2. 0
モス・バス		50.0	3	33. 3	2	_	_	16.7	1
サービス業	48	8	5. 1	2	5. 0	_	_	13	35. 1
, ,,		16. 7	8	4. 2	2	_	_	27. 1	12
医療関係等	41	7	4. 6	2	4. 0	3	7. 3	24	4. 8
区原因从为		17. 1	7	4. 9	2	7. 3	3	58. 5	24
その他	23	2	3. 0	2	4. 0	1	3. 0	12	3. 9
C 07 125		8. 7	2	8. 7	2	4. 3	1	52. 2	11
20~49人	192	20	5. 7	10	6. 1	7	3. 0	65	10. 4
20 1070		10.4	19	5. 2	9	3. 6	4	33. 9	56
50~99人	62	15	5. 4	4	4. 3	1	10.0	31	4. 8
00 00)(24. 2	<i>15</i>	6. 5	4	1. 6	1	50.0	30
100人以上	65	23	5. 8	12	42. 5	1	10.0	41	5. 1
.00八次工		35. 4	23	18. 5	11	1. 5	1	63. 1	40
29年調査計	315	66	5. 7	26	25. 2	12	7. 0	124	9. 3
		21.0	65	8. 3	21	3. 8	11	39. 4	108
28年調査計	302	66	6. 3	23	28. 6	13	5. 9	126	6. 9
20年咖里口		21.9	66	7. 6	21	4. 3	11	41. 7	112

※各種休暇導入比率は、未回答(導入なし扱い)を含む事業所数に対する比率となっています。

その他の休暇制度の導入状況



3. その他の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇の有給割合 70.7% ボランティア休暇の有給割合 57.7% 研修のための休暇の有給割合 55.6%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇制度における有給の割合は 70.7%である。労働者規模別にみると、100 人以上での有給の割合は 78.3%と最も高くなっている。また、産業別にみると、製造業、サービス業、医療関係等での割合が高いのに対して、運輸・通信が最も低い。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇制度における有給の割合は57.7%である。労働者規模別にみると、50~99人での有給の割合は100%で最も高くなっている。

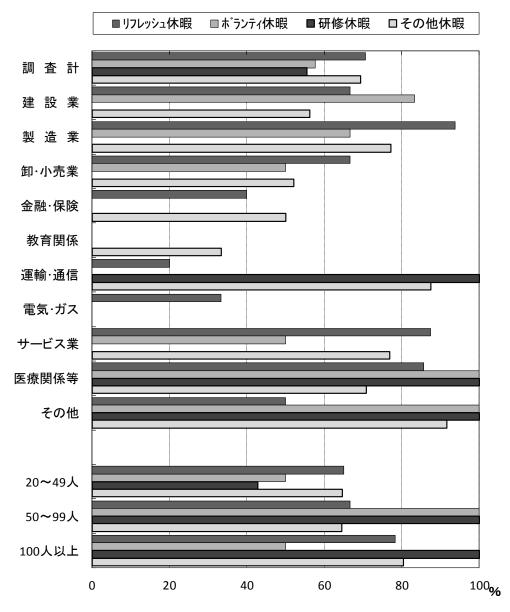
3) 研修のための休暇

研修のための休暇制度における有給の割合は55.6%である。労働者規模別にみると、50~99 人、100 人 以上での有給の割合が100%となっている。産業別では、運輸・通信、医療関係等が100%となっている。

表15 そ	の他の休暇制度の有	給の割合	下段:

表15 を	の他の休暇	ラ制度の有	稲の割合					卜段:%
区分	リフレッシュ		ホ゛ ランティア		研修		その他	
	休暇	有給	休暇	有給	休暇	有給	休暇	有給
調査計	58	41	26	15	9	5	137	95
动 且 引		70. 7		57. 7		55. 6		69.3
建設業	3	2	6	5	3	0	16	9
生 以 未		66. 7		83. 3		-		56.3
製 造 業	16	15	6	4	1	0	35	27
衣 是 木		93.8		66. 7		_		77. 1
卸·小売業	9	6	2	1	_		23	12
21 . 7071		66. 7		50.0		_		52. 2
金融·保険	5	2	3	0	_	_	2	1
		40. 0		_		_		50.0
教育関係	_	_	_	_	_	_	3	1
	_	_		_		_		33. 3
運輸·通信	5	ļ <u>l</u>	1	0	1	100 0	8	/
		20.0		_		100.0	-	87.5
電気・ガス	3	<u>I</u>	2	0	_		1	0
	8	33. 3	2	- 1		_	13	- 10
サービス業	8	/	Z	I	_		13	10
	7	87. 5 6	2	50. 0 2	3	3	24	76. 9 17
医療関係等	,		2		ა		24	
	2	85. 7	2	100.0	1	100.0	12	70. 8 11
その他	2	50 O	2		1	100.0	12	91. 7
	20	50. 0 13	10	100. 0 5	7	3	65	42
20~49人	20	65. 0	10	50.0	,	42. 9	03	64. 6
	15	10	4	30.0	1	42. 9	31	20
50~99人	13	66. 7	4	100.0	'	100. 0	31	64. 5
	23	18	12	6	1	100.0	41	33
100人以上		78. 3	12	50.0	'	100. 0	71	80. 5
	66	45	26	17	12	8	124	80
29年調査計	00	68. 2	20	65. 4	12	66. 7	147	64. 5
	66	39	23	14	13	8	126	73
28年調査計		59. 1		60. 9	.0	61.5	120	57. 9

その他の休暇制度の有給の割合



Ⅳ. 休業制度等

1. 育児休業制度

1) 規定状況

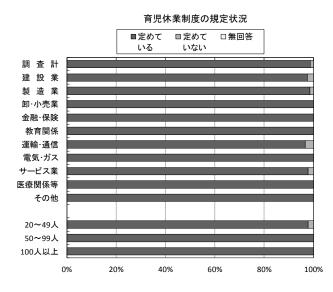
育児休業制度の規定 98.7%、次世代育成支援「行動計画」の届出 32.6%

育児休業制度を定めている事業所の割合は 98.7%となっている。労働者規模別にみると、50~99 人、100 人以上がともに 100%となっている。また、産業別にみると、卸・小売業、金融・保険、教育関係、電気・ガス、医療関係等が 100%となっている。次世代育成支援「行動計画」を届けている事業所の割合は 32.6%であり、労働者規模が大きいほど高く、産業別では教育関係が最も高くなっている。また、義務の発生する 101 人以上の事務所で見ると 69.8%となっている。

表16 育児休業制度の規定状況と次世代育成支援「行動計画」の届出の有無

区分 事業所総数 定めているいない 無回答 次世代育成支援法:「行動計画」届出 間査計 319 315 4 - 10.3 - 32.6 62.4 5.0 無回答 建設業 41 40 1 - 11 - 11 28 2 2.4 - 26.8 68.3 4.9 製造業 70 69 1 - 2.4 45 1 1 - 34.3 64.3 1.4 卸小売業 48 48 - 20 22 6 98.6 1.4 - 34.3 64.3 1.4 金融・保険 6 6 6 11 5 - 25 100.0 - 41.7 45.8 12.5 金融・保険 6 6 6 100.0 16.7 83.3 - 3 3 - 4 変育関係 100.0 50.0 50.0 10.0 19 1 運輸・通信 30 29 1 - 10 19 1 第6.7 3.3 - 33 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3									下段:%
おおり 100 10	IX	4				無回答			
調査計 98.7 1.3 - 32.6 62.4 5.0 建設業 41 40 1 - 11 28 2 97.6 2.4 - 26.8 68.3 4.9 製造業 70 69 1 - 24 45 1 98.6 1.4 - 34.3 64.3 1.4 卸・小売業 48 48 - 20 22 6 100.0 - 41.7 45.8 12.5 金融・保険 6 6 - 1 5 - 16.7 83.3 - 16.9 表育関係 100.0 - 16.7 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 - 16.3 83.3 83.3 83.3 83.3 83.3 83.3 83.3 8	<u> </u>	/1	総数		いない	無四百			無回答
理設業 41 40 1 - 11 28 2 2 97.6 2.4 - 26.8 68.3 4.9 97.6 2.4 - 26.8 68.3 4.9 98.6 1.4 - 26.8 68.3 4.9 98.6 1.4 - 24 45 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 3	杏 計	319			-			
建設業 70 69 1 - 26.8 68.3 4.9 製造業 70 69 1 - 24 45 1 1	D/9] _E	в. п				_			
製造業 70 69 1 - 26.8 68.3 4.9 98.6 1.4 - 26.8 68.3 4.9 98.6 1.4 - 34.3 64.3 1.4 14 1.4 - 34.3 64.3 1.4 14 1.39 12 97.9 2.1 - 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.1 52.2 8.7 100.0 - 39.0 53.4 4.6 100.0 39.1 53.4 4.6 100.0 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.6 100.0 - 60.0 35.4 4.0 100.0 - 60.0 35.4 4.0 100.0 - 60.0 35.4 4.0 100.0	建 :	ひ 業	41			-			
要 道 業 98.6 1.4 - 34.3 64.3 1.4 fm・小売業 48 48 - 20 20 22 6 fm・小売業 100.0 - 41.7 45.8 12.5 cm・保険 6 6 - 16 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 - 16.7 83.3 83.3 6	~ u	× ×			2. 4	_			4. 9
明・小売業 48 48 20 22 6 100.0 41.7 45.8 12.5 金融・保険 6 6 6 1 5 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 83.3 8 16.7 8 - 16.7 8	刺光	告 業	70		1				1
世・小売業 100.0 41.7 45.8 12.5	20. ^	_ ^			1.4	_			
金融・保険 6 6 1 5 1 5 1 7 83.3 1 1 5 1 1 1 5 1 1 1 1	卸・ //	小売業	48		_	_			
金融・保険 100.0 16.7 83.3 教育関係 6 6 - 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 5 50.0 50.0 5 50.0 50.0 5 50.0 50.0	24	7.5			_	_	41.7		12. 5
教育関係 6 6 3 3 3 - 3 3 - 3 3 3 - 3 3 3 - 3	金融	- 保除	6		_		1		
数有関係	312 (15)34	IN IX			_	_			_
運輸・通信 30 29 1 - 10 19 1 1	教育	関係	6		_	_			_
連輸・通信 96.7 3.3 - 33.3 63.3 3.3 電気・ガス 6 6 - 6 サービス業 48 47 1 - 10 37 1 97.9 2.1 - 20.8 77.1 2.1 医療関係等 41 41 16 22 3 100.0 39.0 53.7 7.3 その他 23 23 9 12 2 100.0 39.1 52.2 8.7 20~49人 192 188 4 - 41 139 12 97.9 2.1 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 62 62 - 24 37 1 100.0 - 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 - 39 23 3 100人以上 53 310 4 1 103 195 17 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4 29年調査計 302 295 4 3 103 189 10	321	711771			_	_			_
電気・ガス 6 6 6 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 - 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0 100.0 - 100.0	運輸	. 通信	30		1	-			1
電気・ガス	建制 进品				3. 3	_	33. 3		3. 3
サービス業 48 47 1 - 10 37 1 医療関係等 41 41 - 20.8 77.1 2.1 医療関係等 100.0 - 39.0 53.7 7.3 その他 23 23 - 9 12 2 100.0 - 39.1 52.2 8.7 20~49人 192 188 4 - 41 139 12 50~99人 62 62 - 21 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 100.0 - 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 - 38.7 59.7 1.6 100人以上 53 37 21 - 60.0 35.4 4.6 ※101人以上 53 37 21 - 69.8 39.6 - 29年調査計 315 310 4 1 103 195 17 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4	雷氨	・ガス	6		-	-	_		-
サービス業 97.9 2.1 - 20.8 77.1 2.1 医療関係等 41 41 16 22 3 100.0 39.0 53.7 7.3 その他 23 23 9 12 2 100.0 39.1 52.2 8.7 20~49人 192 188 4 - 41 139 12 97.9 2.1 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 62 62 24 37 1 100.0 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 39 23 3 100.0 60.0 35.4 4.6 ※101人以上 53 315 310 4 1 103 195 17 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4 29年調査計 302 295 4 3 103 189 10	电水	///			_	_	-		-
医療関係等 41 41 16 22 3 100.0 39.0 53.7 7.3 その他 23 23 9 12 2 100.0 39.1 52.2 8.7 20~49人 192 188 4 - 41 139 12 97.9 2.1 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 62 62 24 37 1 100.0 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 39 23 3 100人以上 53 37 21 - 29年調査計 315 310 4 1 103 195 17 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4		ビス業	48		<u>'</u>	-			<u>-</u>
医療関係等	Ĺ				2. 1	-			
その他 23 23 9 12 2 100.0 - 39.1 52.2 8.7 20~49人 192 188 4 - 41 139 12 97.9 2.1 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 62 62 24 37 1 100.0 - 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 - 39 23 3 100.0 - 60.0 35.4 4.6 ※101人以上 53 310 4 1 103 195 17 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4	医療問	明区生	41		-	-			
100.0		ᆔᄊᅑ			_	_			
100.0	70	の他	23		-	-			
20~49人 97.9 2.1 - 21.4 72.4 6.3 50~99人 62 62 - 24 37 1 100.0 - 38.7 59.7 1.6 100人以上 65 65 - 39 23 3 100.0 - 60.0 35.4 4.6 ※101人以上 53 310 4 1 103 195 17 29年調査計 315 310 4 1 103 195 17 29年調査計 302 295 4 3 103 189 10		// ILS			_	_			
100人以上	20~	-49 J	192			-		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
100.0		.0/\			2. 1	_			
100.0	50~	. aa .	62	-	-	-	-		·
100人以上	00.4	557			-	-			
100.0 - - 60.0 35.4 4.6	100 Å	LDJ E	65		_	-			~~~~~~~~~~
101人以上 69.8 39.6 -	1007	ヾ゙゙゙゙ゕエ		100.0	_	_			4. 6
103 195 17	×101	Y DJ H	53					-	_
29年調査計 98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4 20左回承計 302 295 4 3 103 189 10	※101人以上								_
98.4 1.3 0.3 32.7 61.9 5.4 3 20.左手順本手 302 295 4 3 103 189 10	20年章	調杏計	315						
	254	ᄪᇚ							
97. 7 1. 3 1. 0 34. 1 62. 6 3. 3	28年章	調杏計	302						
	2044	沙丘口		97. 7	1.3	1.0	34. 1	62. 6	3. 3

※次世代育成支援法により、101人以上の事業所には「行動計画」を作成し届出る義務があります。



2) 規定内容

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の46.7%、賃金は「無給」93.0%が最も多い

育児休業制度の規定内容は、期間を「子が満1歳未満」としている事業所の割合が46.7%で最も高く、 次いで「子が1歳6ヶ月に達するまで」の27.0%となっている。

賃金支給については、「無給」が93.0%と大部分を占めている。

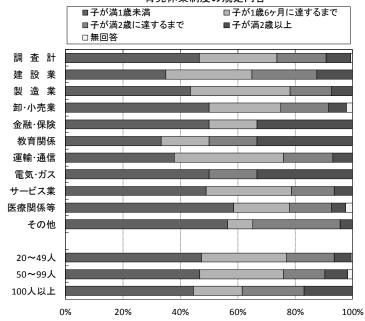
労働者規模別でみると、100人以上での「無給」の割合は98.5%で最も高くなっている。

表17 育児休業制度の規定内容

下段:%

表 l	1	<u>月:</u>	<u> に1个未削り</u>	まの規定内	谷							卜段:%
			育児休業		期		間			賃	金	
区		分	制度を定 めている 事業所	子が満1 歳未満	子が1歳6 ヶ月に達 するまで	子が満2 歳に達す るまで	子が満2 歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
= ⊞	*	=.L	315	147	85	54	27	2	2	20	293	_
調	査	計		46. 7	27. 0	17. 1	8.6	0.6	0.6	6. 3	93.0	-
建	設	業	40	14	12	9	5	-	1	4	35	-
建	戓	未		35. 0	30. 0	22. 5	12. 5	_	2. 5	10.0	87. 5	_
製	造	業	69	30	24	10	5	-	-	2	67	_
表	坦	未		43. 5	34. 8	14. 5	7. 2	_	ı	2. 9	97. 1	_
40.	小寺	Ε₩	48	24	12	8	3	1	-	5	43	_
TEI).	כיני	C 未		50.0	25. 0	16. 7	6.3	2. 1	_	10. 4	89.6	_
소를	触・傷	고(오	6	3	1	_	2	_	_	2	4	
317 P	iz i	K IIX		50. 0	16. 7	_	33. 3	_	_	33. 3	66. 7	_
劫	育関	伛	6	2	1	1	2	_	_	1	5	
33	日庆	IIЖ		33. 3	16. 7	16. 7	33. 3	_	_	16. 7	83.3	_
雷曲	命 . 语	看 / =	29	11	11	5	2	_	_	2	27	
ŒŦ	運輸·通信			37. 9	37. 9	17. 2	6. 9	_	_	6. 9	93. 1	_
雷会	気・力	ĭΖ	6	3	_	1	2	_	_	_	6	
PE 2	×, ,	,,,		50. 0	_	16. 7	33. 3	_	_	_	100.0	_
サー	- F	マ 業	47	23	14	7	3	_	_	4	43	
		へ未		48. 9	29. 8	14. 9	6.4	_	_	8. 5	91.5	_
医療	ま 即 イ	玄笙	41	24	8	6	2	1	1	_	40	_
22.75		사		58. 5	19. 5	14. 6	4. 9	2. 4	2. 4	_	97. 6	_
7	- のf	H	23	13	2	7	1	_	_	_	23	_
	. 071	تا		56. 5	8. 7	30. 4	4.3	_	_	_	100.0	_
20	~49) J	188	89	56	31	11	1	1	14	173	-
	10	//\		47. 3	29. 8	16. 5	5. 9	0. 5	0. 5	7.4	92. 0	_
50	~99	, L	62	29	18	9	5	1	1	5	56	-
		//		46. 8	29. 0	14. 5	8. 1	1.6	1.6	8. 1	90. 3	_
100	人以	J F	65	29	11	14	11	_	_	1	64	_
100	1/12	^_		44. 6	16. 9	21. 5	16. 9	_	_	1. 5	98. 5	_
29年	三国る	杏計	310	132	118	34	25	1	4	24	281	1
234	- 四月 1	묘미		42. 6	38. 1	11. 0	8. 1	0.3	1.3	7. 7	90.6	0. 3
28年	三国る	杏計	295	154	105	14	21	1	3	21	268	3
204	ㅁ미	旦口		52. 2	35. 6	4. 7	7. 1	0.3	1.0	7. 1	90.8	1. 0

育児休業制度の規定内容



3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は 女性 95.8%、男性 4.2% 育児休業取得日数の平均は女性 262日、男性 41日

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性が94.5%、男性が3.9%であり、また、育児休業取得者の男女別構成は、女性は95.8%、男性は4.2%となっている。

産業別では、女性の出産者に占める育児休業者割合が低い傾向にあるのが、サービス業の85.3%となっている。

育児休業の平均取得日数は、女性が 262 日、男性が 41 日である。女性の平均取得日数を労働者規模別に みると、 $50\sim99$ 人の 275 日が最長になっており、最短である $20\sim49$ 人の 255 日との差は 20 日となっている。

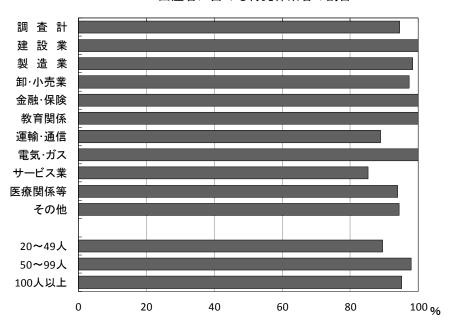
表18 育児休業取得者割合

下段:%

表	18	育.	<u> </u>	<u> </u>								下段:%
区		分	育児	見休業取得者	香数	出産者に 占める育 児休業者	配偶者が 出産した 者に占め	出	産 者	数	育児 平均取	
	•		計 女性:A 男性:B		元が来る の割合 :A/C%	る育児休 業者の割 合:B/D%	計	女性∶C	男性(配偶 者が出産) :D	女性	男性	
調	■ 査 計		357	342	15			748	362	386	262	41
可				95. 8	4. 2	94. 5	3.9					
建	設 業…		10	7	3			35	7	28	134	31
廷	収	木		70. 0	30.0	100.0	10.7					
製	造 業		69	62	7			255	63	192	294	9
衣	ᄺ	木		89. 9	10.1	98.4	3.6					
午口	· 小灵	5業	36	36	0			84	37	47	276	-
TEI	41.5	上木		100.0	ı	97. 3	0.0					
余	融・伊	金配	1	1	0			10	1	9	293	-
31/	HIA I	NIX.		100.0	-	100.0	0.0					
数	育関	区	11	11	0			14	11	3	304	-
3^	. D IX	11/1		100.0	-	100.0	0.0					
運	輸·道	看信	11	8	3			23	9	14	227	69
_	א ניווד	2111		72. 7	27. 3	88. 9	21.4					
雷	気・ナ	ĭス	1	1	1 0 100 0 11		11	1	10	42	_	
_	^, ,	,,,		100.0	-	100.0	0.0					
++-	ービ	ス業	30	29	1			50	34	16	229	60
Ĺ		• > <		96. 7	3.3	85.3	6.3					
医乳	寮関	系等	154	153	1			216	163	53	282	110
	*****	,,,		99. 4	0.6	93. 9	1.9					
4	その1	th.	34	34	0			50	36	14	274	-
	•	_	2.1	100.0	_	94.4	0.0	444		47	0.5.5	
20	~49	人	61	60	1			114	67	47	255]
				98. 4	1.6	89.6	2. 1			40	075	
50	~99	人	51	46	5	07.0		90	47	43	275	3
			0.45	90. 2	9.8	97. 9	11.6	F 4.4	0.40	200	050	•
100	八儿	北上	245	236	9	05.0		544	248	296	259	2
-			010	96.3	3.7	95. 2	3.0	000	010	0.40	0.5.4	0.4
294	丰調?	查計	313	302	11	07.4		656	310	346	254	34
_			070	96.5	3.5	97. 4	3. 2	607	000	000	000	40
284	丰調	查計	276	266	10	00.0		637	298	339	282	42
	0 m-j	HI		96. 4	3.6	89. 3	2. 9					

[※]平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業者の割合



4) 取得日数内訳

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月~12ヶ月未満が多数となっている

育児休業取得日数内訳は、女性の場合 9 ヶ月~12 ヶ月未満が 59.9%を占めており、次いで、12 ヶ月~24 ヶ月未満の 11.3%となっている。

労働者規模別にみると、女性の3ヶ月未満の取得割合は、50~99人で最も高くなっている。

女性の場合、100人以上の9ヶ月~12ヶ月未満の65.7%が最も高く、男性の場合20~49人の3ヶ月~6ヶ月未満と50~99人の3ヶ月未満の100%が最も高くなっている。

表19 育児休業の取得日数内訳 下段: 女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 % コード スター スター 3ヶ月未満 3~6ヶ月未満 6~9ヶ月未満 9~12ヶ月未満 12~24ヶ月未満 24ヶ月以上

12 13			X 付 U X V						17权. 久任			心致[[八] [[] [] []			
区	分	3ヶ月		3~6ヶ		6 ~ 9ヶ		9~125		12~24 5		24ヶ月			
<u> </u>	71	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性		
調査	計	10	10	37	2	37	-	206	-	39	-	15	-		
- 月	РΙ	2. 9	83. 3	10.8	16. 7	10.8	-	59. 9	_	11. 3	-	4. 4	_		
建設	業	-	3	4	-	3	-	_	-	-	-	-	-		
)	*	-	100.0	57. 1	-	42. 9	-	-	-	-	-	-	_		
製造	業	2	4	3	_	3	-	40	_	9	_	5	_		
衣追	*	3. 2	100.0	4. 8	-	4. 8	-	64. 5	-	14. 5	-	8. 1	-		
卸·小列	与坐	-	-	2	-	2	-	27	-	5	-	-	-		
ш, 117	٠.	-	-	5.6	-	5. 6	-	75. 0	-	13. 9	-	-	-		
金融·低	모	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	_		
715 MW 14	小人	-			-	-	_	100.0	-	-	-	-	_		
教育関	係		_	1		1	_	2	_	3	_	4	_		
27 17 12	3 IVIN	-	-	9. 1	-	9. 1	_	18. 2	-	27. 3	-	36. 4	_		
運輸·道	新信	-	2	-	1	2	-	6	_	-	-	-	_		
~_ TID X	- 111	_	66. 7	-	33. 3	25. 0	_	75. 0	_	-	-	-			
電気・カ	ゖ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	1	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	_		
		100.0		-	-	-	_	_	-	_	-	_	_		
サービ	ス業	2	1	5	-	7	-	3	-	9	-	2	-		
		7. 1	100.0	17. 9	-	25. 0	_	10.7	_	32. 1	-	7. 1			
医療関係	系等	5	-	22	1	18	_	100		10	_	1			
		3. 2	-	14. 1	100.0	11.5	_	64. 1	_	6. 4	-	0.6			
その	他	_	_	_		1	-	27		3	_	3			
		-	-	-	-	2. 9	_	79. 4		8.8	-	8.8			
20~49	入	3	-	6	1	12	-	31		9	-				
		4. 8	-	9. 7	100. 0	19.4	_	50.0	_	14. 5	-	1.6			
50~99	入	3	5	8	-	I	-	20	-	7	-	7	_		
		6. 5	100.0	17. 4	-	2. 2	_	43. 5	_	15. 2	-	15. 2			
100人以	以上	4	5	23	10.7	24	_	155	_	23	_	7			
		1.7	83. 3	9. 7	16. 7	10. 2	-	65. 7	-	9. 7	-	3. 0			
29年調	查計	9	10	30	1	26	1	138	-	63	-	34	_		
		3. 0	83. 3	10.0	8. 3	8. 7	8. 3	46. 0	_	21. 0	-	11.3			
28年調	査計	13	7	16	1	22	1	165		41	_	2			
	401	5. 0	77.8	6. 2	11.1	8. 5	11. 1	63. 7	_	15. 8	_	0.8			

2. 育児短時間勤務制度等

1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は87.8%

育児短時間勤務制度等を「定めている」事業所は87.8%となっている。

「定めている」とする 280 事業所において、その制度内容としては「短時間勤務制度」が 86.8%で最も 多く、次いで、「所定外労働の免除」が 65.7%となっている。

労働者規模別にみると、規定率は規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の98.5%が最も高くなっている。一方、産業別の規定率は、金融・保険と教育関係が100%で最も高くなっている。また、制度の内容としては、規模別、産業別いずれの場合も、最も多いのが「短時間勤務制度」で、次いで、「所定外労働の免除」、「始業終業時刻の繰上・繰下」の傾向となっている。

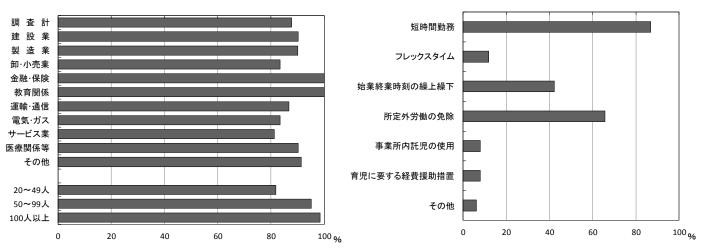
表20 育児短時間勤務制度等の規定状況

下段:%

衣20	<u> </u>		<u> 기기기 비기 1文 국</u>	ツ 祝 上 仏	ソレ							下权: 70
			育児短時			内	容(複数回	答)			育児短時	
区	分	事業所	間制度を	短時間		始業終業	所定外労	事業所内	育児に要す		間制度を	無回答
-	′′	総数	定めて	勤務	フレックスタイム	時刻の	働の免除	託児の	る経費援助	その他	定めて	,
			いる			繰上繰下		使用	措置		いない	
調査	計	319	280	243	33	118	184	22	22	17	34	5
DP H	Р		87.8	<i>86. 8</i>	11.8	42. 1	<i>65. 7</i>	<i>7. 9</i>	7. 9	6. 1	10. 7	1.6
建設	業	41	37	32	6	18	27	2	3	1	4	-
- 10			90. 2	86. 5	16. 2	48. 6	73. 0	5. 4	8. 1	2. 7	9.8	
製 造	業	70	63	57	9	28	43	3	3	2	6	1
~ ~	- //		90.0	90. 5	14. 3	44. 4	68. 3	4. 8	4. 8	3. 2	8. 6	1.4
卸·小	売業	48	40	32	5_	14	24	_ 2	2	3	7	1
)U)K		83.3	80. 0	12. 5	35. 0	60. 0	5. 0	5. 0	7. 5	14. 6	2. 1
金融·	保険	6	6	5	1 1	4	4		1 1		_	_
			100.0	<i>83. 3</i>	16. 7	<i>66. 7</i>	<i>66. 7</i>	<u>16. 7</u>	<i>16. 7</i>	16. 7	_	
教育問	関係 しょうしょう	6	6	5	-	2	5	10.7	L	_	-	
		30	100. 0 26	<i>83. 3</i> 20	3	33. 3	<i>83. 3</i>	<i>16. 7</i>	33. 3	2	3	
運輸・	通信	30		76. 9	11.5	10 <i>38. 5</i>	53. 8	<u>l</u> 3. 8	3. 8	2 7. 7	10.0	3.3
		6	5	70. 9 5	11.3	30. J	<i>33. δ</i>	3. 0 1	<i>J. 0</i>	2	10.0	ა. ა
電気・	ガス	0	83.3	100. 0	20.0	20.0	80. O	20.0	20.0	40.0	16.7	
		48	39	34	20.0	18	27	20. U	20.0	90.0	10.7	
サービ	ス業	40	81. 3	87. 2	10. 3	46. 2	69. 2	10. 3	10.3	<u>2</u> 5. 1	18. 8	
		41	37	35	1	12	20	70.0	70.0	2	10.0	2
医療関	係等		90. 2	94. 6	2. 7	32. 4	54. 1	10.8	5. 4	5. <i>4</i>	4. 9	4. 9
		23	21	18	3	11	16	3	3	2	2	-
その	他		91.3	<i>85. 7</i>	14. 3	52. 4	76. 2	14. 3	14. 3	9. 5	8. 7	-
00 4	۸.	192	157	139	20	63	97	11	12	8	31	4
20~4	9人		81.8	<i>88. 5</i>	12. 7	40. 1	61.8	7. 0	7. 6	5. 1	16. 1	2. 1
50~9	0.1	62	59	49	5	27	44	3	4	5	2	1
50~9	9人		95. 2	83. 1	8. 5	45. 8	74. 6	<i>5. 1</i>	6.8	8. <i>5</i>	3. 2	1.6
100人	N L	65	64	55	8	28	43	8	6	4	1	_
100人	以上		98. 5	<i>85. 9</i>	<i>12. 5</i>	43. 8	67. 2	<i>12. 5</i>	9. 4	<i>6. 3</i>	1. 5	-
29年調	本計	315	286	257	80	156	201	69	74	67	22	7
と9平詞	宜計		90.8	89. 9	28. 0	<i>54. 5</i>	<i>70. 3</i>	24. 1	<i>25. 9</i>	<i>23.</i> 4	7. 0	2. 2
28年調	本計	302	268	236	70	129	179	56	57	46	31	3
20十前	耳引		88. 7	88. 1	26. 1	48. 1	66. 8	20. 9	21. 3	17. <i>2</i>	10. 3	1.0

育児短時間制度等を定めている事業所

調査計における育児短時間勤務制度等の規定状況



2) 規定状況(対象)

育児短時間勤務制度等の対象で最も多いのは「3歳まで」の65.4%

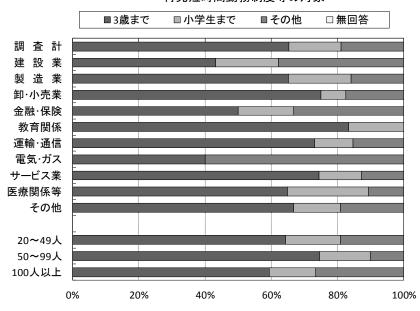
育児短時間勤務制度等を定めている 280 事業所において、制度等の対象は「3 歳まで」が 65.4%を占めて最も多くなっている。

これを労働者規模別、産業別にみると、「3歳まで」は50~99人規模と、教育関係の割合が高く、「小学生まで」は20人~49人規模と医療関係等の割合が高くなってくる。

表2	21	育.	児短時間勤	<u> </u>	の規定状況	況(対象)		下段:%
		分	事業所	育児短時 間制度を		対	象	
区			総数	定めてい る事業所	3歳まで	小学生 まで	その他	無回答
量田	調査計		319	280	183	44	53	-
[]				87. 8	<i>65. 4</i>	<i>15. 7</i>	18. 9	_
建	設	業	41	37	16	7	14	
Æ	IIX.	^		90. 2	<i>43. 2</i>	18. 9	37. 8	_
製	造	業	70	63	41	12	10	_
4 X	ᄺ	*		90. 0	65. 1	19. 0	<i>15. 9</i>	_
钿.	小売	業	48	40	30	3	7	
Ш	ار٠١٠	*		83. 3	<i>75. 0</i>	7. <i>5</i>	<i>17. 5</i>	_
全層	融・傷	金配	6	6	3	1	2	_
312 7	IA M	Š		100. 0	<i>50. 0</i>	16. 7	<i>33. 3</i>	_
数	育関	伾	6	6	5	1	-	-
**		I/K		100.0	<i>83. 3</i>	16. 7	_	_
雷曲	運輸·通信		30	26	19	3	4	_
连				86. 7	<i>73. 1</i>	<i>11. 5</i>	<i>15. 4</i>	_
雷名	気・カ	ĭΖ	6	5	2	-	3	_
电	×, /.	,,,		83. 3	40. 0	_	60. 0	_
++-	-ビス	z *	48	39	29	5	5	
9		ヾ゙゙゙゙゙		81. 3	74. 4	12. 8	12. 8	
左 域	を関係	玄笙	41	37	24	9	4	_
LC 7.5	1 (大) 5	水寸		90. 2	64. 9	24. 3	10.8	_
2	- のf	Hı	23	21	14	3	4	_
,	. 071	كا		91.3	<i>66. 7</i>	14. 3	19. 0	_
20	~49	ı	192	157	101	26	30	_
20	- 43	\		81.8	<i>64. 3</i>	16. 6	19. 1	_
50	~99	ı	62	59	44	9	6	_
30	93	^		95. 2	74. 6	<i>15. 3</i>	<i>10. 2</i>	
100)人比	ı F	65	64	38	9	17	_
100	ハレ	ν		98. 5	<i>59. 4</i>	14. 1	26. 6	_
20.4	F調査	×=+	315	286	171	55	60	_
234	一可引	3. D.I		90.8	<i>59. 8</i>	<i>19. 2</i>	21. 0	_
28.4	E調査	×≡∔	302	268	167	51	49	1
204	一可引	크미		88. 7	<i>62. 3</i>	19. 0	18. 3	0. 4

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象



3) 取得状況

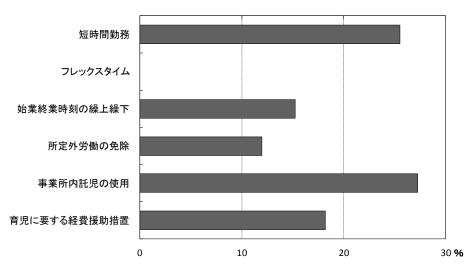
制度内容で最も多いのは「事業所内託児の使用」の 27.3% 取得者で最も多いのは「短時間勤務」」の 153 人

育児短時間勤務制度等を定めている事業所における、規定制度内容別にみた割合は、「事業所内託児の使用」の27.3%、次いで、「短時間勤務」の25.5%となっている。なお、これを取得者数で見ると最も多いのが「短時間勤務」で男女合わせて153人、次いで「事業所内託児の使用」の男女合わせて125人となっている。

		育児短時		短時間勤務						フレックスタイム 始業終業時刻の 繰上繰下				所定外労働の免除			事業所内託児の 使用			育児に要する 経費援助措置			その他		
区	分	間制度を 定めてい る事業所	利田	男性 取得 人数	女性 取得 人数	男性 平均 短縮 時間	女性 短縮 時間	利 用事業所	男性	女性	利 用事業所	男性	女性	利 用 事業所	男性	女性	利 用 事業所	男性	女性	利 用事業所	男性	女性	利 用 事業所	男性	女性
調 1	E il	280	62	1	152	105	98	-	_	_	18	1	37	22	1	57	6	5	120	4	4	51	2		2
1/9 1	т ні		25. 5					-			15. 3			12.0			27. 3			18. 2			11.8		
建設	₽ 業	37	4		7	90	99	-		_	4	1	4	2		5	_	_	_	-		-	_		
			12.5		00	100	0.0	-			22. 2		•	7.4	-	11	-			-					
製造	生 業	63	18		32	120	96	-			_ 2		3	5		11	-		_	-			_		
		40	31.6		9	120	83	_			7. 1		_	11.6		_	- 1		- 1	- 1		33			
卸·小	売業	40	12.5		9	120	ია										50. 0			50. 0		აა			ļ <u>-</u>
		6	12. 3	_	1	_	90	_				_	_			_	30.0	_	_	30.0	_	_		_	-
金融·	保険	··········	20. 0				30	_			_			_						-				·····	·····
		6	1	_	1	_	60	_	_	_	1	_	4	2		6	1	_	7	2	_	11	_	_	-
教育	関係		20. 0					-			50.0			40.0		<u>-</u>	100.0			100.0			_		
ν∓±Δ	٠z /=	26	4	-	5	_	99	-	_	-	_	-	-	2	-	5	-	-	_	-	-	-	1 -	-	1
運輸·	週 信		20.0					-			-			14. 3			-			-			50.0	·····	
電気・	ボフ	5	2	-	5	-	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
电刈り	"/		40.0					-			_			_			-			-			50.0		
サーヒ	ブマ業	39	4	-	6	90	78	-	-	-	4	-	5	4		5	-	-		-	_	-	_		_
, .	- ^ *		11.8					-			22. 2			14.8			-			-					
医療員	[係等	37	18	11_	76		114	-	_	_	5		19	5	_	21	4	5	112	1	4	7			
			51.4		10		0.5	-			41.7		•	25. 0			100. 0			50.0					
その)他	21	6		10	_	95	_			18. 2		2	2		4	-			-			_		
		157	33. 3 16	1	24	105	75	-	_	_		1	10	12. 5 8	1	10	_	_		- 1	_	22		_	<u> </u>
20~	49人	157	11.5	 		105	/5				8 12. 7	ļ <u>.</u>	10	8. 2		13				8.3		33		ļ	ļ
		59	11. 3	-	23	105	103	_	_	_	12. 7	-	9	0. Z 7		19	2	-	8	0.3	 _	10	2	 _	2
50 ~	99人	39	24.5	ļ	23	100	100	_			18.5			15. 9		19	66. 7		0	25. 0	ļ	10	40.0	ļ	
		64	34	_	105	_	107	_	_	_	5	_	18	7		25	4	5	112	23. 0	4	8	40.0	_	-
100人	.以上	<u>×</u>	61.8				<u>:×</u> :	-			17. 9		<u> </u>	16.3			50.0			33. 3	 		_	 	†
00 ==	7 → = 1	286	59	5	119	82	99	2	-	24	15	1	31	14	-	42	6	1	139	4	4	23	1	-	2
29年訂	前盆計		23. 0					2. 5			9. 6			7. 0			8. 7			5. 4	·····		1. 5	 	<u> </u>
		1		-								_										_			

[※]利用事業所数比率は、表22における各制度の規定有り事業所数に対する比率となっています。

調査計における育児短時間勤務制度等の利用実績



[※]平均短縮時間は、取得者平均ではなく制度として定めている時間の平均を示しています。

3. 子の看護休暇制度

1) 規定状況

子の看護休暇制度の規定率は87.1%

子の看護休暇制度を定めている事業所は 87.1% となっている。

これを労働者規模別でみると、100人以上の場合 の 98.5%が最も高く、規模が大きい事業所ほど、 定めている割合が高い傾向にある。

また、産業別では、金融・保険、教育関係、電気・ガスが100%で最も高くなっている。

子の看護休暇制度の制定率の推移

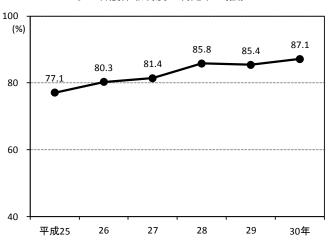
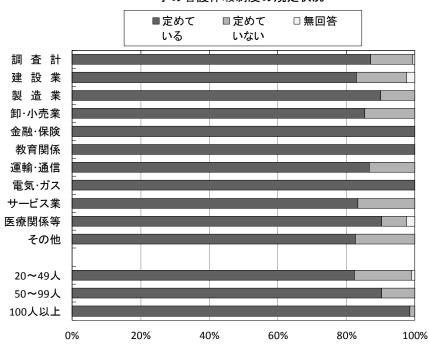


表2	3	子(の看護休暇	関制度の規	定状況	下段:%
区		分	事業所	定めて	定めて	無回答
△		73	総数	いる	いない	一十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
=⊞	*	÷Τ	319	278	39	2
調	査	計		87. 1	12. 2	0.6
建	設	業	41	34	6	1
廷	政	未		82. 9	14. 6	2. 4
製	造	業	70	63	7	_
衣	坦	未		90.0	10.0	_
卸·	小兰	= ₩	48	41	7	_
阳1.	יכיני	己未		85. 4	14. 6	_
ᄼᅙ	h . /5	민수	6	6	_	_
金融·保険				100.0	-	_
≯ h =	育関	1/2	6	6	_	_
郑	月 (美)	11术		100.0	_	_
害私	A 13	s /=	30	26	4	_
建報	運輸·通信			86. 7	13. 3	_
電気	- 4	* ¬	6	6	_	-
电ヌ	ι·).	1		100.0	_	_
サー	ご -	7 **	48	40	8	-
<i>y</i> –	/	へ未		83.3	16. 7	_
医療	; BB /	で学	41	37	3	1
		术守		90. 2	7. 3	2.4
7	. Δ Ι	Ш	23	19	4	-
7	·のf	면		82.6	17. 4	_
20.	~49	1	192	158	32	2
201	~49	'^		82.3	16. 7	1.0
50	~99	1	62	56	6	
307	~99	' 人		90.3	9. 7	_
100	Liv		65	64	1	-
100	100人以上			98. 5	1.5	_
20 A	OO 左등 ★리		315	269	45	1
29 ' ∓	29年調査計			85. 4	14. 3	0.3
20 A	: EI =	±≕⊥	302	259	40	3
28年	- 前1	は計		85. 8	13. 2	1.0

子の看護休暇制度の規定状況

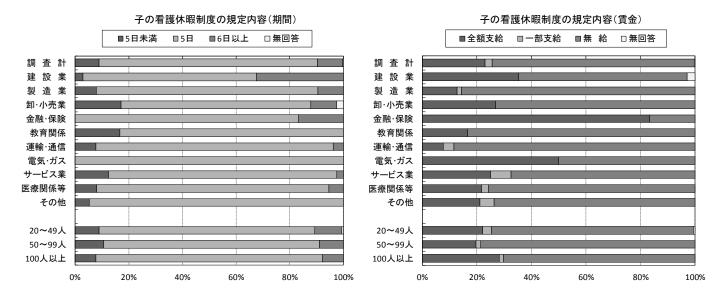


2) 規定内容

子の看護休暇制度の期間は「5日間」(81.3%)、賃金は「無給」(74.1%) が最も多い

子の看護休暇制度を定めている 278 事業所における規定内容は、期間については「5 日間」が 81.3%、賃金については「無給」が 74.1%でそれぞれ最も多くなっている。労働者規模別にみると、期間は「5 日間未満」が 50~99 人、「5 日間」は 100 人以上、「6 日間以上」は 20~49 人の規模がそれぞれ最も多くなっている。また、産業別では期間の「5 日間」が電気・ガスで高く、賃金の「無給」は運輸・通信、製造業、教育関係の割合が高くなっている。

表2	24 子の看護休暇制度の規定内容 下										
区		分	子の看護 休暇制度 を定めて		期	間			賃	金	
			いる 事業所	5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調	査	計	278	25 9. 0	226 81. 3	26 9. 4	1 0. 4	64 23. 0	7 2. 5	206 74. 1	1 0. 4
_			34	9. 0	22	11	0. 4	12	2. 3	21	0.4
建	設	業	34	2. 9	64. 7	32. 4		35. 3		61.8	2. 9
			63	<u> </u>	52	32. 4		8	1	54	Z. 9 —
製	造	業	03	7. 9	82. 5	9. 5		12. 7	1.6	85. 7	
			41	7. 9	29	9. 3	1	11. 7	1.0	30	_
卸·	・小き	養	41	17. 1	70. 7	9.8	2. 4	26.8	-	73. 2	_
			6	- 17.1	5	1	Z. T	5	_	70.2	_
金	融・傷	猴	· ·	_	83. 3	16. 7		83. 3	-	16. 7	_
			6	1	5	-	_	1	_	5	_
教	教育関係	· ·	16. 7	83. 3	_	_	16. 7	-	83. 3	-	
VIZE -	٠٨ ١٦	- I=	26	2	23	1	_	2	1	23	_
連	腧·追	11百		7. 7	88. 5	3.8	_	7. 7	3.8	88. 5	-
		~	6	_	6	_	_	3	_	3	-
電	気・カ	っへ		_	100.0	_	_	50.0	_	50.0	_
ш	L." -	, 쌓	40	5	34	1	_	10	3	27	_
7-	ービス	人来		12. 5	85. 0	2. 5	_	25. 0	7. 5	67. 5	-
Œ	= 88 /	z ₩	37	3	32	2	_	8	1	28	_
达数	寮関	糸寺		8. 1	86. 5	5. 4	_	21.6	2. 7	75. 7	_
2	その作	ш	19	1	18	-	_	4	1	14	-
7	C 071	ᄜ		5. 3	94. 7	-	-	21. 1	5. 3	73. 7	_
20	~49	ı ı	158	14	127	16	1	35	5	117	1
20	48	, <u>, </u>		8. 9	80. 4	10.1	0.6	22. 2	3. 2	74. 1	0. 6
50	~99	ı	56	6	45	5	_	11	1	44	-
30	93	, <u>, </u>		10. 7	80. 4	8. 9	_	19.6	1.8	78. 6	_
100)人以	J F	64	5	54	5	_	18	1	45	_
100	, , , , ,	^_		7.8	84. 4	7.8	-	28. 1	1.6	70. 3	-
29£	E調1	本計	269	15	221	31	2	70	8	190	1
231	ᆫᇚᇬᅬ	ᄪᇚ		5. 6	82. 2	11.5	0. 7	26. 0	3. 0	70. 6	0.4
284	手調 3	杏計	259	21	201	36	1	65	7	187	-
201	ㅡ띠미⅃	ᄪᇚ		8. 1	77. 6	13. 9	0. 4	25. 1	2. 7	72. 2	_



4. 介護休暇制度

1) 規定状況

介護休業制度の規定率は94.0%

介護休業制度を定めている事業所は 94.0% となっている。

これを労働者規模別にみると、100人以上が 100%と最も高く、規模が大きい事業所ほど、 割合は、高くなっている。

また、産業別にみると、金融・保険、教育関係、電気・ガスの100%が最も高く、次いで、 製造業の95.7%、建設業、医療関係等の95.1% となっている。

介護休暇制度の制定率の推移

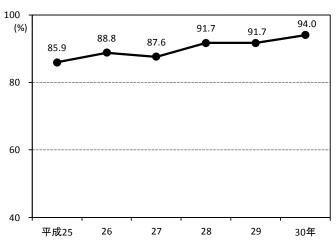
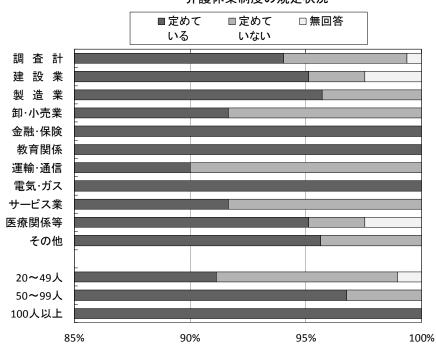


表25	介	護休業制度	度の規定状	況	下段:%
区	分	事業所	定めて	定めて	無回答
	/,	総数	いる	いない	
調査	計	319	300	17	2
- 月	пІ		94. 0	5. 3	0.6
建設	業	41	39	1	1
定 以	^		95. 1	2. 4	2. 4
製造	業	70	67	3	_
衣垣	^		95. 7	4. 3	-
卸·小売	業	48	44	4	_
TH 11.71	}		91. 7	8.3	_
金融・保	全配	6	6	_	_
과 HA IA			100.0	_	_
教育関	伭	6	6	_	_
からに	I/K		100.0	_	-
運輸·通	备信	30	27	3	-
生 制 心	10		90. 0	10.0	_
電気・カ	ř٦	6	6	_	_
电水	, , ,		100.0	_	-
サービス	2 丵	48	44	4	_
, _,	ヾ゙゙゙゙゙		91. 7	8. 3 1	_
医療関係	玄笙	41	39		1
区原因	水寸		95. 1	2. 4	2. 4
その作	њ	23	22	1	_
(0)	ت		95. 7	4. 3	_
20~49	ı,	192	175	15	2
20 10	^		91.1	7.8	1. 0
50~99	,	62	60	2	-
00 00			96.8	3. 2	-
100人以	, _F	65	65	_	_
100/2	`_		100.0	_	_
29年調査	李計	315	289	23	3
とマーの日	T 111		91. 7 277	7. 3 21	1. 0
28年調査	\$ <u>≢</u> ∔	302			4
とり十一の手	크미		91. 7	7. 0	1. 3

介護休業制度の規定状況



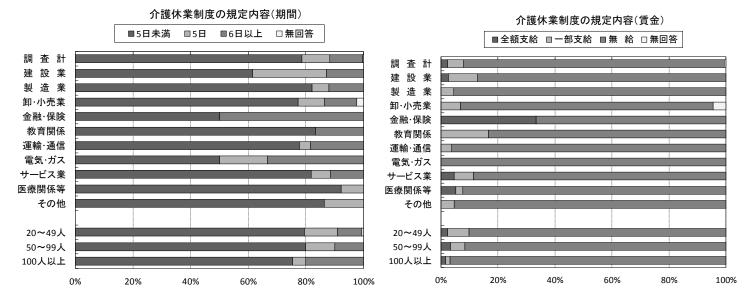
2) 規定内容

介護休業制度の期間は93日(78.7%)、賃金は無給(91.3%)が最も多い

介護休業制度を定めている事業所では、介護休業期間を「93 日」としている事業所が 78.7%で最も多く、賃金については「無給」としている事業所が 91.3%で最多となっている。

休業期間「93 日」の割合は、労働者規模別では50~99 人、産業別では、医療関係等で高く、また、「6 ヶ月以上」の割合は、労働者規模別では100 人以上が高く、産業別では金融・保険で高くなっている。一方、賃金の「無給」割合は、産業別では電気・ガスが最も高く、「一部支給」は教育関係が高く、「全額支給」は金融・保険が高くなっている。

表	20	711	獲休業制度	500况近内				1			下段:%
区		分	介護休業 制度を定		期	間			賃	金	
		/,	めている 事業所	93日	6ヶ月未満	6ヶ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調	査	計	300	236 78. 7	29 9. 7	34 11. 3	1 0. 3	7 2. 3	17 5. 7	274 91. 3	2 0. 7
			39	24	10	5	-	1	4	34	-
建	設	業		61.5	25. 6	12. 8	_	2. 6	10. 3	87. 2	_
Æıl	٠,4	عللد	67	55	4	8	_	_	3	64	_
製	造	業		82. 1	6. 0	11. 9	_	_	4. 5	95. 5	_
ÆΠ	., ±	- - 11	44	34	4	5	1	_	3	39	2
刵	·小壳	亲		77. 3	9. 1	11.4	2. 3	_	6. 8	88. 6	4. 5
Δ:	54 /C	1 II 🛆	6	3	_	3	_	2	_	4	_
亚	金融·保険			50.0	_	50.0	_	33. 3	_	66. 7	_
#/-	教育関係		6	5	_	1	_	_	1	5	_
叙	教月 渕欣		83. 3	_	16. 7	_	_	16. 7	83. 3	-	
宝松 落层		s /==	27	21	1	5	_	_	1	26	_
浬!	運輸·通信		77. 8	3. 7	18. 5	-	-	3. 7	96. 3	-	
雷 :	気・ナ	,,	6	3	1	2	_	_	-	6	-
电.	ж. У.	· ^		50. 0	16. 7	33. 3	-	-	ı	100.0	ı
#_	ービス	, 本	44	36	3	5	-	2	3	39	-
<i>y</i> -	/	へ未		81.8	6.8	11.4	_	4. 5	6.8	88. 6	-
医咽	秦関係	系	39	36	3	-	_	2	1	36	-
运 7	以区门	क्त		92. 3	7. 7	_	_	5. 1	2. 6	92. 3	_
2	その作	н	22	19	3	_	_	_	1	21	_
7	ורט	Ľ		86.4	13. 6	_	_	_	4. 5	95. 5	-
20	~49	ı	175	139	20	15	1	4	13	157	_
20	43	^		79. 4	11.4	8. 6	0.6	2. 3	7. 4	89. 7	-
50	~99	ı	60	48	6	6	_	2	3	55	-
00	- 55	^		80.0	10. 0	10.0	_	3. 3	5. 0	91. 7	-
100	0人比	ı -	65	49	3	13	_	1	1	62	_
	- / \ %	Ť		75. 4	4. 6	20.0	_	1. 5	1. 5	95. 4	_
29年	丰調子	\$ <u>#</u>	289	222	27	38	2	5	22	262	_
	I IMI	<u>-</u> н I		76.8	9. 3	13. 1	0. 7	1. 7	7. 6	90. 7	_
284	28年調査計	277	212	26	38	1	4	18	255	_	
20-	一口川上	 □ I		76.5	94	13 7	0.4	1 4	6.5	92 1	_



9. 4 13. 7 0. 4

1. 4

6. 5

92. 1

76. 5

3) 取得状況

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業制度を定めている 300 事業所における介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は 5.0%と少ない。これを労働者規模別にみると、100人以上が 18.5%と最も高く、規模が大きくなるにつれ、割合は高くなっている。

表2	27	介	護休業取得	寻状 況			下段:%
区		分	介護休業 制度を定	取得者の あった	取得者(の男女別人数	と比率
		73	めている 事業所	事業所	計	男性	女性
調	査	計	300	15 5. 0	21	<u>2</u> 9. 5	19 90. 5
建	設	業	39	-	_	_ _	_
製	造	業	67	5 7. 5	5	2 40. 0	3 60. 0
卸·	小売	業	44	7. 0 -	_	-	-
金融·保険		険	6		_		_
教	育関	係	6	_	_	_	_
運	輸·通	信	27	7.4	3		3 100. 0
電流	気・カ	ĭス	6	7.4	_		
サー	-ビス	ス業	44	<u>2</u> 4. 5	2		2 100. 0
医报	寮関係	系等	39	6 15. 4	11		100.0
-7	その作	<u>t</u>	22	-	_		-
20	~49	人	175	<u>2</u> 1. 1	2	-	2 100. 0
50	~99	人	60	1 7	1		100.0
100人以上		65	12 18. 5	18	<u>2</u> 11. 1	16 88. 9	
29年調査計		289	14	16	3 18. 8	13 81. 3	
28年調査計		277	14 5. 1	17	17. 6	14 82. 4	
<u> </u>	ツ取得去の た。			J. I		17.0	02.4

※取得者のあった事業所比率は、介護制度を定めている事業所に対する比率です。

V. 定年制

1. 定年制

1) 実施状況

定年制の実施率は98.1%、実施形態は「一律定年制」が95.8%

98. 4

297

98. 3

302

28年調査計

96.8

284

95. 6

定年制があるのは98.1%となっている。また、定年制の形態は、定年制のある313事業所のうちの95.8% が「一律定年制」を実施している。「一律定年制」は、規模別、産業別の両者とも80%以上の実施率となっ ている。

表2	28	定年	年制							下段:%
			事業所	定年制		形	態		定年制	
区		分	総数	あり	一 律 定年制	職種別 定年制	その他	無回答	なし	無回答
調	杳	計	319	313	300	10	1	2	6	_
引	且	ĒΙ		98. 1	95. 8	3. 2	0. 3	0. 6	1. 9	_
建	設	業	41	40	39	1	_	_	1	_
廷	叹	*		97. 6	<i>97. 5</i>	2. 5	_	ı	2. 4	_
製	造	業	70	69	69	-	-	-	1	-
衣	坦	未		98. 6	100. 0	_	_	_	1.4	
40.	小壳	**	48	48	48	_	_	_	_	_
吅.	וכיני	:未		100.0	100. 0	_	_	ı	_	_
4回	独·保	·	6	6	5	1	_	_	_	-
亚烷	压"不	火		100.0	<i>83. 3</i>	16. 7	_	ı	_	_
≠ h :	教育関係		6	6	5	1	_	_	_	_
狄				100.0	<i>83. 3</i>	16. 7	_	ı	_	_
2雷击	俞· 通	: <i>I</i> =	30	30	29	1	_	_	_	_
建料	削 . 吐	116		100.0	96. 7	3. 3	_	ı	_	_
命名	え・ガ	ĭ¬	6	6	6	_	_	-	_	_
电》	در - کا	^		100.0	100. 0	_	_	1	-	_
44	-ビス	7 **	48	45	43	1	_	1	3	_
"-	/	丶未		93.8	<i>95. 6</i>	2. 2	_	2. 2	6. 3	-
压体	養関係	<i>ت</i> ب	41	41	36	4	-	1	-	_
运 货	(美)	代寸		100.0	<i>87. 8</i>	9. 8	_	2. 4	-	-
7	- 1	T.	23	22	20	1	1	_	1	_
7	- の他	ii.		95. 7	90. 9	<i>4. 5</i>	<i>4. 5</i>	-	4. 3	_
20	~49	ı	192	187	179	5	1	2	5	_
20.	~49	^		97. 4	<i>95. 7</i>	2. 7	0. 5	1. 1	2. 6	_
ΕΛ	~99	1	62	62	60	2	-	_	-	_
50.	~99	^		100.0	96.8	3. 2	-	_	-	-
100	LIN	L	65	64	61	3	_	_	1	_
100	人以	ᅩ		98. 5	95. 3	4. 7	-	-	1. 5	_
20 A	- =m →	k=J	315	310	300	7	1	2	3	2
294	調査	1 at		98.4	96.8	2.3	0.3	0.6	1. 0	0.6

定年制の形態比率

2. 3

12

4. 0

0. 3

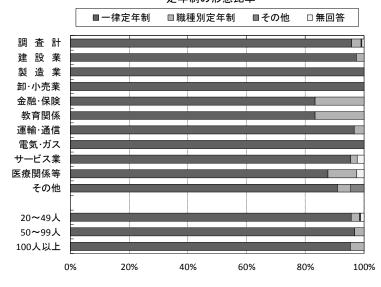
0. 3

0. 6

1.0

3 1. 0

0.6



2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で74.0%

表29 一律定年制における定年年齢

100人以上

29年調査計

28年調査計

61

300

284

一律定年制を実施している 300 事業所において、定年年齢は「60歳」が 74.0%と最も多いが、「65歳以 上」も20.7%となっている。

これを労働者規模別にみると、定年年齢を「60 歳」とする割合は100人以上が最も高く、「65歳以上」 とする割合は100人以上が10%以下となっている。

また、産業別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は、製造業、電気・ガス、金融・保険、教育関 係で特に高く、「65歳以上」の割合は、医療関係等、運輸・通信、サービス業で高くなっている。

下段:%

		分	一律定年制を実施して		定	: 年 年	龄	
区		'n.	で美施している事業所	60歳未満	60歳	61~64歳	65歳以上	無回答
調	杳	計	300	1	222	12	62	4
可	且	ĒΙ		ı	74. 0	4. 0	20. 7	1. 3
建	設	業	39	1	29	2	8	_
廷				ı	74. 4	5. 1	20. 5	-
製	製 造 業		69	_	59	3	7	_
衣	坦	未		ı	85. 5	4. 3	10. 1	ı
40.	卸·小売業		48	-	37	2	9	_
阳1.	פיני	己未		ı	77. 1	4. 2	18. 8	-
<u> </u>	5市。/5	징	5	-	4	_	1	_
31Z P	融·货	火		_	80.0	_	20. 0	_
≠ 4-	教育関係		5	_	4	_	1	_
叙	月氏	川木		_	80.0	_	20. 0	_
油田	会。 2	₹/=	29	-	19	2	8	_
理報	諭·道	四日		_	65. 5	6. 9	27. 6	_
■ 4	気・カ	゛っ	6	_	5	_	1	_
电流	×(·).	1		ı	83. 3	-	16. 7	ı
++_	-ビス	本	43	_	28	1	11	3
9-		へ未		ı	65. 1	2. 3	25. 6	7. 0
压值	東関係	角	36	_	19	2	14	1
运 力	扒天川	水寸		ı	52. 8	5. 6	38. 9	2. 8
2	- M	#1	20	_	18	_	2	_
_ ~	その他				90.0		10.0	
20	20~40 !		179	_	124	7	44	4
20	20~49人			_	69.3	3. 9	24. 6	2. 2
50	~99	1	60	_	42	4	14	
50	- 98	, <u> </u>		_	70. 0	6. 7	23. 3	

91.8

226

75. 3

225

79. 2

56

1. 6

14

4. 7

3.5

10

6.6

58

48

0.4

19.3

16. 9

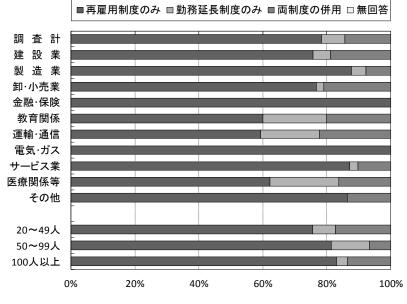
3) 定年後の再雇用等

定年後の再雇用制度等を実施している事業者は89.7%

定年後に再雇用等(「再雇用制度」や「勤務延長制度」)を実施している事業所の割合は89.7%となっている。また、定年後の再雇用等を実施している事業所の中で、「再雇用制度のみ」を実施している事業所の割合は78.3%であり、「勤務延長制度のみ」の実施は7.3%となっている。また、「両制度の併用」を実地している事務所の割合は14.3%となっている。

表30	定金	∓後の特別	扱いの形	態					下段:%
			定年後の		形	態		定年後の	
区	分	事業所	再雇用制	再雇用	勤務延長	両制度の		特別扱い	無回答
		総数	度等あり	制度のみ	制度のみ	併用	無回答	なし	
	+ -1	319	286	224	21	41	_	31	2
調	査 計		89. 7	<i>78. 3</i>	7. 3	14. 3	_	9. 7	0.6
7 .1. =	.п. лк	41	37	28	2	7	_	4	_
建言	没 業		90. 2	<i>75. 7</i>	<i>5. 4</i>	18. 9	_	9.8	_
製道	告 業	70	65	57	3	5	_	5	-
发 1	므 未		92. 9	87. 7	4. 6	<i>7. 7</i>	_	7. 1	-
年11. 71	、売業	48	43	33	1	9	_	5	-
阳, 小	יטט ג		89. 6	<i>76. 7</i>	2. 3	20. 9	_	10.4	_
수패	·保険	6	6	6	-	_	_	_	_
亚阳红	不快		100. 0	100. 0	_	_	_	_	_
数容	関係	6	5	3	1	1	_	1	
教育	利味		83. 3	60. 0	20. 0	20. 0	_	16. 7	_
雷輪	·通信	30	27	16	5	6	_	3	_
生制	W 10		90. 0	<i>59. 3</i>	<i>18. 5</i>	22. 2	_	10.0	-
雷気	・ガス	6	5	5	_	_	-	1	
电水	77.		83. 3	100. 0	1	_	_	16. 7	_
#	ごス業	48	39	34	1	4		8	1
	- ^ ~		81. 3	<i>87. 2</i>	2. 6	<i>10. 3</i>	_	16.7	2. 1
医療問	関係等	41	37	23	8	6		3	1
	×1 (1× ×1		90. 2	<i>62. 2</i>	21. 6	16. 2	_	7. 3	2. 4
70	の他	23	22	19	_	3	-	1	
			95. 7	<i>86. 4</i>		<i>13. 6</i>		4. 3	_
20~	49人	192	168	127	12	29	_	22	2
	4070		87. 5	<i>75. 6</i>	7. 1	<i>17. 3</i>	_	11. 5	1. 0
50~	99人	62	59	48	7	4	_	3	-
	0070		95. 2	81.4	11. 9	6. 8	_	4. 8	_
100 J	、以上	65	59	49	2	8	-	6	
1007	\ <u>\</u>		90.8	<i>83. 1</i>	3. 4	<i>13. 6</i>		9. 2	_
29年≣	周査計	315	285	223	18	42	2	26	4
	四旦四		90. 5	<i>78. 2</i>	6. 3	14. 7	0. 7	8. 3	1. 3
28年≣	周査計	302	275	216	19	40	_	24	3
2040	内且口		91. 1	<i>78. 5</i>	6. 9	<i>14. 5</i>	_	7. 9	1. 0

定年後の特別扱いの形態比率



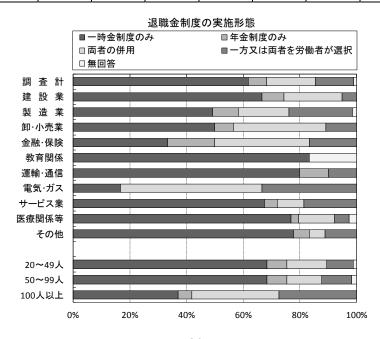
VI. 退職金制度

- 1. 常用労働者の退職金制度
 - 1) 実施状況

「退職金制度のある事業所」は90.9%で、形態は「一時金制度のみ」が61.7%で最も多い

「退職金制度のある事業所」の割合は全体の90.9%となっている。また、退職金制度のある290事業所においてその形態をみると、「退職一時金制度のみ」が61.7%で最も多く、次いで、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」が17.2%となっている。労働者規模別にみると、「退職一時金制度のみ」と「退職年金制度のみ」の割合はそれぞれ20~49人及び50~99人で高く、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」の割合は100人以上で高くなっている。

表31	退!	職金制度の	F 400 - 1117 -						-	下段:%
		事業所	退職金		Я	乡	צשע		退職金	
区	分	総数	制 度 あ り	一時金 制度のみ	年金制度 のみ	両者の 併用	一方又は両者を 労働者が選択	無回答	制 度 な し	無回答
調査	計	319	290	179	19	50	39	3	29	-
讷 宜	ĒΙ		90. 9	61. 7	6. 6	<i>17. 2</i>	13. 4	1. 0	9. 1	_
建設	業	41	39	26	3	8	2	-	2	_
)生 以	*		95. 1	66. 7	7. 7	<i>20. 5</i>	5. 1	-	4. 9	
製 造	業	70	67	33	6	12	15	11	3	
		40	95. 7	49. 3	9. 0	17. 9	22. 4	1. 5	4. 3	
卸·小売	業	48	46 95. 8	23 <i>50. 0</i>	3 6. 5	15 <i>32. 6</i>	5 10. 9		2 4. 2	
	_	6	6	2	1	22.0	70.3	_	4. Z	_
金融·保	険	o	100.0	33. 3	16. 7	33. 3	16. 7	_	_	_
		6	6	5	-	-	-	1	_	_
教育関係		ŭ	100.0	<i>83. 3</i>	_		_	16. 7	_	
YEA 13 /=		30	20	16	2	_	2	-	10	_
運輸·通	11吉		66. 7	80.0	10.0	_	10.0	_	33. 3	_
電気・ガ	, 7	6	6	1	-	3	2	-	-	_
电对:刀	^		100.0	16. 7	_	<i>50. 0</i>	33. 3	-	-	-
サービス	7 坐	48	43	29	2	4	8	_	5	_
, L	`*		89.6	67. 4	4. 7	9. 3	18. 6	-	10. 4	
医療関係	医生	41	39	30	1	5	2	1	2	_
心况因	K T		95. 1	<i>76. 9</i>	2. 6	12. 8	5. 1	2. 6	4. 9	-
その他	b	23	18	14	1	1	2		5	
C 47	,		78. 3	<i>77. 8</i>	<i>5. 6</i>	<i>5. 6</i>	11. 1	_	21. 7	_
20~49	Y	192	171	117	12	24	16	2	21	_
			89. 1	68. 4	7. 0	14. 0	9. 4	1. 2	10. 9	
50~99	人	62	57	39	4	10.0	6	1	5	
	_	0.5	91. 9	<i>68. 4</i>	7. 0	12. 3	10. 5	1. 8	8. 1	_
100人以	上	65	62	23	3	19	17	_	3	
	_	215	95. 4	<i>37. 1</i>	<i>4. 8</i>	<i>30. 6</i>	27. 4	-	4. 6	- 1
29年調査	計	315	288 91. 4	172 <i>59. 7</i>	21 7. 3	48 <i>16. 7</i>	45 <i>15. 6</i>	2 0. 7	26 8. 3	0.3
		302	273	162	13	51	43	4	28	
28年調査	計	002	90. 4	59. 3	4. 8	18. 7	15. 8	1. 5	9. 3	



2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で46.9%

退職金制度がある 290 事業所の支払い準備形態で最も多いのが「社内準備」で 46.9%、次いで、「中小企業退職金共済制度」の 41.4% となっている。

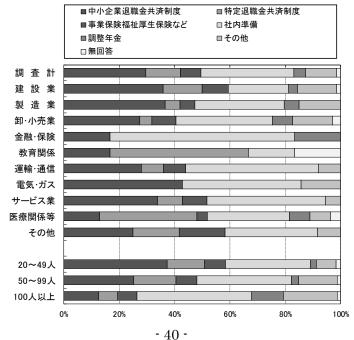
労働者規模別にみると、「中小企業退職金共済制度」は規模が小さいほど比率が高く、「社内準備」は100 人以上の58.1%で最も割合が高くなっている。また、産業別では、「中小企業退職金共済制度」は建設業で高く、「社内準備」は金融・保険で特に高くなっている。

表32 退職金の支払い準備形態

ェ	臤	0/6

<u>表32</u>	退	職金0	<u>) 支払</u>	い準備形態	態					下段:%
		退耶	**全	支払い準備	形態(複数	回答)				
区	分	制あ	度り	中小企業 退職金 共済制度	特定 退職金 共済制度	事業保険 福祉厚生 保険など	社内準備	調整年金	その他	無回答
= ⊞ ⊅	* =⊥		290	120	50	30	136	17	45	6
調	査 計			41.4	17. 2	10. 3	46. 9	5. 9	15. 5	2. 1
建言	设 業		39	23	9	6	14	2	9	1
)	又 未			59.0	23. 1	15. 4	35. 9	5. 1	23. 1	2. 6
製道	告 業		67	34	5	5	30	5	14	_
2X J	ᆸᅕ			50. 7	7. 5	7. 5	44. 8	7. 5	20. 9	_
細・小	・売業		46	19	3	6	24	5	10	2
TP 3 -1	ルベ			41.3	6. 5	13. 0	52. 2	10. 9	21.7	4. 3
金融	·保険		6	1	_	_	4	1	_	_
-11- HJ-A				16.7		_	66. 7	16. 7	_	-
教育	関係		6	1	3	-	1	-	_	1
35413	12-3 1-1-			16.7	50.0		16. 7	_	_	16. 7
運輸	·通信		20	/	2	2	12	_	2	
				35.0	10. 0	10.0	60.0	_	10.0	_
電気	・ガス		6	3			3	_	10.7	
			40	50.0		_	50.0	_	16.7	
サーヒ	ごス業		43	19	5	5	24	_	3	_
			39	44. 2	11. 6 19	11. 6 2	55. 8 16	4	7. 0 4	2
医療問	関係等		39	17. 9	48. 7	5. 1	41.0	10.3	10.3	5. 1
			18	17.9	40. 7	3.1	8	10. 3	10.3	J. I –
その	の他		10	33.3	22. 2	22. 2	44. 4		11.1	
	40.1		171	89	32	18	73	5	17	4
20~	49人			52. 0	18. 7	10. 5	42. 7	2. 9	9. 9	2. 3
	00.1		57	20	12	6	27	2	11	1
50~	99人			35. 1	21. 1	10.5	47. 4	3. 5	19.3	1. 8
100 1	ISL L		62	11	6	6	36	10	17	1
100	、以上			17. 7	9. 7	9. 7	58. 1	16. 1	27. 4	1. 6
20年=	田木土		288	126	46	21	122	24	51	6
29年記	調査計			43.8	16.0	7. 3	42. 4	8. 3	17.7	2. 1
20年=	調査計		273	119	39	27	127	30	42	5
20平高	河 里司			43.6	14. 3	9.9	46. 5	11.0	15. 4	1.8

退職金の支払い準備形態



3) 退職金制度は拠出制または無拠出制

退職金の制度内容は「拠出制」が14.8%、「無拠出制」が82.4%

100人以上

29年調査計

28年調査計

退職金制度がある 290 事業所の制度内容は、「拠出制」が 14.8%、「無拠出制」の 82.4%となっている。 労働者規模別にみると、「拠出制」は 100 人以上が比率が高く、「無拠出制」は 20~49 人の比率が高くなっている。また、産業別では、「拠出制」は医療関係等で高く、「無拠出制」は教育関係で多くなっている。

表33 退職金制度は拠出制または無拠出制 下段:% 退職金制度 制 度 内 容 区 分 あ 拠出制 無拠出制 無回答 事業所数 239 290 43 8 調査計 14.8 2. 8 82.4 39 37 1 建設業 2. 6 2. 6 94. 9 67 59 製 造 業 88. 1 11. 9 46 4 卸·小売業 10. 9 80. 4 8. 7 6 金融:保険 33. 3 66. 7 6 6 教育関係 100.0 3 20 17 運輸·通信 15.0 85.0 6 2 電気・ガス 33. 3 66. 7 1 43 3 39 サービス業 7.0 90.7 2. 3 2 5. 1 39 17 20 医療関係等 43.6 51.3 18 16 その他 <u>11. Î</u> 88. 9 20 11. 7 6 3. 5 171 145 20~49人 84. 8 57 2 10 45 50~99人 17. 5 78. 9 3. 5 62 13 49

退職金制度は拠出制または無拠出制

21.0

16.0

16.8

46

46

288

273

79.0

234

81. 3

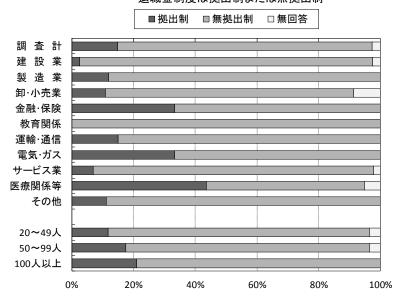
221

81.0

9

3. 1

2. 6



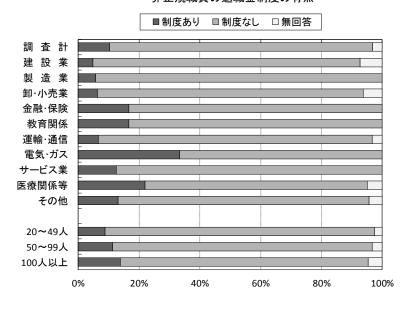
2. 非正規職員の退職金制度

非正規職員の退職金制度がある事業所は10.3%

非正規職員の退職金制度について、「制度あり」の事業所は 10.3%であるのに対して、「制度なし」は 86.5%と大部分を占めている。また、「制度あり」の事業所の場合、労働者規模別では 100 人以上の 13.8% で最も割合が高く、産業別では電気・ガス、医療関係等、金融・保険、教育関係で割合が高くなっている。

表34	下段:%				
区	分	事業所			
스	<i>'</i> D'	総数	制度あり	制度なし	無回答
調査	計	319	33	276	10
加 宜	ĒΙ		10. 3	86. 5	3. 1
7-1.	ᄱ	41	2	36	3. 1 3
建設	業		4. 9	87. 8	7. 3
41 \ #	ᄱ	70	4	66	_
製造	業		5. 7	94. 3	_
4π ∃	- *	48	3	42	3 6. 3
卸·小引	己耒		6. 3	87. 5	6. 3
△ □ ↓ //		6	1	5	_
金融·倪	利利		16. 7	83. 3	_
#L /L BE	175	6	1	83. 3 5	_
教育関	11余		16. 7	83. 3	_
ν=±Α ν:	₹ =	30	2	27	1
運輸·通信			6. 7	90. 0	3. 3
売 左 」	Ľ,	6	2	4	_
電気・力	J A		33. 3	66. 7	_
11 12	- **	48	6	42	_
サービ	人耒		12. 5	87. 5	_
E.E.	17. Mr	41	9	30	2
医療関係	杀寺		22. 0	73. 2	4. 9
7.0	lı la	23	3	19	1
その	민		13. 0	82. 6	4. 3
20 40	\ I	192	17	170	4. 3 5
20~49	1人		8. 9	88. 5	2. 6
E0 00) I	62	7	53	2. 6 2
50~99	1人		11. 3	85. 5	3. 2 3
100 1 1	NI L	65	9	53	3
100人以	ᆺᅩ		13. 8	81. 5	4. 6
00年=四-	木モリ	315	25	279	11
29年調	宜計		7. 9	88. 6	3. 5
00 左=□-	*=!	302	23		
28年調	貸計	_	7. 6	89. 4	9 3. 0

非正規職員の退職金制度の有無



Ⅲ. 賃金制度

1. 7月分賃金

賃金合計平均は、男性33万2千円 女性24万3千円 所定内賃金比率は、「20~49人」「50~99人」「100人以上」の順に高い 所定外賃金比率は、「100人以上」「50~99人」「20~49人」の順に高い 職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある

1) 賃金合計平均

常用労働者の平成 30 年 7 月分の賃金合計平均は、男性 33 万 2 千円、女性 24 万 3 千円となっている。これを労働者規模別にみると、 $50\sim99$ 人より $20\sim49$ 人の方がやや高めとなっているが、100 人以上の賃金合計が最も高くなっている。

2) 所定内賃金

賃金合計平均に占める所定内賃金平均の割合は、男性86.4%、女性90.1%で女性の方が3.7ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100人以上のみが平均比率より低くなっている。産業別では、運輸・通信、電気・ガス、製造業が平均比率より低くなっている。

3) 所定外賃金

賃金合計平均に占める所定外賃金平均の割合は、男性 13.9%、女性 9.9%で男性の方が 4.0 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100人以上が 14.5%で最も高く、産業別では、運輸・通信の 17.1% が最も高くなっている。

4) 職種区分

男性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より6万8千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が100人以上の規模において7万4千円と最も多くなっている。

女性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より2万6千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が50~99人の規模においては6万6千円と最も多くなっている。

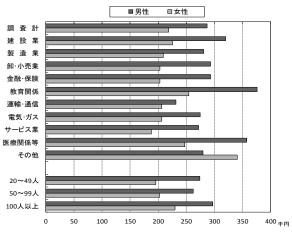
表35	平成30年7月分平均賃金	(常用労働者)	単位:千円	斜体数値は比率:%

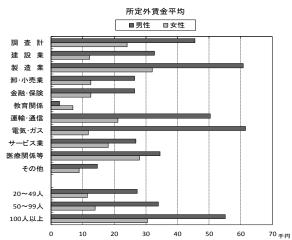
区分	対象常用	1	賃金支払いの状況	•	平均	平均
	労働者数	所定内賃金	所定外賃金	合計金額	勤続年数	年 齢
調査計	23, 132	263	38	301	14	42
		<i>87. 4</i>	12. 6	100. 0		
男性平均	15, 021	287	46	332	15	43
事務	7, 896	321	44	365	16	43
生産	7, 125	249	48	297	13	43
女性平均	8, 111	219	24	243	12	42
事務	5, 424	228	23	252	12	40 44
生産	2, 687	200	26	226	14	44
29年調査計	19, 392	262	32	294	13	43
		<i>89. 2</i>	10.8	100. 0		
男性平均	12, 203	290	38	328	14	43
事務	6, 497	334	33	366	15	44
生産	5, 706	241	43	285	12	42
女性平均	7, 189	214	21	235	11	42
事務 生産	4, 790	230	22	252	11	40 45
	2, 399	181	20	201	13	
28年調査計	21, 238	261	30	291	13	43
		89. 6	10. 4	100. 0		
男性平均	13, 651	288	35	323	14	43
事務	7, 264	321	30	350	15	44
生産	6, 387	250	42	292	12	42
女性平均	7, 587	212	21	234	12	42
事務 生産	5, 044	224	21	245	11	40 45
生産	2, 543	189	22	211	14	45

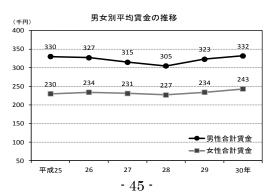
			対象常用		 賃金支払いの状況	平均	 平 均	
	区	分	対象市用 労働者数	所定内賃金	所定外賃金	合計金額	勤続年数	年齢
建	設	業	1, 447	307	30	337	15	44
	里性	主平均	1, 252	<i>91. 1</i> 320. 2567812	<i>8. 9</i> 33	<i>100. 0</i> 353	15	45
	בו נכ	事務	551	339	34	373	17	46
	/- , \/	生産 ŧ平均	701 195	305. 6333809 226	32 12	337 238	14 13	43 43
	女 13	事務	167	230	13	243	14	42
#-II		生産	28	200	5	205	11	47
製	造	業	9, 551	262 <i>83. 1</i>	53 <i>16. 9</i>	315 <i>100. 0</i>	16	42
******	男性	t平均	6, 995	281	61	342	16	41
		事務 生産	3, 055 3, 940	318 252	69 55	387 307	17 15	42 40
	女性	工度 ŧ平均	2, 556	209	32	241	18	44
		事務	924	230	25	255	17	41
和·	小売	<u>生産</u> 業	1, 632 2, 799	197 265	36 22	233 288	19 14	45 40
			,	92. 3	7. 7	100. 0		
	男性	ŧ平均 事務	1, 932 1, 597	293 303	26 23	320 326	15 15	40 41
		生産	335	247	42	289	16	40
	女性	ŧ平均	867	203	13	216	12	39
		事務 生産	826 41	206 140	13 8	219 147	12 8	39 46
金鬲	蚗保		99	341	3	344	18	43
	里相	主平均	63	<i>99. 1</i> 395	0. 9 4	<i>100. 0</i> 398	22	45
	בו ככ	事務	62	397	4	401	22	45
		生産	1 36	217	_	217	8	62
	女怡	ŧ平均 事務	36 36	247 247	2 2	249 249	11 11	39 39
Jul -		生産	-	-	_	-	_	_
教育	関係	Ŕ	283	298 <i>98. 2</i>	5 <i>1. 8</i>	304 <i>100. 0</i>	9	57
	男性	主平均	102	376	3	379	11	87
		事務 生産	93 9	393 203	3	396 203	11 8	45 514
	女性	<u></u>	181	255	7	262	9	40
		事務	181	255	7	262	9	40
運動	·通·	<u>生産</u> 信	1, 853	229	47	276	12	49
~			·	<i>82. 9</i>	17. 1	100. 0		
	男性	E平均 事務	1, 654 335	232 314	50 27	282 341	12 17	49 48
		生産	1, 319	211	56	267	11	50
	女性	t平均 東教	199	206 212	21 17	228 228	10	43 42
		事務 生産	148 51	212 192	34	228 226	11 6	42 46
電気	゙゙゙゙゙゙・ガ゙	ス	129	265	54	319	17	39
******	男性	主平均	110	<i>83. 0</i> 275	<i>17. 0</i> 62	<i>100. 0</i> 336	18	40
		事務	110	275	62	336	18	40
ļ	女性	生産 ŧ平均	_ 19	206	- 12	218	- 12	33
	~ 1	事務	19	206	12	218	12	33
サー	-ビス	<u>生産</u> * 業	- 1, 559	235	23	258	- 12	
				91. 1	8. 9	100. 0		
	男性	ŧ平均 事務	875 574	272 312	27 31	299 342	14 16	46 46
<u></u>		生産	301	197	19	216	9	46
	女性	±平均	684 466	188 218	18 22	206 240	10 12	44 41
		事務 生産	218	125	10	135	7	41 51
医療	賽関係		3, 893	281	30	310	9	41
	男性	主平均	1, 167	<i>90. 4</i> 358	<i>9. 6</i> 34	<i>100. 0</i> 392	9	42
	J J 14	事務	929	364	42	406	9	42
	/ ₩	生産 ŧ平均	238 2, 726	333 248	5 28	338 276	8 9	42 40
	^ □	事務	2, 207	244	33	276	10	40
その	\#h	生産	519 1, 519	265 238	8 12	273 250	7	38 45
, 0				95. 1	4. 9	100. 0		
	男性	t平均 東教	871 590	280 303	15 12	295	14 16	47 47
		事務 生産	590 281	303 232	12 21	314 253	16 10	47 46
	女性	ŧ平均	648	341	9	350		42
		事務 生産	450 198	197 144	7 13	204 157	9 7	41 44
		ᅩ	100	177	10	107		-17

区分	対象常用	1	賃金支払いの状況		平均	平	均
	労働者数	所定内賃金	所定外賃金	合計金額	勤続年数	年	齢
20~49人	5, 074	251	23	274	12		44
		91.8	8. 2	100. 0			
男性平均	3, 564	274	27	302	13		45
事務	1, 789	301	24	325	15		45
生産	1, 775	247	31	278	11		44 42
女性平均	1, 510	196	11	207			42
事務	1, 077	209	. 9	219	10		41
生産	433	163	1/	180	8		43
50~99人	3, 473	238	26	264	12		44
		90. 2	9. 8	100.0			
男性平均	2, 074	262	34	296	14		44
事務 生産	1, 066	306	23	329	14		44
工工	1, 008	216	46	262	13		45
女性平均	1, 399	203	14	217	9		43
事務	1, 025	221	13	234	10		41
生産	374	153	15	168	8		48 42
100人以上	14, 585	273	46	319	15		42
田林亚华	0 000	<i>85. 5</i>	14. 5	100. 0	16		40
男性平均	9, 383	297	55	352	15		42
事務	5, 041	331	55	386	16		42
生産	4, 342	258	55 20	312	14		41
女性平均	5, 202	230	30	260	14		41
事務 生産	3, 322	237	31	268	12 17		40
生産 生産	1, 880	217	30	248	17		44

所定内賃金平均







2. 賞与の支払い

「支払いがあった」事業所は 90.3%

賞与の「支払いがあった」とする事業所は90.3%で、「支払いがなかった」が6.3%、「無回答」が3.4% となっている。

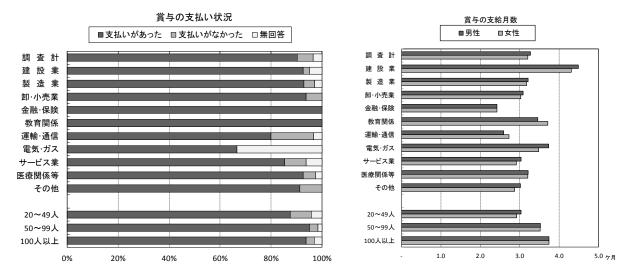
これを労働者規模別にみると、「支払いがあった」とする事業所の割合は、50~99 人が 95.2%と高いのに対して 20~49 人では全体平均を 2.8 ポイント下回っている。

産業別では、「支払いがあった」とする事業所の割合は、金融・保険、教育関係が100%で最も高く、 「支払いがなかった」は運輸・通信で最も高くなっている。

支給月数については、男女とも労働者規模が20~49人で全体平均を下回っている。産業別では、男女とも建設業の4.5ヶ月及び4.3ヶ月が最も多く、金融・保険の男女とも2.4ヶ月が最も少ない。

表36 賞	<u>写の支払い</u>	状況			回数・	支給月数は年	間合計数	下段:%
区分	事業所 総 数	支払いが あった	男性	平均	女性:	平均	支払いがなかった	無回答
	形态 安义	85°57'E	回数	支給月数	回数	支給月数	ながった	
-m * -	319	288	2. 2	3. 3	2. 2	3. 2	20	11
調査	it 319	90. 3					6.3	3. 4
7±1 = П A	_и 41	38	2. 5	4. 5	2. 6	4. 3	1	2
建設	業 * * '	92. 7					2.4	4. 9
411 14 1	70	65	2. 0	3. 2	2. 0	3. 2	3	2
製 造 🧵	業 /0	92. 9				·····	4. 3	2. 9
	48	45	2. 3	3. 1	2. 3	3. 0	3	
卸·小売業	Ę	93. 8	······································			***************************************	6. 3	_
A =1 /0.04	6	6	1.7	2. 4	1.7	2. 4	-	_
金融·保险	₹ o	100. 0		-		-	_	
	6	6	2. 2	3. 5	2. 2	3. 7	_	_
教育関係		100.0					_	
	_ 30	24	2. 3	2. 6	2. 3	2. 7	5	1
運輸·通信	•	80. 0	2.0	2. 0	2. 0		16.7	3. 3
	. 6	4	2. 0	3. 7	2.0	3. 5	10.7	2
電気・ガス	Š I	66. 7	<u>2. 0</u>					33. 3
	48	41	2. 3	3. 0	2. 2	2. 9	4	3
サービス	業 40	85. 4	Z. U	J. U	Z. Z		8.3	6. 3
	41	38	2. 1	3. 2	2. 1	3. 2	2	1
医療関係等	等	92. 7	<u>4. !</u>	J. Z	£. !	J. Z	4.9	2. 4
	23	21	2. 1	3. 0	2. 0	2. 9	4. 9	2. 4
その他	23	91.3		ა. 0	2. 0	2. 9	8.7	
	192	168	2. 2	3. 0	2. 2	2. 9	16	8
20~49人	. 192			ა. ს	Z. Z.	Z. 9		
		87. 5	0.0	2.5	0.0	2 5	8.3	4. 2
50~99人	62	59	2. 2	3. 5	2. 2	3. 5	-	I
	0.5	95. 2	0.0	0.7	0.0	0.7	3. 2	1.6
100人以上	65	61	2. 2	3. 7	2. 2	3. 7	2	2
		93.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3. 1
29年調査	315	283	2. 2	3. 3	2. 2	3. 2	23	9
, m., 2	'	89.8					7.3	2. 9
28年調査	302	266	2. 2	3. 1	2. 2	3. 1	18	18
I W-1 H-1	'']	88. 1					6.0	6. 0

[※]平成29年8月から平成30年7月までの状況です。



Ⅲ. 男女共同参画

- 1. 女性の昇進・参画
 - 1) 昇給等の男女間格差

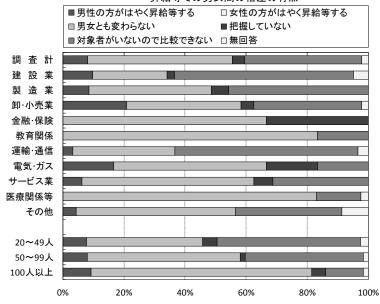
「男女とも変わらない」が47.3%、「対象者がいないので比較できない」が38.2%

昇給等での男女間の格差については、「男女とも変わらない」が47.3%で、以下、「対象者がいないので比較できない」が38.2%、「男性の方がはやく昇給等する」が8.2%と続き、「把握していない」は4.1%となっている。「男女とも変わらない」の割合は、労働者規模が大きくなれば高まる傾向にあり、産業別では教育関係、医療関係等で高くなっている。

表37 昇給等での男女間の格差の有無

表3	7	昇紀	給等での男	女間の格差	の有無				下段:%
区		分	事業所 総 数	男性の方が はやく昇給 等する	女性の方が はやく昇給 等する	男女とも 変わらない	把握して いない	対象者がい ないので比 較できない	無回答
調	査	計	319	26 8. 2	-	151 47. 3	13 4. 1	122 38. 2	7 2. 2
建	設	業	41	9.8	-	10 24. 4	2.4	24 58. 5	2 4. 9
製	造	坐	70	6		28	4	32	4. 9
2 X	ᄺ			8.6	_	40.0	5. 7	45.7	
卸·	却· 小元美		48	10 20. 8	_ _	18 37. 5	2 4. 2	17 35. 4	2. 1
金融	棟・保	除	6	_	-	4	2	-	
			6	_	_	66. 7	33. 3	- 1	-
教育	育関	係	0			5 83. 3		16.7	
運輸	運輸·通信		30	1	-	10	-	18	1
	運輸·通信 電気·ガス		6	3.3	_	33. 3 3	1	60.0	3. 3
電気	いた	ĬΖ	0	16. 7	-	50.0	16. 7	16. 7	-
サー	・ビス	ス業	48	3 6. 3	-	27 56. 3	3 6. 3	15 31. 3	_
医療	関係	玄笙	41	-	_	34	-	6	1
上凉	יו ניכו.	-K-17		_	_	82. 9		14.6	2. 4
そ	の他	t	23	1 4. 3	_ _	12 52.2	<u> </u>	8 34. 8	8. 7
00	40		192	15	-	73	9	90	5
20~	~49	^		7.8	-	38. 0	4. 7	46. 9	2. 6
50~	50~99人 62		62	5	-	31 50. 0	<u>1</u> 1. 6	24 38. 7	1.6
			65	8. 1 6		50. 0 47	1.6	38. <i>1</i>	1.0
100.	人以	上	03	9. 2		72. 3	4. 6	12. 3	1. 5
29年	調査	計	315	23 7. 3		157 49. 8	5 1. 6	124 39. 4	6 1. 9
			302	22	1	147	9	116	7
28年	調査	計	002	7.3	0.3	48. 7	3. 0	38. 4	2. 3

昇給等での男女間の格差の有無



2) 格差が生じる時期

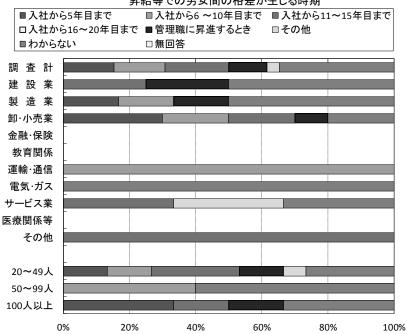
格差が生じる時期は「入社から11~15年まで」が19.2%

昇給等での男女間の格差が生じる時期は、格差のある 26 事業所のうち「わからない」が 34.6%、次い で、「入社から11~15年目まで」が19.2%となっている。

労働者規模別にみると、「入社から11~15年目まで」の割合は、20~49人で高くなっている。

表38	昇紀	給等での男	女間の格差	が生じる時	詩期					下段:%
						後の男女間格	差の生じる問	寺期		
区 :	分	格差のあ る事業所	入社から 5年目まで	入社から6 ~ 10年目まで	入社から11~ 15年目まで	入社から16~ 20年目まで	管理職に昇 進するとき	その他	わからない	無回答
調査	計	26	4	4	5	_	3	1	9	-
湖 宜	ĒΤ		15. 4	15.4	19. 2	-	11.5	3.8	34. 6	-
建設	業	4	_	-	1	-	1	-	2	-
) 正	*			-	25. 0	_	25. 0	_	50. 0	_
製造	業	6	1	1	_	-	1	_	3	_
衣坦	*		16. 7	16.7	_	_	16. 7	_	50. 0	_
卸·小売	業	10	3	2	2	-	1	-	2	-
TH 11-70			30.0	20.0	20. 0	_	10.0	_	20. 0	
金融·保	.除	_	_	_	_	-	-	-	-	_
亚州 八	. ^_			_	-	_	ı	_	_	_
教育関係	係	_	_	_	_	_	-	_	-	_
3211211	I			_	_	_	-	_	_	_
運輸·通	信	1		1	_	-	-	_	-	_
X2.107 X2	""			100.0	_	_	-	_	-	
電気・ガ	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙	1	_	-	_	_	_	-	1	_
	_	3		_	_	_	_	_	- 1	_
サービス	業	3	_	_	<u> </u>	-	-	1 22 2	22.2	
	\dashv			_	33. 3	-	-	33. 3	33. 3	
医療関係	等	-		_	_	_	_	_	_	
	\dashv	1		_	- 1	_		_		
その他	b	1			100.0		_		_	
	-	15	2	2	100.0		2	1	4	
20~49.	人	13	13. 3	13. 3	26. 7		13.3	6. 7	26. 7	
		5	10. 0	10.0	20.7	_	10.0	0. 7	20.7	
50~99.	人	3	_	40.0	_	_	_	_	60.0	_
		6	2	40.0	1	_	1	_	2	_
100人以	上	O	33. 3	_	16. 7	_	16. 7	-	33. 3	_
00 (- == :		23		2	7	_	70.7	2	7	3
29年調査	計	20	-	8.7	30. 4	-	8.7	8. 7	30. 4	13. 0
00 = = = =	-=1	23	1	4	3	-	3	1	11	-
28年調査	計		4. 3	17. 4	13. 0	-	13. 0	4. 3	47. 8	_
			•							

昇給等での男女間の格差が生じる時期



3)管理職人数

管理職の人数は、男性82.8% 女性17.2%

管理職の人数については、全体の男女比をみると男性の82.8%に比べ女性は17.2%にとどまっている。 年齢別にみると、最も人数が多いのが男性、女性共に「40~49歳」で、次いで「50~59歳」となっている。管理職ポスト別にみると、部長は男性、女性共に「50~59歳」、課長は男性が「40~49歳」、女性が「50~59歳」、係長は男性、女性共に「40~49歳」が最も多い。

以下の表は、全体および管理職ポストごとに集計した表である。

表39 管3	理職人数 T		ı							対する男女比		段:総数に対する比率%	
区 分		総数		30歳	未満	30~	39歳	40~	49歳	50~!	59歳	60歳.	以上
_ //	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	6, 021	4, 986	1, 035	51	20	675	149	2, 080	406	1, 791	379	389	81
調査計	100.0	82. 8	17. 2	71. 8	28. 2	81. 9	18. 1	83. 7	16.3	82. 5	17. 5	82. 8	17. 2
	100. 0	-	-	0. 8	0. 3	11. 2	2. 5	34. 5	6. 7	29. 7	6. 3	6. 5	1. 3
	1, 199	993	206	-	-	32	10	223	65	537	97	201	34
部 長	100.0	82. 8	17. 2	-	-	76. 2	23. 8	77. 4	22. 6	84. 7	15. 3	85. 5	14. 5
	100. 0	-	-	-	-	2. 7	0.8	18. 6	5. 4	44. 8	8. 1	16. 8	2. 8
	2, 389	2, 093	296	10	3	202	26	928	116	815	129	138	22
課長	100.0	87. 6	12. 4	76. 9	23. 1	88. 6	11. 4	88. 9	11. 1	86. 3	13. 7	86. 3	13. 8
	100. 0	-	-	0. 4	0. 1	8. 5	1. 1	38. 8	4. 9	34. 1	5. 4	5. 8	0. 9
	2, 433	1, 900	533	41	17	441	113	929	225	439	153	50	25
係 長	100.0	78. 1	21. 9	70. 7	29. 3	79. 6	20. 4	80. 5	19. 5	74. 2	25. 8	66. 7	33. 3
	100.0	-	-	1. 7	0. 7	18. 1	4. 6	38. 2	9. 2	18. 0	6. 3	2. 1	1. 0
7-5 -0 -444	597	564	33	6	-	69	3	208	12	186	9	95	9
建設業	100.0	94. 5	5. 5	100.0	-	95.8	4. 2	94. 5	5. 5	95. 4	4. 6	91.3	8. 7
	1, 861	1, 757	104	10	3	179	17	802	50	713	31	53	3
製 造 業	100.0	94. 4	5. 6	76. 9	23. 1	91.3	8. 7	94. 1	5. 9	95. 8	4. 2	94. 6	5. 4
	1, 041	916	125	21	3	146	17	421	57	284	42	44	6
卸·小売業	100.0	88. 0	12. 0	87. 5	12. 5	89. 6	10. 4	88. 1	11. 9	87. 1	12. 9	88. 0	12. 0
	93	84	9	_	_	4	2	43	3	36	4	1	_
金融·保険	100.0	90. 3	9. 7	-	-	66. 7	33. 3	93. 5	6. 5	90. 0	10.0	100.0	
	110	54	56	_	_	10	5	17	27	13	14	14	10
教育関係	100.0	49. 1	50. 9	_	_	66. 7	33. 3	38. 6	61.4	48. 1	51. 9	58. 3	41. 7
	537	412	125		_	79	10	142	42	143	66	48	7
運輸·通信	100.0	76. 7	23. 3	_		88. 8	11. 2	77. 2	22. 8	68. 4	31. 6	87. 3	12. 7
	157	155	2	_	_	7	-	65	1	83	1	-	
電気・ガス	100.0	98. 7	1. 3	-	-	100. 0	-	98. 5	1.5	98. 8	1. 2	-	-
	420	342	78	7	5	40	13	133	27	125	30	37	3
サービス業	100.0	81. 4	18. 6	58. 3	41. 7	75. 5	24. 5	83. 1	16. 9	80. 6	19. 4	92. 5	7. 5
	840	384	456	4	9	96	73	135	170	86	163	63	41
医療関係等	100.0	45. 7	54. 3	30. 8	69. 2	56.8	43. 2	44. 3	55. 7	34. 5	65. 5	60.6	39. 4
	365	318	47	3	- 00. 2	45	9	114	17	122	19	34	2
その他	100.0	87. 1	12. 9	100. 0	_	83. 3	16. 7	87. 0	13. 0	86. 5	13. 5	94. 4	5. 6
	1, 437	1, 215	222	29	10	199	26	416	91	403	75	168	20
20~49人	100.0	84. 6	15. 4	74. 4	25. 6	88. 4	11.6	82. 1	17. 9	84. 3	15. 7	89. 4	10. 6
	966	770	196	74. 4	23. 0	106	30	351	69	250	72	58	17
50~99人	100.0	770	20. 3	38. 5	61.5	77. 9	22. 1	83. 6		77. 6	22. 4	77. 3	
	3, 618	3, 001	617	17	2	370	93	1, 313	16. 4 246	1, 138	232	163	22. 7
100人以上													
	100.0	82.9	17. 1	89. 5 30	10. 5	79. 9	20. 1	84. 2	15. 8 373	83. 1	16. 9	78. 7	21. 3
20.左冊本二	5, 429	4, 467	962		16	660	187	1, 778		1, 650	324	349	62 15.1
29年調査計	ļ	82. 3	17. 7	65. 2	34. 8	77.9	22. 1	82. 7	17. 3	83. 6	16.4	84. 9	15. 1
	100.0	4 270	-	0. 6	0. 3	12. 2	3. 4	32. 8	6. 9	30. 4	6. 0	6. 4	1. 1
00 = = = 	5, 241	4, 376	865	38	28	665	155	1, 722	317	1, 624	299	327	66
28年調査計	ļ	83. 5	16. 5	57. 6	42. 4	81. 1	18. 9	84. 5	15. 5	84. 5	15. 5	83. 2	16.8
	100.0	-	-	0. 7	0. 5	12. 7	3. 0	<i>32. 9</i>	6. 0	31. 0	<i>5. 7</i>	6. 2	1. <i>3</i>

4) 女性活用の問題点

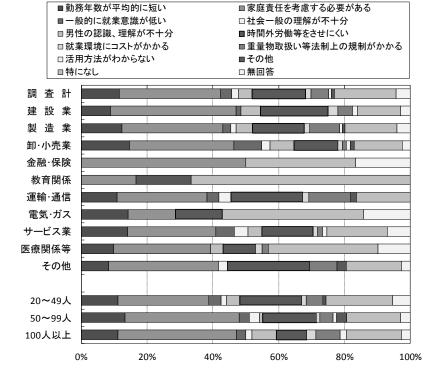
「家庭責任を考慮する必要がある」が48.6%、「特になし」が29.5%

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が 48.6%で最も多く、「特になし」が 29.5%となっている。

これを労働者規模別にみると、「家庭責任を考慮する必要がある」 の割合は 100 人以上が最も高くなって いる。産業別にみると、「家庭責任を考慮する必要がある」では建設業と卸・小売業、「時間外労働をさせ にくい」では運輸・通信と建設業で割合が高くなっている。

表40 女	性活用の問	題点											下段:%
区 分	事業所 総 数	勤務年数が 平均的に短い	家庭責任を考 慮する必要が ある	一般的に就業 意識が低い	社会一般の 理解が 不十分	男性の認識、 理解が不十分	時間外労働 等をさせ にくい	就業環境に コストがか かる	重量物取扱い 等法制上の 規制がかかる	活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	319	58	155	17	10	21	82	8	27	4	5	94	22
响 且 미		18. 2	48. 6	5. 3	3. 1	6. 6	25. 7	2. 5	8. 5	1. 3	1.6	29. 5	6. 9
建設業	41	6	26	1	_	4	14	2	3	1		9	2
		14.6	63.4	2. 4	_	9.8	34. 1	4. 9	7. 3	2. 4		22.0	4. 9
製 造 業	70	15	37	. 3	2	6	19	2	11	1		19	_ 5
	10	21.4	52. 9	4. 3	2. 9	8.6	27. 1	2. 9	15. 7	1.4	1.4	27. 1	7. 1
卸·小売業	48	12	26		2	6	11	1	1	1	1	12	2
		25. 0	54. 2	14. 6	4. 2	12. 5	22. 9	2. 1	2. 1	2. 1	2. 1	25. 0	4. 2
金融·保険	6	<u>-</u>	3 50. 0									2 33. 3	16. 7
	6	-	50.0	-		_		_	-	_	1	33.3	10. /
教育関係	0		16. 7								16.7	66.7	
	30	6	15. 7	2	2	_	12	1	7	_	10. 7	9	
運輸·通信	00	20.0	50.0	6.7	6. 7	_	40.0	3. 3	23. 3	_	3. 3	30.0	
II-	6	1	1	-	-	-	1	-	-	_	-	3	1
電気・ガス		16. 7	16. 7	-	-	-	16. 7	-	-	-	_	50.0	16. 7
サービス業	48	10	19	4	3	3	11	1	1	1	-	13	5
サービス未		20.8	39. 6	8. 3	6.3	6.3	22. 9	2. 1	2. 1	2. 1	-	27. 1	10. 4
医療関係等	41	5	15	-	-	2	5	1	1	-	-	17	5
区 原 () () ()		12. 2	36.6	-	_	4. 9	12. 2	2. 4	2. 4	-	-	41.5	12. 2
その他	23	3	12		1	_	9	_	3	_	1	6	1
(07 12		13. 0	52. 2	-	4. 3	-	39. 1	-	13. 0	-	4. 3	26. 1	4. 3
20~49人	192	33	82	11	5	12	56	4	15	1	2	60	16
20 1070		17. 2	42. 7	5. 7	2. 6	6. 3	29. 2	2. 1	7.8	0. 5	1.0	31.3	8. 3
50~99人	62	13	34	3	3	1	16	1	4	1	3	16	3
		21.0	54.8	4. 8	4. 8	1.6	25. 8	1.6	6.5	1.6	4. 8	25.8	4.8
100人以上	65	12	39	3	2	8	10	3	8	2		18	3
	015	18.5	60.0	4. 6	3.1	12.3	15.4	4. 6	12. 3	3. 1		27. 7	4. 6
29年調査計	315	52	156	22	18	19	71	9	19	4	5	94	19
-	200	16.5	49.5	7. 0	5. 7	6.0	22.5	2.9	6.0	1. 3	1.6	29.8	6.0
28年調査計	302	49	152 50.3	22	8	14	82		25	1.7		90	18
		16. 2	50.3	7. 3	2. 6	4. 6	27. 2	2. 0	8. 3	1./	_	29.8	6. 0

女性活用の問題点



5)教育研修実施状況

「全体」の実施率は、男性 62.6%、女性 37.4% 「管理職」は男女合わせて 23.4%、「一般」は男女合わせて 76.6%

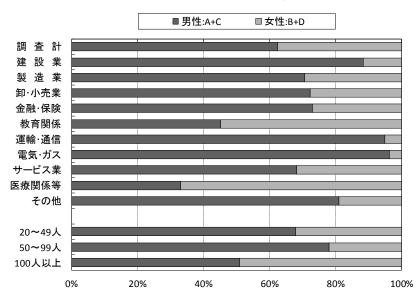
教育研修の実施率は、「全体」で男性 62.6%、女性 37.4% と男性の割合が高い。内訳としては、「管理職」が男女合わせて 23.4%、「一般」が男女合わせて 76.6% となっているが、ともに男性の割合が女性を上回っている。また、「一般」における労働者規模別では 50~99 人で、産業別では運輸・通信の実施率が最も高くなっている。

表41 教育研修実施状況

下段:%

表41 教	育研修実施	<u>状况</u>									
		総 数	-	-	管 理 職			一 般	-		
区 分	合計:G	男性:A+C (A+C)/G	女性:B+D (B+D)/G	計:E E/G	男性:A A/E	女性:B B/E	計:F F/G	男性:C C/F	女性:D D/F		
-m * -1	13, 408	8, 387	5, 021	3, 144	2, 279	865	10, 264	6, 108	4, 156		
調査計	,	62. 6	37. 4	23. 4	72. 5	27. 5	76. 6	59. 5	40. 5		
7-中 =几 -坐	742	656	86	225	202	23	517	454	63		
建設業		88. 4	11. 6	30. 3	89.8	10. 2	69. 7	87.8	12. 2		
製 造 業	2, 910	2, 056	854	587	536	51	2, 323	1, 520	803		
光 足 未		70. 7	29. 3	20. 2	91.3	8. 7	79. 8	65. 4	34.6		
卸·小売業	905	654	251	237	208	29	668	446	222		
町・小児未		72. 3	27. 7	26. 2	87.8	12. 2	<i>73. 8</i>	66.8	33. 2		
金融·保険	74	54	20	22	19	3	52	35	17		
並		73. 0	27. 0	29. 7	86. 4	13. 6	<i>70. 3</i>	67. 3	32. 7		
教育関係	401	181	220	139	72	67	262	109	153		
시더니자		45. 1	54. 9	34. 7	51.8	48. 2	<i>65. 3</i>	41.6	58. 4		
運輸·通信	1, 724	1, 638	86	237	227	10	1, 487	1, 411	76		
定制 起旧		95. 0	5. 0	13. 7	95.8	4. 2	<i>86. 3</i>	94. 9	5. 1		
電気・ガス	107	103	4	40	37	3	67	66	1		
电水		96. 3	3. 7	37. 4	92.5	7. 5	<i>62. 6</i>	98. 5	1. 5		
サービス業	1, 171	799	372	301	250	51	870	549	321		
,,,,		68. 2	31.8	<i>25. 7</i>	83. 1	16. 9	74. 3	63. 1	36.9		
医療関係等	4, 389	1, 448	2, 941	1, 080	468	612	3, 309	980	2, 329		
		33.0	67. 0	24. 6	43.3	56. 7	<i>75. 4</i>	29.6	70.4		
その他	985	798	187	276	260	16	709	538	171		
	2 227	81.0	19.0	<i>28. 0</i>	94. 2	5. 8	<i>72. 0</i>	75. 9	24. 1		
20~49人	2, 637	1, 791	846	761	657	104	1, 876	1, 134	742		
	4 404	67. 9	32. 1	28. 9	86.3	13. 7	71. 1	60.4	39.6		
50~99人	4, 101	3, 201	900	744	613	131	3, 357	2, 588	769		
	0.070	78. 1	21. 9	18. 1	82.4	17. 6	<i>81. 9</i>	77.1	22. 9		
100人以上	6, 670	3, 395	3, 275	1, 639	1,009	630	5, 031	2, 386	2, 645		
	15 410	50.9	49. 1	24. 6	61.6	38. 4	75. 4	47. 4	52.6		
29年調査計	15, 413	10, 509	4, 904	3, 445	2, 539	906	11, 968	7, 970	3, 998		
	14 012	68. 2	31.8	22. 4	73.7	26. 3	77. 6	66.6	33.4		
28年調査計	14, 813	9, 773	5, 040	3, 115	2, 295	820	11, 698	7, 478	4, 220		
		66. 0	34. 0	21. 0	73. 7	26. 3	<i>79. 0</i>	63.9	36. 1		

教育研修実施状況(総数:男女比率)



2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は29.8%、制度の利用人数は310人

再雇用制度がある事業所の割合は29.8%であり、制度の利用人数は310人で、その内訳は常用が215人、 臨時が38人、パートタイマーが57人となっている。

労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は100人以上が最も多く、50~99人が最も少ない。また、産業別では、金融・保険、教育関係の割合が高くなっている。

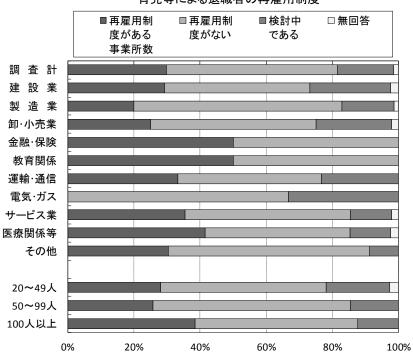
表42 :	育児等によ	る退職者の再雇用制度	

下段:% *斜体数値は常用労働者内の比率:%*

表4	ŀZ	育り	己寺による	る退職者の	冉雇用制									١.	段:% 🧍	7体数値は常	用穷働者内	の比率:%
				再雇用制					再雇用	制度の利用	用人数							
区		分	事業所 総 数	度がある 事業所数	総数	常	用	正	規	非正	E規	臨	時	パートタ	イマー	再雇用制 度がない	検討中 である	無回答
						男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
調	査	計	319	95	310	162	53	121	36	41	17	36	2	15	42	165	54	5 1. 6
마미	д	пІ		29.8		52.3	17. 1	<i>56. 3</i>	16. 7	19. 1	7. 9	11.6	0.6	4. 8	13.5	51.7	16. 9	1.6
建	設	業	41	12	37	29	3	29	3	-	-	5	_	-	-	18	10	1 '
Æ	DX.	*		29. 3		78. 4	8. 1	90. 6	9. 4	-	-	13. 5	_	-	_	43. 9	24. 4	2. 4
製	造	業	70	14	117	58	14	35	3	23	11	31	2	9	3	44	11	1
200	ᄺ	_		20. 0		49.6	12.0	48. 6	4. 2	31. 9	15. 3	26. 5	1.7	7. 7	2. 6	62. 9	15. 7	1.4
舠.	小売	業	48	12	5	1	3	1_	2		1_			_	1	24	11	1
		, A		25. 0		20.0	60.0	25. 0	<i>50. 0</i>	-	25. 0	-	_	-	20.0	50.0	22. 9	2. 1
金融	独・保	卻	6	3	-	-	_	-	-	_	-	-		_		3		
	34 PI	````		50.0		-		-	-	-	-	-		-		50.0		
教	育関	係	6	3	1	-	1		1		-					3		!
-			00	50.0		-	100.0	-	100.0	-	-	-		-		50.0		
運車	俞·遅	信	30	10	56	50	5	38	4	12		-		-		13	/	- '
			•	33. 3		89. 3	8. 9	69. 1	7. 3	21. 8	1. 8	-	_		1.8	43.3	23. 3	
電気	え・カ	ĭス	6								_					- 4	2	[<u>-</u>
_		_	48	17	41	15		14	-	- 1	-	-		_	15	66. 7 24	33.3	- 1
サー	-ビス	ス業	48	35. 4	41		9 22. 0	58. 3	9 <i>37. 5</i>					2 4. 9			12. 5	0 1
			41	35. 4 17	53	36. 6 9	18	<i>38. 3</i>	37. 3 14	<i>4. 2</i> 5	-	_		4. 9	36.6	50. 0 18	12.5	2. 1
医療	関係	系等	41	41.5	ეა	17.0	34.0	14.8	51. 9	18. 5	14.8			7. 5	22 41. 5	43.9	12. 2	2.4
			23	41.3		17.0	34.0	14. 0	31.9	10. 0	14. 0	_		1. 0	41. 0	43. 9	12. 2	2.4
7	- の作	b b	23	30. 4												60.9	8.7	[
_		+	192	54	73	54	15	53	11	1	4				4	96	37	5
20	~49	人	132	28. 1	/3	74. 0	20.5	76. 8	15. 9	1. 4	5. 8	_			5. 5	50.0	19.3	2. 6
			62	16	31	3	7	3	70.0	7. 7	J. U	_	_	2	19	37	9	2.0
50	~ 99	人	02	25. 8		9.7	22.6	30.0	70.0	-	_	_	_	6. 5	61.3	59.7	14. 5	l
400			65	25	206	105	31	65	18	40	13	36	2	13	19	32	8	_
100	人以	上		38. 5		51.0	15. 0	47. 8	13. 2	29. 4	9.6	17. 5	1. 0	6.3	9. 2	49. 2	12. 3	
00.5			315	78	54	32	21	28	13	4	8		-	-	1	190	42	5
29年	-調査	計		24. 8		59.3	38.9	52. 8	24. 5	7. 5	15. 1	-	_	-	1. 9	60. 3	13. 3	1.6
00.5	- =m -		302	74	402	105	41	84	15	21	26	36	19	165	36	178	44	6
28年	調査	計		24. 5		26. 1	10. 2	<i>57. 5</i>	10.3	14. 4	17. 8	9. 0	4. 7	41.0	9.0	58. 9	14. 6	2. 0
				11.0				- 7, 0		. ,, ,	. , , , ,	0.0			0.0	,,,,		

※再雇用の利用実績がある場合は、「制度がある」事業所数にカウントしています。

育児等による退職者の再雇用制度



3. 職場環境

セクシャル・ハラスメント防止の周知有り89.7%セクシャル・ハラスメント相談員有り61.8%

「セクシャル・ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は89.7%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100人以上が96.9%で最も高い。産業別では、教育関係、電気・ガスが100%と高くなっている。

セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置状況としては、「相談員を置いている事業所」の割合は 61.8% で、その内訳は「男性相談員のみ」が 20.4%、「女性相談員のみ」が 12.9%、「男女とも相談員がいる」が 28.5%となっている。

また、「男性相談員のみ」の割合が多いのが、労働者規模別では100人以上、産業別では、卸・小売業が最も多く、同様に「女性相談員のみ」は、50~99人と金融・保険と教育関係が最も多く、「男女とも相談員がいる」は、100人規模以上と教育関係、電気・ガスが最も高くなっている。

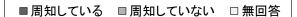
「相談員はいない」の割合が高いのは、労働者規模別では20~49人、産業別では建設業、運輸・通信が高くなっている。

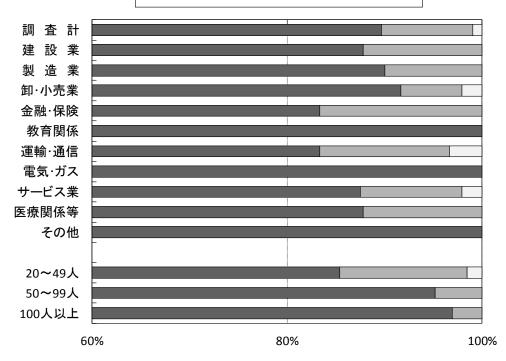
表43 セクシャル・ハラスメントの防止

下段:%

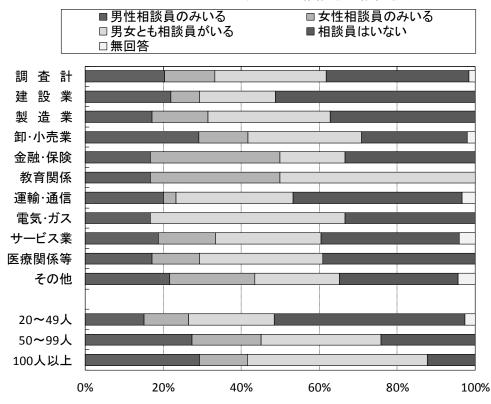
<u> 12 TU L.</u>	<i>7 7 1 10</i>	1 1 7 7 7 7	7 1 07 mj.	<u> </u>						1 +2 . /0
	セクシャル	・ハラスメ	ントの防止	周知の有無		セクシャル		ント相談窓	口設置状況	
区分	事業所 総 数	周知して いる	周知して いない	無回答	男性相 談員の みいる	女性相 談員の みいる	男女とも 相談員が い る	相談件数	相談員はいない	無回答
 -1	319	286	30	3	65	41	91	31	117	5
調査計		89. 7	9. 4	0. 9	20. 4	12. 9	28. 5		36. 7	1.6
建設業	41	36	5	-	9	3	8	2	21	-
连 改 未		87. 8	12. 2	-	22. 0	7. 3	19. 5		51. 2	_
製 造 業	70	63	7	_	12	10	22	11	26	-
衣 坦 木		90.0	10.0	_	17. 1	14. 3	31. 4		37. 1	-
卸·小売業	48	44	3	1	14	6	14	2	13	1
四"小儿未		91.7	6. 3	2. 1	29. 2	12. 5	29. 2		27. 1	2. 1
金融·保険	6	5	1	_	1	2	1	-	2	-
並		83. 3	16. 7	_	16. 7	33. 3	16. 7		33. 3	-
教育関係	6	6	_	_	1	2	3	3	-	_
が日内が		100.0	_	-	16. 7	33. 3	50. 0		-	-
運輸·通信	30	25	4	1	6	1	9	5	13	1
生物 旭旧		83. 3	13. 3	3. 3	20.0	3. 3	30. 0		43. 3	3. 3
 電気·ガス	6	6	-	-	1	-	3	-	2	-
电机力八		100.0	-	-	16. 7	-	50. 0		33. 3	_
ー サービス業	48	42	5	1	9	7	13	1	17	2
, L/X		87. 5	10.4	2. 1	18.8	14. 6	27. 1		35. 4	4. 2
医療関係等	41	36	5	_	7	5	13	7	16	_
区深风水节		87. 8	12. 2	-	17. 1	12. 2	31. 7		39.0	-
その他	23	23	_	_	5	5	5	_	7	1
C 07 E		100.0	-	-	21.7	21. 7	21. 7		30. 4	4. 3
20~49人	192	164	25	3	29	22	42	4	94	5
		85. 4	13. 0	1.6	15. 1	11. 5	21. 9		49.0	2. 6
50~99人	62	59	3	_	17	11	19	9	15	36
		95. 2	4. 8	-	27. 4	17. 7	30. 6		24. 2	58. 1
100人以上	65	63	2	_	19	8	30	18	8	49
. 307.72		96. 9	3. 1	_	29. 2	12. 3	46. 2		12. 3	75. 4
29年調査計	315	276	37	2	69	42	67	22	133	4
		87. 6	11.7	0.6	21.9	13. 3	21. 3		42. 2	1. 3
28年調査計	302	270	26	6	77	41	60	28	118	6
20十四月日		89. 4	8. 6	2. 0	25. 5	13. 6	19. 9		39. 1	2. 0

セクシャル・ハラスメントの防止周知





セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



IX. 心の健康(メンタルヘルス)対策

表44 メンタルヘルス対策の状況

23

192

62

65

315

その他

20~49人

50~99人

100人以上

29年調査計

15

65. 2

106

55. 2

90.3

98. 5

214

56

64

1. 取組状況と休業・退職の状況

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は70.8% メンタルヘルス上の理由で休業・退職者がいる事業所は25.1%

心の健康(メンタルヘルス)対策に取り組んでいる事業所は、226事業所と全体の70.8%となっている。 労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100人以上が98.5%で最も高い。産業別 では、金融・保険、教育関係、電気・ガスの割合が高くなっている。

心の健康(メンタルヘルス)上の理由で休業者あるいは退職者のいる事業所は、80事業所と全体の25.1% となっている。

下段:%

メンタルヘルス上の理由による休業(1ヶ月以上)・退職

13. 0

12.5

19.4

53.8

3

24

12

35

56

18

8

2

8

4. 2

3. 2

78<u>.</u> 3

154

80.2

71.0

47.7

240

44

31

労働者規模別にみると、100人以上が52.3%で最も高くなっている。

メンタルヘルス対策の有無

	事業所		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	13 ///	プラブル かれている			~ (,) / 1 / 2 -	-/ 2019
区分	総数	取組んで いる	取組んで いない	無回答	いる	休業者	退職者	いない	無回答
調査計	319	226	86	7	80	157	71	229	10
神 耳 可		70.8	27. 0	2. 2	25. 1	49. 2	22. 3	71.8	3. 1
建設業	41	25	16	-	8	5	7	33	_
连 议 未		61.0	39. 0	-	19.5	12. 2	17. 1	80. 5	-
製 造 業	70	55	13	2	27	75	20	40	3
表 追 未		78. 6	18. 6	2. 9	38.6	107. 1	28. 6	57. 1	4. 3
卸·小売業	48	28	19	1	6	8	4	41	1
四 小元未		58. 3	39. 6	2. 1	12.5	16. 7	8. 3	85. 4	2. 1
金融·保険	6	5	1	-	3	2	1	3	-
立際 不厌		83. 3	16. 7	-	50.0	33. 3	16. 7	50.0	-
教育関係	6	5	1	-	2	2	-	4	-
教育 関係		83. 3	16. 7	_	33. 3	33. 3	_	66. 7	-
雷岭, 高层	30	23	7	-	6	8	1	23	1
運輸·通信		76. 7	23. 3	-	20. 0	26. 7	3. 3	76. 7	3. 3
電気・ガス	6	5	1	-	2	1	1	4	-
电メログ		83. 3	16. 7	-	33. 3	16. 7	_	66. 7	-
サービス業	48	31	14	3	5	8	11	41	2
リーころ未		64. 6	29. 2	6. 3	10. 4	16. 7	22. 9	85. 4	4. 2
医皮肤皮炎	41	34	6	1	16	37	23	22	3
医療関係等		82. 9	14. 6	2.4	39.0	90. 2	56. 1	53. 7	7. 3

5

2

8

2.6

3. 2

5

30

16

34

67

21<u>.</u> 7

15.6

25.8

52. 3

11

22

19

47. 8

11.5

30.6

116

82

178.5

8

34. 8

42. 2

6.5

1. 5

93

81

4

1

2. 実施している対策

実施している対策は「相談窓口の設置」が56.2%で最も多い

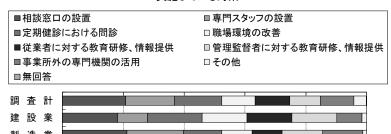
実施している対策は「相談窓口の設置」が56.2%、「専門スタッフの設置」が43.4%、「定期健診における問診」が42.5%などで高くなっている。

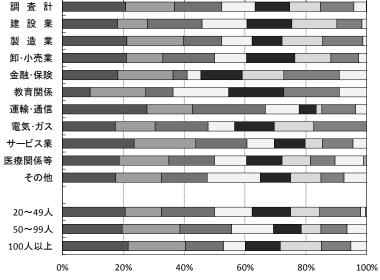
労働者規模別にみると、「相談窓口の設置」における100人以上の割合は70.3%で最も高くなっている。

表45 メンタルヘルス対策の取組 (実施対策) 下段:%

<u>表 45</u>	<u> </u>	ノダルヘル	ノ人 刈 束 の	<u>取組(美洲</u>	1.刈 束 /						下段:%
			実施してい	る対策(複数	(回答)						
区	分	取組んで いる 事業所	相談窓口の 設置	専門スタッフ の設置	定期健診に おける問診	職場環境の 改善	従業者に対す る教育研修、 情報提供	管理監督者に 対する教育研 修、情報提供	事業所外の 専門機関の 活用	その他	無回答
調査	計	226	127	98	96	67	70	62	67	25	1
調査	āl		56. 2	43. 4	42. 5	29. 6	31.0	27. 4	29. 6	11. 1	0. 4
建設	業	25	11	6	11	9	9	9	5	1	-
注	*		44. 0	24. 0	44. 0	36. 0	36. 0	36. 0	20. 0	4. 0	-
製 造	業	55	32	28	19	15	15	20	20	2	_
衣坦	*		58. 2	50. 9	34. 5	27. 3	27. 3	36. 4	36.4	3. 6	_
卸·小売	与坐	28	16	9	13	8	12	9	7	2	_
E1 11.7	上本		57. 1	32. 1	46. 4	28. 6	42. 9	32. 1	25. 0	7. 1	_
金融·货	되었	5	4	4	1	1	3	3	4	2	_
가 되지 1	* P.X		80.0	80.0	20. 0	20. 0	60.0	60.0	80.0	40.0	_
教育関	係	5	1	2	1	2	2	_	2	1	_
N H IX	3 1/1		20. 0	40.0	20. 0	40. 0	40. 0	_	40. 0	20.0	_
運輸·通	孟信	23	15	8	13	6	3	1	6	2	_
建制 刀	<u> </u>		65. 2	34. 8	56. 5	26. 1	13. 0	4. 3	26. 1	8. 7	_
電気・オ	Η̈́ス	5	4	3	4	2	3	3	4		_
电人	3/\		80.0	60.0	80.0	40.0	60.0	_	80.0	_	_
サービ	ス業	31	21	18	15	8	9	5	9	4	_
	· · *		67.7	58. 1	48. 4	25.8	29. 0	16.1	29. 0	12. 9	
医療関係	系	34	16	14	13	9	10	8	7	8	1
)/(·)		47. 1	41. 2	38. 2	26. 5	29. 4	23. 5	20. 6	23. 5	2. 9
その	曲	15	7	6	6	7	4	4	3	3	_
			46. 7	40.0	40.0	46. 7	26. 7	26. 7	20.0	20.0	
20~49	9 J.	106	52	30	44	31	32	24	34	4	1
	.,,		49.1	28. 3	41.5	29. 2	30. 2	22. 6	32. 1	3.8	0. 9
50~99	9人	56	30	29	26	21	14	10	13	10	_
			53.6	51.8	46. 4	37. 5	25. 0	17. 9	23. 2	17. 9	_
100人以	1上	64	45	39	26	15	24	28	20	11	
		04.1	70.3	60. 9	40.6	23. 4	37. 5	43.8	31.3	17. 2	_
29年調	杳計	214	107	99	104	71	76	62	57	29	
	_ ^ '	001	50.0	46. 3	48.6	33. 2	35. 5	29.0	26.6	13.6	
28年調	查計	201	107	90	87	57	65	56	52	17	1
- 1 1473			53. 2	44. 8	43. 3	28. 4	32. 3	27. 9	25. 9	8. 5	0. 5

実施している対策





3. 取組んでいない理由

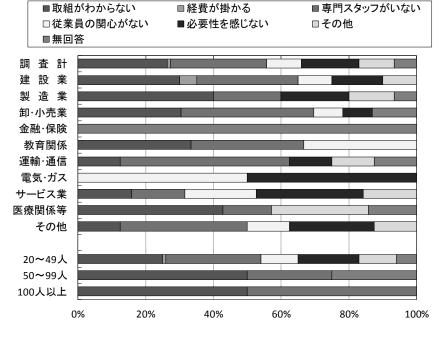
取り組んでいない理由は「専門スタッフがいない」が34.9%と最も多い

取り組んでいない事業所の取り組んでいない理由は、「専門スタッフがいない」が 34.9%と最も多かった。

労働者規模別にみると「専門スタッフがいない」における 20~49 人が 28 事業所、「取組がわからない」における 20~49 人が 25 事業所と多くなっている。

表4	6	٧.	ンタルヘル	レス対策の	取組(取組		<u>い理由)</u> flんでいなし	、 理由		下段:%
区	:	分	取組んで いない 事業所	取組がわか らない	経費が掛かる		従業員の関	必要性を感じない	その他	無回答
調	査	計	86	28 32. 6	1. 2	30 34. 9	11 12. 8	18 20. 9	11 12. 8	7 8. 1
建	設	業	16	6 37. 5	6. 3	6 37. 5	12. 5	3 18. 8	2 12. 5	
製	造	業	13	6 46. 2	-	23. 1	-	3 23. 1	15. 4	1 7. 7
卸·	小売	業	19	7 36. 8	_	9	2 10. 5	10.5	-	3 15. 8
金融	· 保	険	1	-		-	-	-		100.0
教	育関	係	1	100.0		100.0	100.0	_	_	-
運輸	俞·通	信	7	14. 3	_	57. 1	-	14.3	1 14. 3	14.3
電気	乱・ガ	ス	1	14. J -		J1. I -	100.0	100.0	14. 5	14. 0
サー	-ビス	、業	14	3 21. 4		3 21. 4	28.6	6 42.9	3 21. 4	
医療	関係	等	6	3 50.0		16.7	-	42.9	33.3	1 16.7
-	の他	1	8	12.5		37.5	1 12. 5	25.0	12.5	10. 7
20	~49.	人	81	25	1.2	28	11	18	11	6
50	~99.	人	4	30.9	1. Z	34. 6	13.6	22. 2	13. 6 –	7.4
100	人以	上	1	50.0		25. 0 1	_			25. 0 –
29年	調査	計	93	100. 0 30	6	100.0 36	13	17	- 15	3
	調査		90	32. 3 27 30. 0	6. 5 9 10. 0	38. 7 40 44. 4	14. 0 12 13. 3	18. 3 12 13. 3	16. 1 26 28. 9	3. 2 6 6. 7

取組んでいない理由



別 添 資 料

平成30年度 福島市労働条件等実態調査票

(平成30年7月31日現在)

福島市商工観光部 商業労政課 労政係 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話番号 024-525-3720

この調査票は、福島市内の**常用労働者数(I-2-(1)-C)が20人以上の事業所**における労働時間、年次有給休暇、賃金、退職金等の実態に関する労働条件、更には事業所における育児休業取得、男女共同参画等の実態を把握するために実施するものです。

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

記入上の注意

- ○特に断らない限り、平成30年7月31日現在で、常用労働者についてご記入ください。
- ○**太線で囲んだ部分が回答欄**です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で 囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- ○数字は算用数字で右づめにて記入願います。
- ○この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているもの ばかりでなく、**現在、慣行として行われているものを含みます**。なお、現在の慣行が 就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、**現在の慣行を「制度」と します。**
- ○調査票は**平成30年11月16日(金)までに返送**してください。
- ○**常用労働者数が19人以下の場合は2ページまで**ご記入の上、ご返送ください。
- ○Q&Aを添付しておりますので、参照のうえ、ご記入ください。

事業所の名称			No.
所 在 地			
記入者の氏名	所属部課名	TEL FAX	

I 労働形態

1. 業種はどれですか。番号に○を付けてください。

1	建設業	2	製造業	3	卸・小売業	4	金融・保険	5	教育関係
6	運輸・通信業	7	電気・ガス・水道業	8	サービス業	9	医療関係等	10	その他

2. 労働者数

(1) 貴事業所の労働者数について記入してください。

19人以下の事業所は、2pまで、 20人以上の事業所は、2p以降 も

※該当者がいなし	※ 該当者がいない場合は、数字のゼロを記入 してください。												
区 分	男 性	女 性	計	総合計									
常用労働者	A =①+④	B =②+⑤ 人	<u>C =3+6</u> 人	C+F+I+L 人									
正規の職員・従業員	①	② 人	3 =1+2 [/]										
上記以外	④ 人	⑤ ^人	⑥ =④+⑤ ^人										
臨時労働者	D ^	E ^	F 人										
パートタイマー	G 人	H ^	I A										
派遣労働者	J A	K ^	L 人										

(注)「**常用労働者**」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、前2月にそれぞれ18日以上雇われた労働者。

「正規の職員・従業員」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。 「上記以外」とは、常用労働者のうち正規の職員・従業員以外の労働者(「嘱託」、「契約社員」)。 「臨時労働者」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的事業、その他短期の 有期事業のために雇い入れられる労働者。

「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定 労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。

「総合計」の欄には、常用労働者 (C)、臨時労働者 (F)、パートタイマー (I)、派遣労働者 (L) の合計数を記入してください。

(2) **常用労働者 (上記A・B・C)** に関する職種別の内訳を記入ください。

(4) m/II/J/M/A \ 1) のWJ玉7/1。51.1b	八世間ノくてにして、	0
区 分	男 性	女 性	計	
事務	人	人	人	
販売・サービス	人	人	人	
専門·技術	人	人	人	
技能 · 労務	人	人	人	常用労働者 A・B・C と 一致します
そ の 他	A	人	人	→ 一致します
計	A A	В	C A	

(注)「事務」とは、事務に従事する労働者をいいます。

「販売・サービス」とは、商品・証券等の売買・保険外交等に従事する労働者及び個人に対するサービスの仕事に従事する労働者をいいます。

「専門・技術」とは、専門知識を応用し、技術的な業務・研究等に従事する労働者をいいます。

「技能・労務」とは、原材料の加工、各種機械機具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業等に従事する労働者。又は、鉄道・自動車・通信電話交換等で運転・操作に従事する労働者及び車掌・電話交換手等に従事する労働者をいいます。

(3) 年齢別構成を記入してください。

I-2-(1)常用労働者数 各アルファベット欄の 人数と一致します

く男 性>

<u> </u>						
区 分	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	A 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	D 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	G 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	J 人
合 計	人	人	人	人	人	人

く女 性>

<u> </u>						
区 分	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	B 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	E 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	H 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	K 人
合 計	人	人	人	人	人	人

(4) 派					受け入れている全ての業務を選んでください。					
1	事	務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他	

(5)	業務請負会社を利用していますか	7
(0)		~~

. ,			9
1	利用している	2	利用していない

業務請負会社を「1 利用している」場合、どんな業務を利用していますか。 利用している業務全てを選んで下さい。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他
---	----	---	---------	---	-------	---	-------	---	-----

(6) 常用労働者のうち障がい者、外国人について記入ください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

	/ · · · P/ · —		-	<u> </u>				1,00
	区	分		男	性	女	性	計
障	が	V	者		人		人	人
外	E		人		人		人	人
	Î	+			人		人	人

 パートタ 正規職員 			わせているパ	ートタイ [、]	マーはいます	⁻ カゝ。	
1 い る		2	いない				
(a) » 1 <i>t</i>	11- 40	T 48		A 生!	ぶょ ロナナム		
(2) パートタ 1 あ る		上規しな	<u>の職員への転打</u> い		<i>™ありまりル</i> :い」場合 〉	1	検討している
]			検討していない
		_	<u>伝換制度等が</u> ハて記入して<		<u>」場合</u>	2	
<u> </u>	1117人 471 141-1			, /C C V 0			
1. 労働組合 労働組合	、 ↑はあります	م ار .					
			45				
1 あ る)	2	ない				
T 꼭 (독), Dd	上目目 ∵ ≉	4 co x	4 24 44 / T	0 (1)	へ) か料色に	· 2 7 7	、してください。
[労働日		が用り	7 側有致(1 一	2-(1)-	し) を対象に	- 記入	してください。
l. 所定労働 通常の1		5字3	· 佛時問 (休自	建業時	5問け今五主	11-)は何時間ですか。
	三間労働日数			<u>、 7久未</u> 时	<u> 71月14日 (アム</u>	<u>e</u> /v) (4月時間(9 1/3-0
1日	あた			<i></i>	IN KI P W		
·	り	時	引 分	牛間	労働日数		目
							れた始業時刻から終業時間す
							引は含みません)をいいます 含む) 日数をいいます。
· 75 PM F	IMI CIA	/J (#)/)		J (V)	/ SX H WH N	PPE C.	HU/ H M CV V S 7 6
2. 所定外党	動時間						
							定外労働時間は何時間
ですか。	(30分以上 区	は切	<u>り上げ、30分</u> 分	木満は切			(くたさい。) 外労働時間
	•	所定	 外労働時間の	合計(X)	— [H] v)	<i>1</i> 71 Æ	時間
男性平均	=		者男性(A)。		-		
			外労働時間の				—————————————————————————————————————
女性平均	= - / 1 / 2	<u> </u>		西川(*/	-		

(B)(注)「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、臨時の呼び出し休日出勤などの労働時間をいいます。

(Y)

常用労働者女性(B)の人数

+

 (\mathbf{X})

 (\mathbf{A})

全体平均 =

時間

Ⅲ 休暇制度 ※常用労働者数 (I-2-(1)-C) を対象に記入してください。

- 1. 年次有給休暇
- (1) 平成30年7月31日以前の最近の1年間の年次有給休暇の実績について、常用労働者一人あたりの平均日数を記入してください。

一人平均付与日数	一人平均繰越日数	一人平均取得日数
目	Ħ	目

(注)「**付与日数**」とは、労働者が当該休暇年度に新たに利用できる年次有給休暇(繰越分除く)日数です。「**繰越日数**」とは、労働者が前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰越できた日数です。(付与日数と繰越日数の合計が1年間に使用できる有給休暇の日数になります。)

「取得日数」とは、労働者が当該休暇年度内に実際に利用(消化)した日数です。 日数は、小数点以下を切り上げて整数で記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度がありますか。

 		14 7 1 1 7 1 7 1 7 7	1111111	• • •		3	/ 0
1	あ	る		2	な	٧١	

2. その他休暇制度

どのような休暇制度を設けていますか。 右の中からいくつでも選んでください。

制度がある場合、最高何日か記入してください。 **有給である場合**、"アイウエ"にも○をつけてくだ さい。

1	リフレッシュ休暇	目	ア
2	ボランティア休暇	目	1
3	研修のための休暇	目	ウ
4	その他の休暇	H	Н
5	ない		

(注)「**リフレッシュ休暇**」とは、勤続10年目あるいは20年目といった一定の要件に合致する労働者に リフレッシュを目的として与える特別休暇をいいます。

「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に与える特別休暇をいいます。

「**研修のための休暇**」とは、事業所の業務に関連しないで、労働者自らの意思で研修を受ける際に 与えられる休暇をいいます。

「**その他休暇**」とは、創立記念日等のように全事業所が一斉に休む休暇を除き、上記以外で独自の休暇があれば、具体的に記入してください。

Ⅳ 休業制度等 ※常用労働者数 (I-2-(1)-C) を対象に記入してください。

1. 育児休業制度

常用労働者の育児休業制度について、該当するものに○をつけてください。

(1) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1 定めている 2 定めていない

- (注)「**育児休業制度**」とは、乳幼児を有する労働者が、育児のために自らの希望により職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念した後、復職することを内容とする措置をいい、このことを定めた育児休業法(現育児・介護休業法)は平成7年4月1日から全事業所に適用されています。
- (2) 育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、育児休業制度の期間はどのくらいですか。

1	子が満1歳未満	2	子が1歳6ヶ月に達するまで
3	子が満2歳に達するまで	4	子が満2歳以上

(3)	育児休業制度を就業規則または労働協約上に定めている場合、	育児休業中の賃金はどのように
	取り決められていますか。	

	10170417 240 41 01	/ / /					
1	全額支給	2	一部支給	3	無	給	

- (4) 育児休業制度利用者の状況について記入してください。
 - **※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入**してください。
- ① 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの出産者数(男性の場合は配偶者が出産した者の数)を記入してください。
- ② ①で該当した者のうち、平成30年7月31日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出をしている者を含む)を記入してください。
- ③ ②の開始者(申出者含む)の一人あたりの平均取得日数(少数未満は切り上げ)を記入してください。
- ④ ②の開始者(申出者含む)の取得日数の内訳を記入してください。

9		<u> </u>	Į	 . D . 1 . 1 . 1 . 2	 	_		. – – •		
	男性の該当者数		人	男性の取得者数		人	3	男性の平均取得日数		日
	女性の該当者数		人	女性の取得者数		人	(O)	女性の平均取得日数		日

4	取得日数	3ヶ	月未	き満	3ケ 6ケ	月~ 月末	満	6ケ 9ケ	月~ 月未	流満	9ヶ 12ヶ	月~ - 月 <i>5</i>	未満	12カ 24カ	r 月 ⁄ r 月 ラ	~ 未満	24ゥ	- 月以	以上
	男性の取得者数			人			人			人			人			人			人
	女性の取得者数			人			人			人			人			人			人

(5) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作成し、福島労働局に届けていますか。

	, ,		
1	届けている	2	届けていない

- 2. 育児短時間勤務制度等
- (1) 育児短時間勤務制度等を、就業規則または 労働協約上に定めていますか。 なお、定めている場合"アイウ"にも○をつ けてください。
- (注)「**育児短時間勤務制度等**」とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しながら子を養育することを容易にするための何らかの措置をいいます。

	定》	うている (対象は)
1	ア	3歳まで
1	イ	小学生まで
	ウ	その他(
2	定》	りていない

(2)	育児短時間勤務制度等	等を	定めて	定めている場合				男性	:	女性		
	いる場合 、右のどの。 がありますか。	よう	な制度		短時間	勤	—— 務制度			人		人
	<u>該当する番号全てに</u> ください。	<u>0 8</u>	つけて	1	(平)	均	短縮時間])		分		分
	※ <u>該当者がいない場</u> のゼロを記入して			2	フレッ:	クノ	スタイム	制度		人		人
	_			3	始業・A げ・繰		業時刻の	繰上		人		人
	また、平成29年8月1日7月31日までに取得し	た丿	数を、	4			<u>)</u> 動の免除	<u> </u>		人		人
	男女別に記入してくた		-	5	事業所	力	託児の使	用		人		人
(注)	「短時間勤務制度」を ついては、平均短縮時間			6	育児に要する経費の援					人		人
	ください。	18 J- 1	- O - T - I - II		助措置							
	また、同一労働者が期間した場合は、2人と計上			7	その他)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		人
	ただし、同一労働者が した場合は1回として計			ľ								
	した場合は1四として計	<u>⊥</u> ∟	/ (/ /2 0 /)					<i></i>				
	子の看護休暇制度	小米	担則または労	活料	り処 しょう	÷	ムナいま	・ナム				
	子の看護休暇制度を記定めている	<u>北</u> 来 2	焼則または労			止	<i>w)</i> (<i>V</i> · 3	< 9 /J3	o .			
1	ためている	۷	ためてい	1,7,	V '							
(2)	子の看護休暇制度の其	期間	はどのくらい	です	^ー カゝ。					_		
1	5日未満	2	5 目		3		6 日以	1 上				
(3)	子の看護休暇中の賃金	金は	どのように取	いり	そめら <u>れ</u>	て	いますか	7 °				
1	全額支給	2	一部支給		3		無	給				
4.	介護休業制度											
(1)	介護休業制度を就業規	規則	または労働協	納」	こに定め	て	いますか	70				
1	定めている	2	定めてい	な	<i>V</i> \							
	「介護休業制度」とは 連続休業が与えられる制			例え	ば高齢の)父	:母等の介	`護の†	きめに、 :	退職す	ること	なく
(2)	介護休業制度の期間に	まど	のくらいです	゚カ゚゚。						_		
1	9 3 目	2	6ヶ月未満		3		6ヶ月.	以上				
(3)	介護休業中の賃金は	どの	ように取り決	; b <u>c</u>	っれてい	ま	すか。			7		
1	全額支給	2	一部支給		3		無	給				
(注)	社会保険料の本人負担な	分を	会社が本人に作	弋わ ・	って負担 [、]	す	る場合は	「一部」	支給」にな	ょりまっ	す。	
(4)	介護休業制度利用者の ※該当者がいない場	-					-	\				

(注)平成29年8月1日から平成30年7月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

女 性

男 性

v	定年制 ※常	用剪	分働者数 (I-2-(1)-	· C)	を対象に記入してください。
	定年制 定年制はありますか。				
1	ある	2	ない		
(2)	定年制がある場合、	その	形態と年齢について言	己入	してください。
1	一律定年制	2	職種別定年制	3	その他(
(3)	歳 ※左記へ定年の を		の年齢を記入してくたますか	ごさv	``o
1	ある	2	ない		
			いが「1 ある」場合 、 度を選んでください。	ど,	んな制度を利用していますか。
1	再雇用制度のみ	2	勤務延長制度のみ	3	両者の併用
1.	正規の職員・従業員退職金制度はあります	トか、	>	·c)	を対象に記入してください。
1	ある	2	ない		
(2)	退職金制度がある場	<u>合、</u>	その形態について記力	し	てください。
1	退職一時金制度のみ	2	退職年金制度のみ	3	両者の併用
4	両者のどちらか一方	また	は両者を労働者が選択	マナ	3
(3)	退職金の支払い準備刑	>態	 について、 該当する 番	号金	全てに ○をつけてください。
1	中小企業退職金共済				
4	社内準備		5 調整年金(厚生年	金基	金) 6 その他 ()

(注)「**特定退職金共済制度**」とは、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金 共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うもの をいいます。

「事業保険」とは、法人あるいは企業者が契約者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる 養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまと めにして「事業保険」といいます。

「調整年金」とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金基金制及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

「**その他**」には、退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

(4) 退職金制度がある場合、記入してください。

1 拠 出 制 2 無 拠 出 制

(注)「拠出制」とは、労働者が掛金の全部または一部を負担することをいいます。

- 2. 非正規の職員・従業員
- (1) 退職金制度はありますか。

(1)	VET-URV 7	医阴冽及下	x 0,7 7 S	/ /3 ()		
1	あ	る		2	な	٧١	

Ⅷ 賃金制度 ※常用労働者数 (I-2-(1)-C) を対象に記入してください。

- 1. 常用労働者の賃金
- (1) 平成30年7月分の賃金、年数、年齢の総合計数について記入してください。
 - ※<u>一人あたりの平均ではなく総合計数となります</u>のでご注意ください。

<事務・販売技術労働者> **※該当がない場合は、数字のゼロを記入**してください。

		() L D (111) 0 103	- / MA - /	TO THE PERSON	3X 1 47 C F 6		, ,
7月分の賃金支給対象			賃 金	支払いの	労 働 者	の状況	
とな	った的	常用労働者数	所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢
男	性	人	千円	千円	千円	年	歳
女	性	人	千円	千円	千円	年	歳

<生産・労務労働者> ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

		宣金支給対象	賃 金	支払いの	労働者の状況			
となった常用労働者数		所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年 齢		
男	性	人	千円	千円	千円	年	歳	
女	性	人	千円	千円	千円	年	歳	

(注)「**所定内賃金**」とは、就業規則や労使協定、労働協約等に定められた所定内の労働時間に対して支給 される賃金(基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等)をいいます。

「**所定外賃金**」とは、早出、残業、休日出勤など、所定外の労働時間に対して支給される賃金(時間外手当、休日勤務手当、超過勤務手当等)をいいます。

「現金給与総額」には、所定内賃金と所定外賃金の合計金額を記入してください。

「**勤続年数」**には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数を記入してください。

「年齢」には、7月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢を記入してください。

(2) 平成29年8月から平成30年7月に**常用労働者へ支払った**賞与について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	回数	月数
男性	□	ヶ月分

	回数	月数
女 性	П	ヶ月分

(注)「回数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計回数を記入してください。 夏季賞与と年末賞与の場合は2回となり、その他特別賞与があった場合はその分についてもカウント してください。

「月数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計月数を記入してください。 夏季賞与1.5ヶ月分と年末賞与1.5ヶ月分の場合は3ヶ月分と記入してください。

Ⅷ 男女共同参画の状況

- 1. 女性の昇進・参画
- (1) 大卒標準労働者が入社から昇給・昇格していく際に、男女間で差がありますか。

1	男性の方が早く昇給・ 昇格する者が多い	2	女性の方が早く昇給・ 昇格する者が多い	3	男女とも変わらない
4	把握していない	5	対象となる女性または男性労	働者	がいないので比較できない

(注)「**大卒標準労働者」**とは、大学卒業後、直ちに企業へ入社し、同一企業に継続して勤務している 労働者をいいます。

 (2) 大卒標準労働者の**男女間で差がある場合**、入社何年目頃からですか。

 1 入社してから5年目まで

 2 入社してから6~10年目まで

 3 入社してから11~15年目まで

 4 入社してから16~20年目まで

 5 管理職に昇進するとき

 6 その他 (右への記載願います)

(3) 平成30年7月末における**常用労働者のうち**、男女別、年齢別の管理職の人数について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

わからない

	◇欧ヨかるがありは、数子ので口を記入してくたです。													
	係長木	目当職	課長木	目当職	部長机	目当職								
	男 性	女 性	男 性	女 性	男性	女 性								
30歳未満	人	人	人	人	人	人								
30~39歳	人	人	人	人	人	人								
40~49歳	人	人	人	人	人	人								
50~59歳	人	人	人	人	人	人								
60歳以上	人	人	人	人	人	人								
合計	人	人	人	人	人	人								

(注)「**管理職**」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専 任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態 により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

(4) 女性の活用にあたっての問題点と考えられるものをお選びください。

※該当する番号全てに○をつけてください。

		C. 4	0
1	女性の勤続年数が平均的に短い	2	家庭責任を考慮する必要がある
3	一般的に女性は就業意識が低い	4	顧客や取引先を含め会社の一般の理解 が不十分である
5	中間管理職の男性や同僚の男性の認 識、理解が不十分である	6	時間外労働、深夜業をさせにくい
7	女性のための就業環境の整備にコス トがかかる	8	重量物の取り扱いや危険有害業務につ いて、法制上の制約がある
9	女性の活用方法がわからない	10	その他
11	特になし	10	

管理職		一般	『ロを記 <i>】</i> □ □		管理職	_	般
性	人	73/2	<u>Д</u>	文 性	H . T W	人	人
(小声) 本田の宝さ	·+\\					<u> </u>	
仕事と育児の両立 結婚、出産、育児		る退職者に	こ対して、	再雇用	制度があり	ますか。	,
ある	2	ない	`	3	検討中	である	
再雇用制度が「1 ぱ					ださい。		I
それ以外の場合、	□3. 職場	「坂境」 どま	己人してく	たさい。			
再雇用制度が「あ 雇用形態別に記入			29年8月7	から平成	30年7月にお	おける利用	人数を男女別
※該当者がいない	場合は	t、数字の		1		T	
区 分	男 // =①+@	性 D 1	<u>女</u> N=②+⑤	性	計 0 =③+⑥	人 0+R+U	総合計
用労働者							
規の職員・従業員 ⁽	1)	人	2	人	3 =1+2	人	
上記以外	4	人	5	人	6 =4+5	人	
時労働者)	人	Q	人	R	人	
	<u> </u>	人	T	人	U	人	
ートタイマー							
職場環境							
従業員に、セクシ	ュアル	・ハラス	メントの	方止を周	別知していま	すか。	
周知している	2	周知し	ていない	`			
職場内にセクシャ	ル・ハ	ラスメン	ト相談窓口	コを設置	せしています	か。(複数	如答可)
いる(男性相談員			女性相談員		いない		
<u>設置している場合</u> _件	、平成	28年8月 %	いら平成2	9年7月1	こおける相談	《件数を記》	入してくださ
職場の制度・慣行	î						
女性のみに適用さ		機制度や	慣行があ	る場合、	記入してく	ください。	

Ⅸ 心の健康(メンタルヘルス)対策の取組状況

- 1. 心の健康(メンタルヘルス)対策
- (1) 心の健康 (メンタルヘルス) 対策に取り組んでいますか。

1 取り組んでいる 2 取り組んでいない

(2) **取り組んでいる場合、**どのような対策を実施していますか。**該当する番号すべてに**○をつけてください。

	_ < < / / _ C · V · O		-		
1	相談窓口の設置	2	専門スタッフの配置 (産業医、カウンセラー等)	3	定期健康診断における 問診
4	職場環境の改善	5	従業員に対する教育研 修、情報提供	6	管理監督者に対する 教育研修、情報提供
7	事業所外の専門機関の 活用	8	その他(具体的に)		

(3) **取り組んでいない場合、**取り組んでいない理由は何ですか。**該当する番号すべてに**○をつけてください。

_		C 1/2C 4 0				
	1	取り組み方がわからな い	2	経費がかかる	3	専門スタッフがいない
	4	従業員の関心がない	5	必要性を感じない		
	6	その他(具体的に)				

(4)最近1年間に、心の健康(メンタルヘルス)上の理由により、連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員はいますか。

	U /C /C/	N PRIORI	5 / 14	0	_			
1	V	る		2	٧١	な	٧,	

(5)連続1ヶ月以上休業又は退職した従業員がいる場合、それぞれ人数は何人でしたか。

(°/ Æ 190 ·	<i>,,,,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10/21/40/	- MC AN 34 10 U	<u> </u>
休業者	人	退職者		人

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

平成31年3月

編集·発行:〒960-8601

福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部商業労政課労政係

TEL: 024-535-1111 (代表)

024-525-3720 (直通)